

第4次かほく市障がい者計画
第7期かほく市障がい福祉計画
第3期かほく市障がい児福祉計画

2024年(令和6年)3月
かほく市

留 意 事 項

◆「障害」の「害」の字のひらがな表記について

「障害」の「害」の字が良くないイメージを喚起させる場合が考えられ、不快感やマイナスのイメージへの配慮を行うため、今回の障がい者計画、障がい福祉計画でも引き続き法令や条例で定められている用語や制度・事業の名称、固有名詞、医学用語等を除いては、「害」の字をできるだけ使用せず、ひらがな表記を用いています。

◆単位表示についての留意事項

- ①時間分：月間のサービス提供時間を示します。
- ②人日分：「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」
で算出されるサービス量を示します。
例えば、10人が月に平均して22日利用できるサービス量は220人日分になります。
- ③ 人：月間の利用人数

◆「第7期かほく市障がい福祉計画」及び「第3期かほく市障がい児福祉計画」の

令和5年度の実績値について

60ページ以降のサービス利用実績及び見込量の令和5年度の実績値については、9月末までの6か月分の利用実績より年間分を推計しています。

◆その他

令和6年1月に発生しました令和6年能登半島地震による影響を見込んだサービス量推計が困難であるため、「第7期かほく市障がい福祉計画」及び「第3期かほく市障がい児福祉計画」における計画値と実績値に乖離が生じる可能性がありますので、ご了承ください。

はじめに



かほく市では、平成30年3月に第3次かほく市障がい者計画を策定し、「自立して自分らしく 支えあい暮らせるまち かほく」を基本理念とし、これまで障がい者施策を展開して参りました。また、令和3年3月には、障害者総合支援法に基づき、国の定める基本指針に即して、障害福祉サービスの具体的な数値目標や見込量等を定めた「第6期かほく市障がい福祉計画」、並びに、児童福祉法に基づき「第2期かほく市障がい児福祉計画」を策定し、障害福祉サービス提供基盤の整備・充実に努めて参りました。

この間、国の障がい者施策として、令和3年9月には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立、令和4年6月にはこども基本法が成立し、全ての子どもの健やかな成長を目指すべく令和5年4月にはこども家庭庁が創設されました。その他にも、令和3年5月に改正された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」により、令和6年4月からは事業者による障がいがある方への合理的配慮の提供が義務化されます。今後も、障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障がい者等の希望する生活を実現するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」が令和6年4月から施行される等、障がい児者を取り巻く環境や制度は大きく変化を続けています。

このような状況の変化を踏まえ、本市では、令和6年度以降の障がい児、並びに、障がい者施策の一層の充実を図るため、これまでの計画に掲げた基本理念や基本目標を継承しながら、新たに「第4次かほく市障がい者計画」、「第7期かほく市障がい福祉計画」、「第3期かほく市障がい児福祉計画」を策定いたしました。

今後、これらの計画に基づき、障がいのある人もない人も共に支えあいながら、さらなる地域共生社会の推進を目指し、障害福祉に関する施策を推進して参りたいと考えております。

結びに、本計画の策定にあたりまして、ご尽力いただきましたかほく市障害者福祉計画等策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆様や、関係団体・機関の皆様にご心より感謝とお礼を申し上げます。

令和6年3月

かほく市長 油野 和一郎

目 次

第4次かほく市障がい者計画

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の背景	1
2. 計画の位置づけ	1
3. SDGsの視点を踏まえた計画の推進について	2
4. 計画の期間	3

第2章 かほく市の人口と障がい児者の推移

1. 人口構造	4
2. 障がい児者の状況	5
3. 障がい児保育・教育の状況	12
4. 保健事業の状況	16
5. アンケート結果及び「かほく市地域自立支援協議会」での意見概要	18
6. 第3次障がい者計画における振り返り	36

第3章 基本理念と施策の展開

1. 基本理念	38
2. 施策の体系	39

第4章 障がい者福祉施策の方向と展開

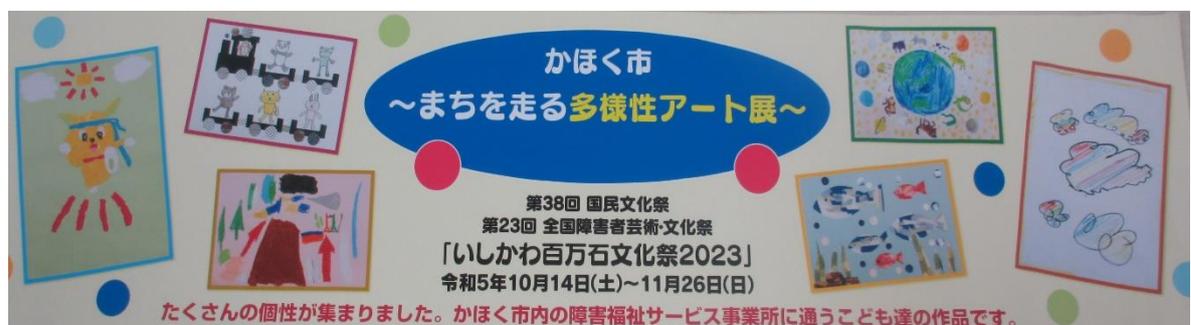
1. 共に地域で生きる風土づくり	40
2. 地域での自立した生活を支援する基盤づくり	42
3. 可能性に挑み、能力を発揮できる環境づくり	43
4. 障がいとともに健康に暮らす支援体制づくり	45
5. 生きがいのある充実した暮らしづくり	47
6. 安心して生活できる住みよい環境づくり	48

第1章 自立支援システムの全体像	50
第2章 障がい福祉サービスの整備状況	51
第3章 基本指針に定める数値目標	
1. 施設入所者の地域生活への移行	53
2. 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	54
3. 地域生活支援の充実	54
4. 福祉施設から一般就労への移行等	56
5. 障がい児支援の提供体制の整備等	57
6. 相談支援体制の充実・強化等（新規）	58
第4章 障害福祉サービスの必要量の見込み	
1. 日中活動系サービス	60
2. 居住系サービス	65
3. 訪問系サービス	66
4. 計画相談支援・地域相談支援	69
5. 児童福祉法に基づく障がいのある児童を対象としたサービス	71
6. 地域生活支援事業	73

資料編

1. 障がい者に関するシンボルマークについて
2. 委員会設置要綱
3. かほく市障がい福祉計画策定に関係した方々

第4次かほく市障がい者計画



「いしかわ百万石文化祭2023」より

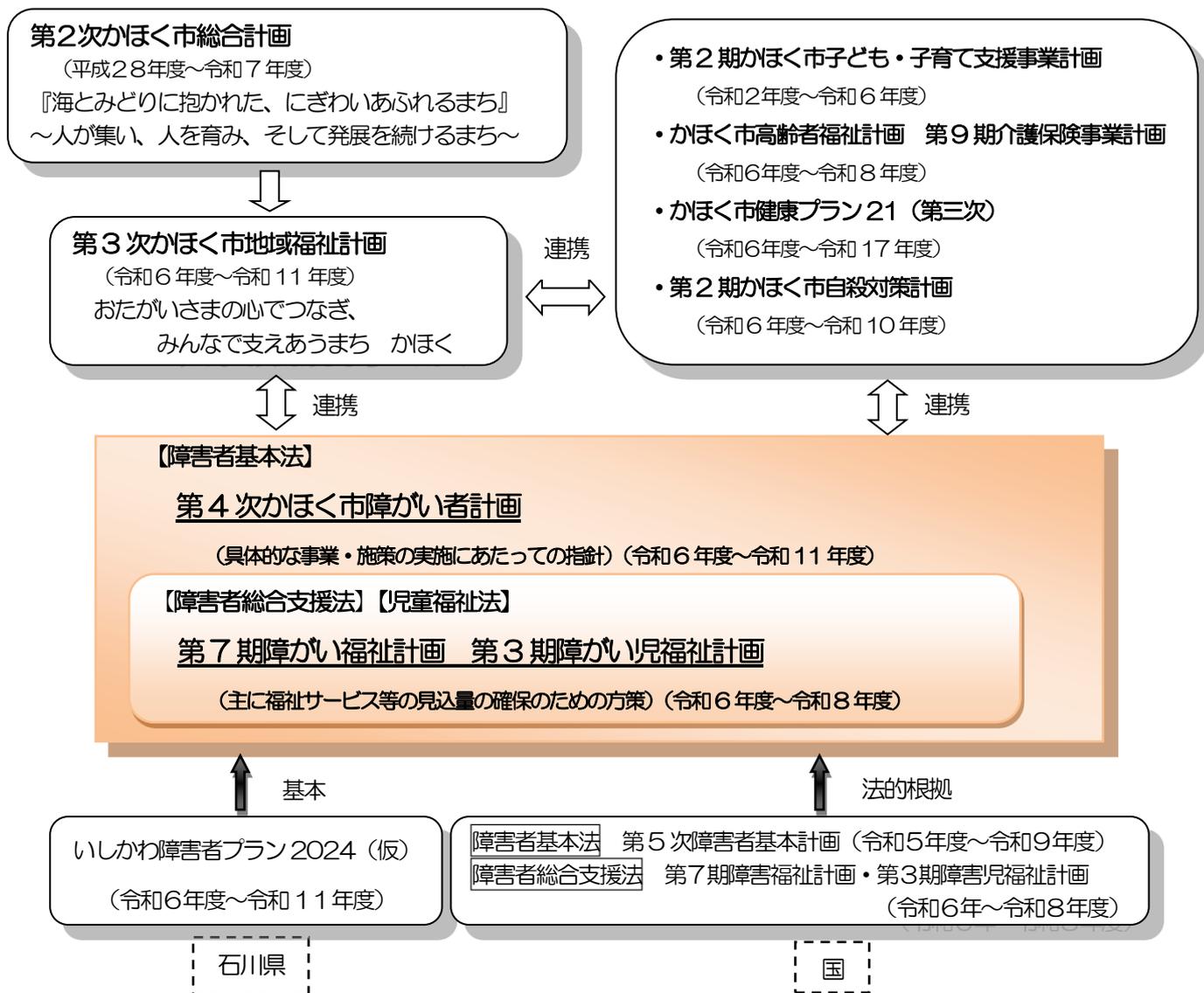
第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の背景

かほく市では、現在「第3次かほく市障がい者計画」に基づき、「自立して自分らしく 支えあい暮らせるまち かほく」を基本理念として、「第6期かほく市障がい福祉計画」及び「第2期かほく市障がい児福祉計画」に基づいて障がい者施策を計画的、総合的に推進しています。令和5年度末で現行の障がい者計画と障がい福祉計画及び障がい児福祉計画が最終年度を迎えることから、国の定める基本指針に基づき、制度改正や社会の状況に合わせて新たに計画を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

障害者基本法第11条第3項に基づく本計画では、かほく市の最上位計画である「第2次かほく市総合計画」との整合性を保ち、市の障がい者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。また、平成25年4月1日施行の障害者総合支援法に基づく、目的、基本理念、障がい者の範囲等、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための計画、及び、平成30年4月1日施行の改正児童福祉法に基づく、障がい児の通所及び相談支援の提供の確保等を図るための計画です。



3. SDGsの視点を踏まえた計画の推進について

SDGs（持続可能な開発目標）とは、令和12年までに「誰一人取り残さない」持続可能でより良い社会の実現を目指す世界共通の目標であり、17の目標と169のターゲットが掲げられています。本市においても、国の指針に基づき「かほく市SDGsアクションプラン2023」を策定し、令和5年11月から令和12年にかけてSDGsの目標達成に向けた取り組みを推進しています。本計画においても、SDGsの理念を推進します。



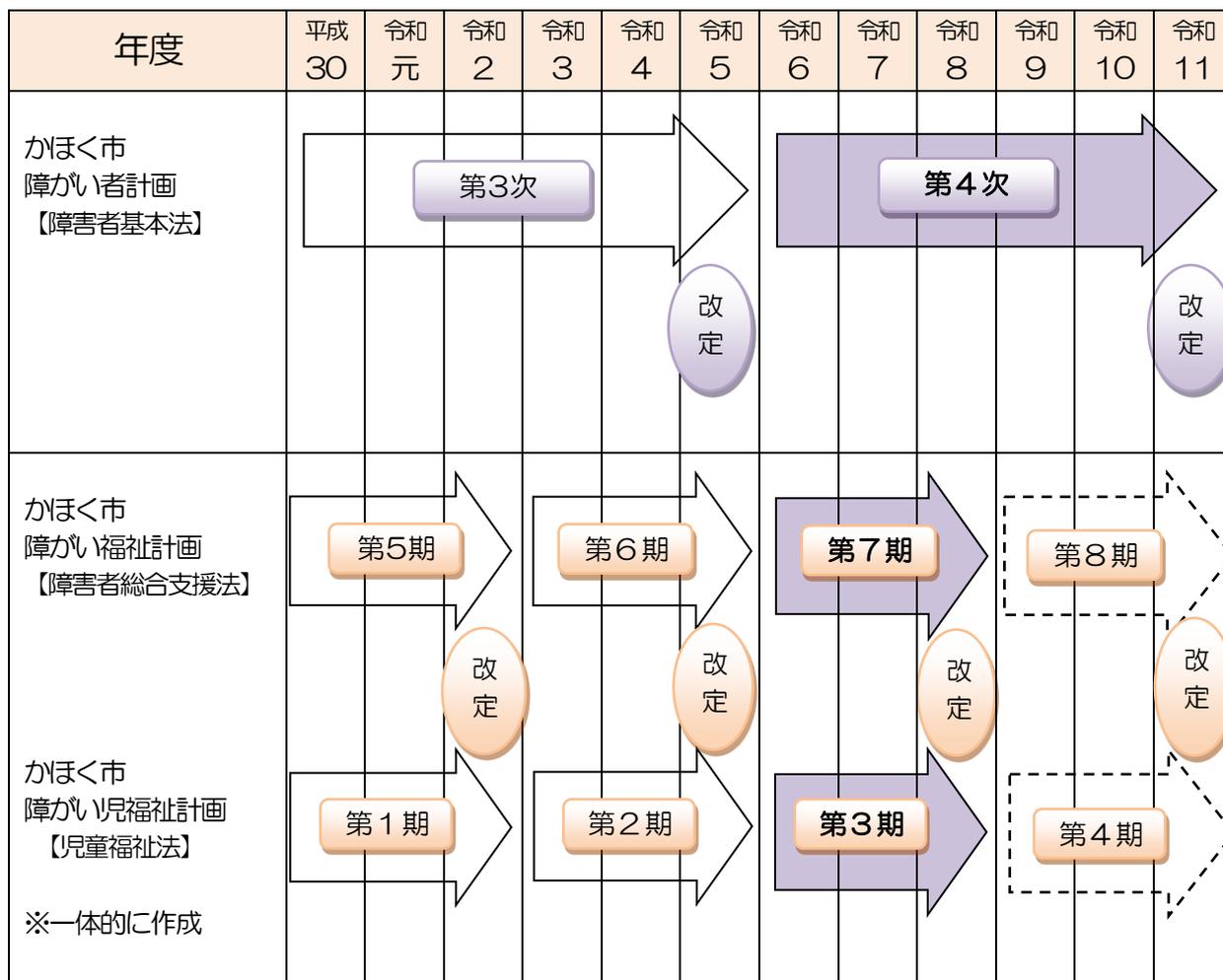
4. 計画の期間

(1) 「第4次かほく市障がい者計画」

令和6年度から令和11年度までの6年間の計画とします。

(2) 「第7期かほく市障がい福祉計画」、「第3期かほく市障がい児福祉計画」

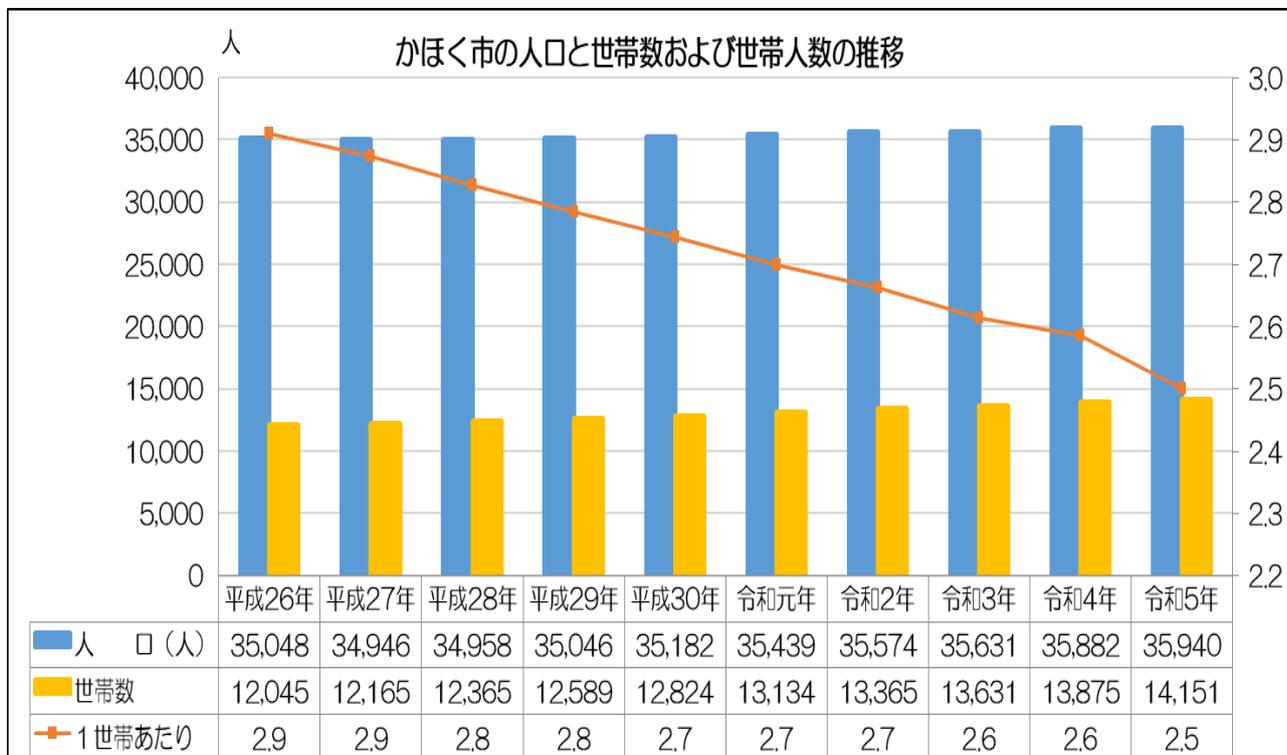
令和6年度から令和8年度までの3年間の計画とします。



第2章 かほく市の人口と障がい児者の推移

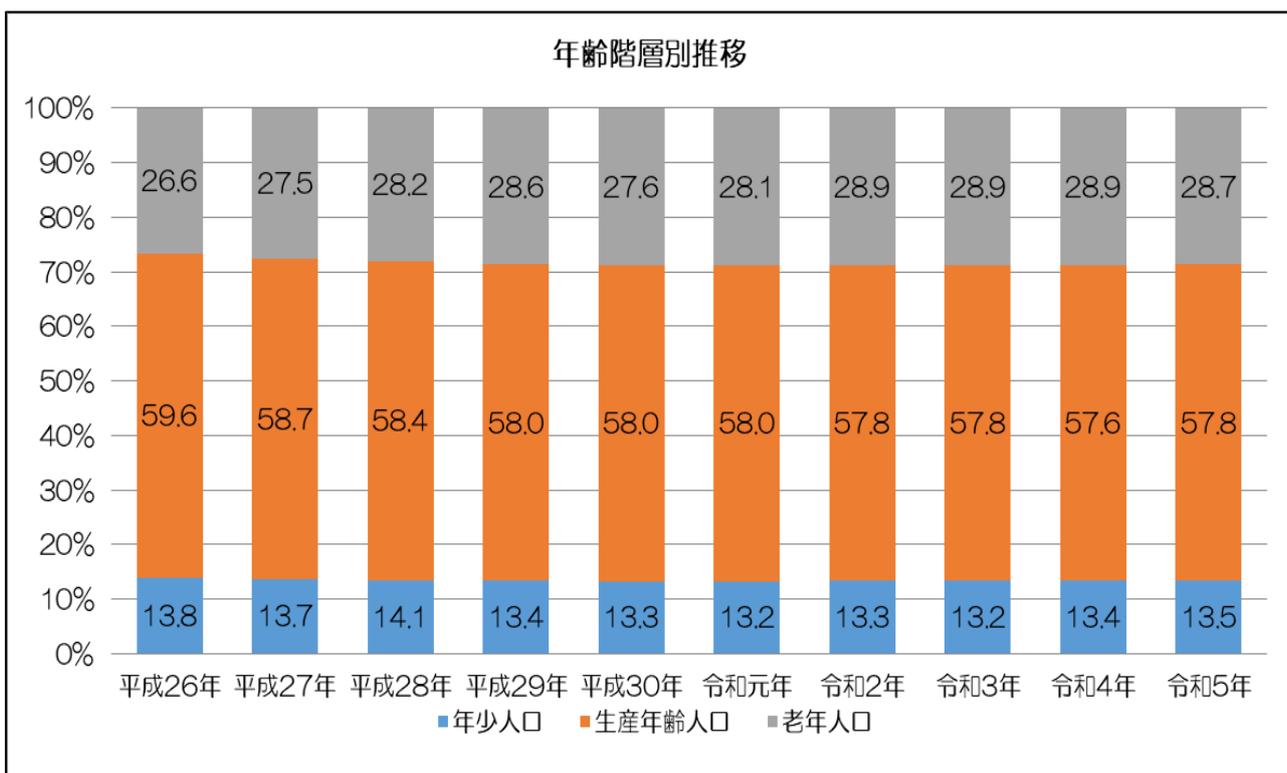
1. 人口構造

かほく市の令和5年3月末現在の人口は35,940人、世帯数は14,151世帯で、近年の動向をみると、人口と世帯数はともに緩やかな増加傾向にあります。



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

少子高齢化で生産年齢人口（15歳以上64歳以下）の割合は横ばい傾向にあります。



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

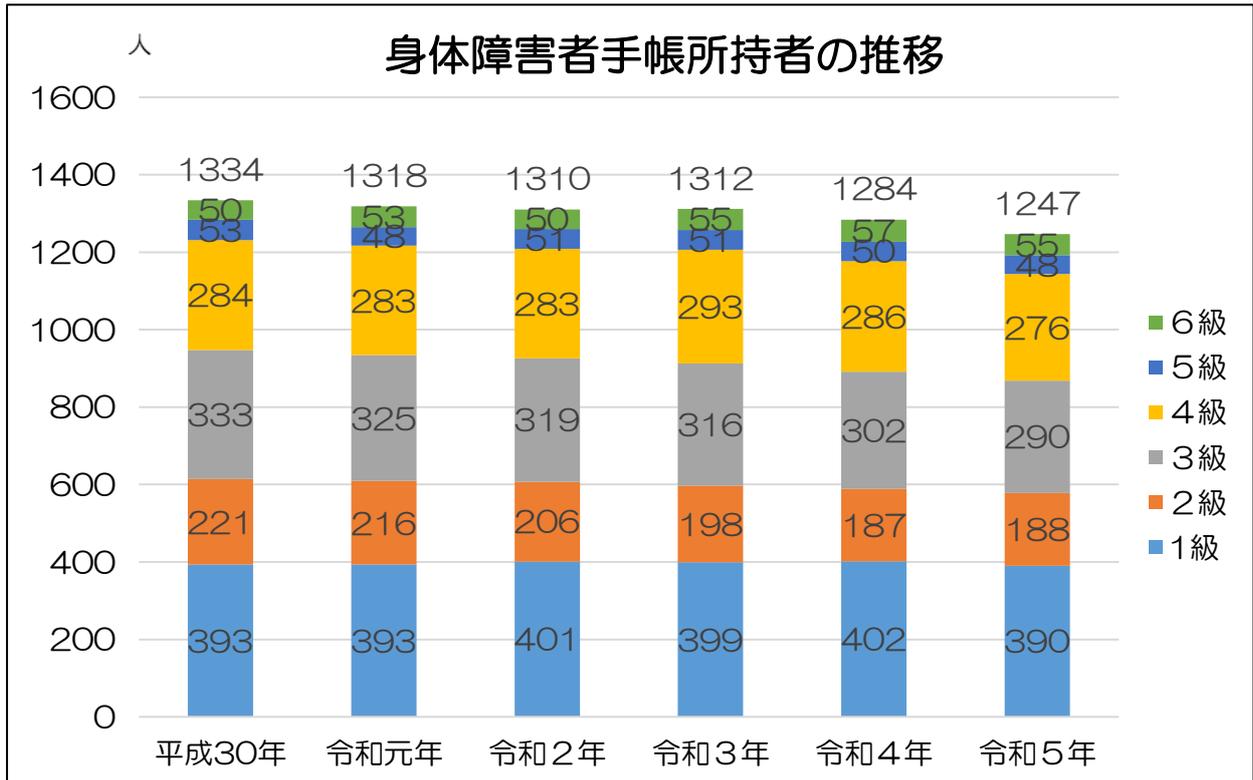
2. 障がい児者の状況

(1) 身体障がい児者

① 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳は、視覚、聴覚又は平衡機能、音声又は言語機能、肢体不自由、内部に一定以上の永続する障がいを有する方に、身体障がいであることを証するものとして知事から交付されるものです。障がいの程度は重い方から順に1級から6級まであります。

障がいのある方の推移を手帳所持者数でみると、近年の伸びは平成30年からは減少傾向にあります。65歳以上の取得割合は横ばいで推移しています。



■障がい種別の手帳所持者数の推移

(単位：人)

障害別	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
視覚	65	61	59	62	64	62
聴覚・平衡	94	97	93	101	101	98
肢体不自由	700	671	657	644	610	596
内部	468	482	494	497	500	484
音声言語	7	7	7	8	9	7
合計	1,334	1,318	1,310	1,312	1,284	1,247

参考：年齢内訳

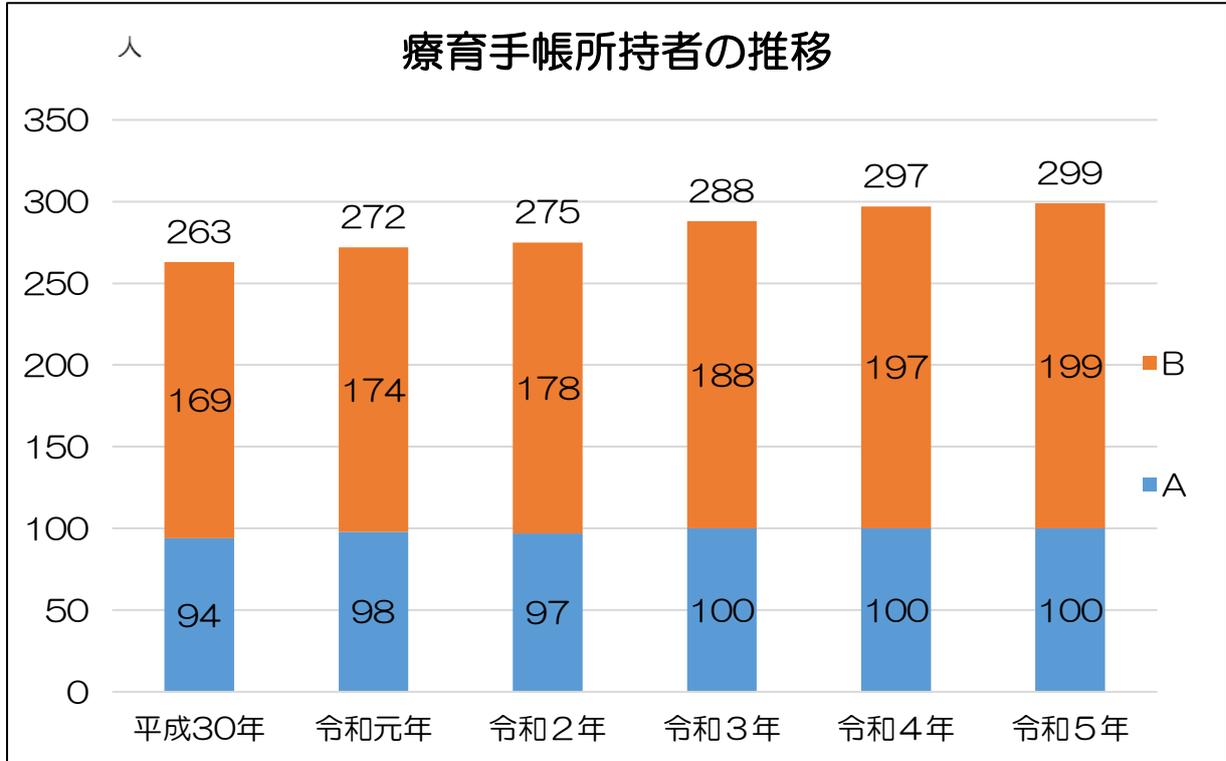
18歳未満	30	27	25	27	24	26
[18歳未満の割合]	2.2%	2.0%	1.9%	2.1%	1.9%	2.1%
65歳以上	1,007	1,009	1,007	1,011	991	956
[65歳以上の割合]	75.5%	76.6%	76.9%	77.1%	77.2%	76.7%

資料：健康福祉課（令和5年4月1日現在）

(2) 知的障がい児者

① 療育手帳所持者数の推移

療育手帳は、知的機能の障がいがおおむね18歳までに現れた方に対して、一貫した相談や指導を行うとともに、いろいろな援助を受けやすくするために、知事より交付されるものです。障がいの程度は「A（重度）」と「B（中・軽度）」に分類されます。令和5年の手帳所持者は299人で、増加傾向となっています。



■年齢別の療育手帳所持者数

(単位：人)

年齢別	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
10歳以下	23	23	23	23	25	23
11～19歳	47	49	51	46	45	41
20～29歳	51	58	55	66	66	73
30～39歳	37	36	42	43	44	39
40～49歳	50	48	46	50	43	43
50～59歳	22	25	28	28	39	42
60～64歳	8	6	5	7	11	11
65歳以上	25	27	25	25	24	27
合計	263	272	275	288	297	299

参考：年齢内訳

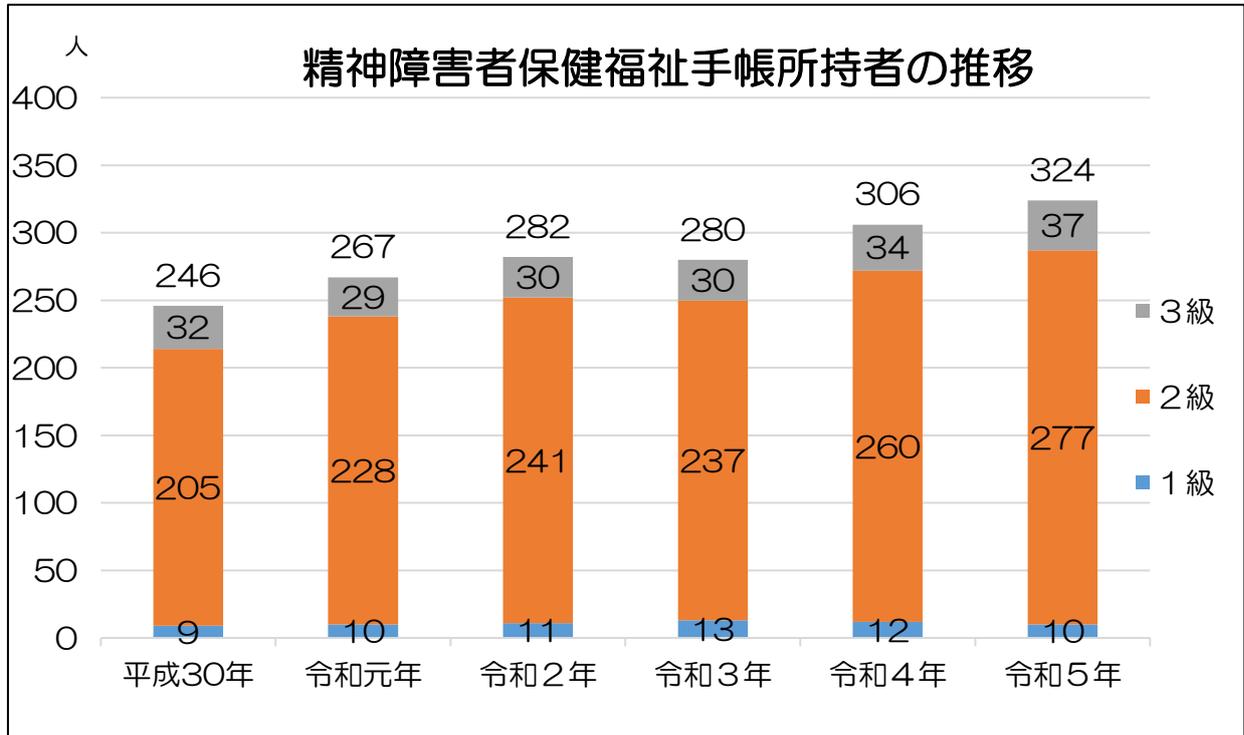
18歳未満	60	58	57	53	56	58
[18歳未満の割合]	22.8%	21.3%	20.7%	18.4%	18.9%	19.4%
65歳以上	25	27	25	25	24	27
[65歳以上の割合]	9.5%	9.9%	9.1%	8.7%	8.1%	9.0%

資料：健康福祉課（令和5年4月1日現在）

(3) 精神障がい児者

① 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障がいの状態にあると認定された方に知事が手帳を交付し、その方に種々のサービスを提供することにより、自立と社会復帰、社会参加の促進を図ることを目的とするものです。手帳は「1級」が単独での日常生活が困難な状態、「2級」が日常生活に著しい制限を受ける状態、「3級」が日常生活、社会生活に制限を受ける状態に分類されます。令和5年の手帳所持者は324人で、増加傾向にあります。



■年齢別の精神保健福祉手帳所持者数

(単位：人)

年齢別	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
20歳未満	5	6	8	5	3	7
20～29歳	24	20	22	31	30	29
30～39歳	30	35	36	36	46	51
40～49歳	71	78	83	70	79	80
50～59歳	59	69	65	68	74	78
60～64歳	27	19	25	25	27	30
65歳以上	30	40	43	45	47	49
合計	246	267	282	280	306	324

参考：年齢内訳

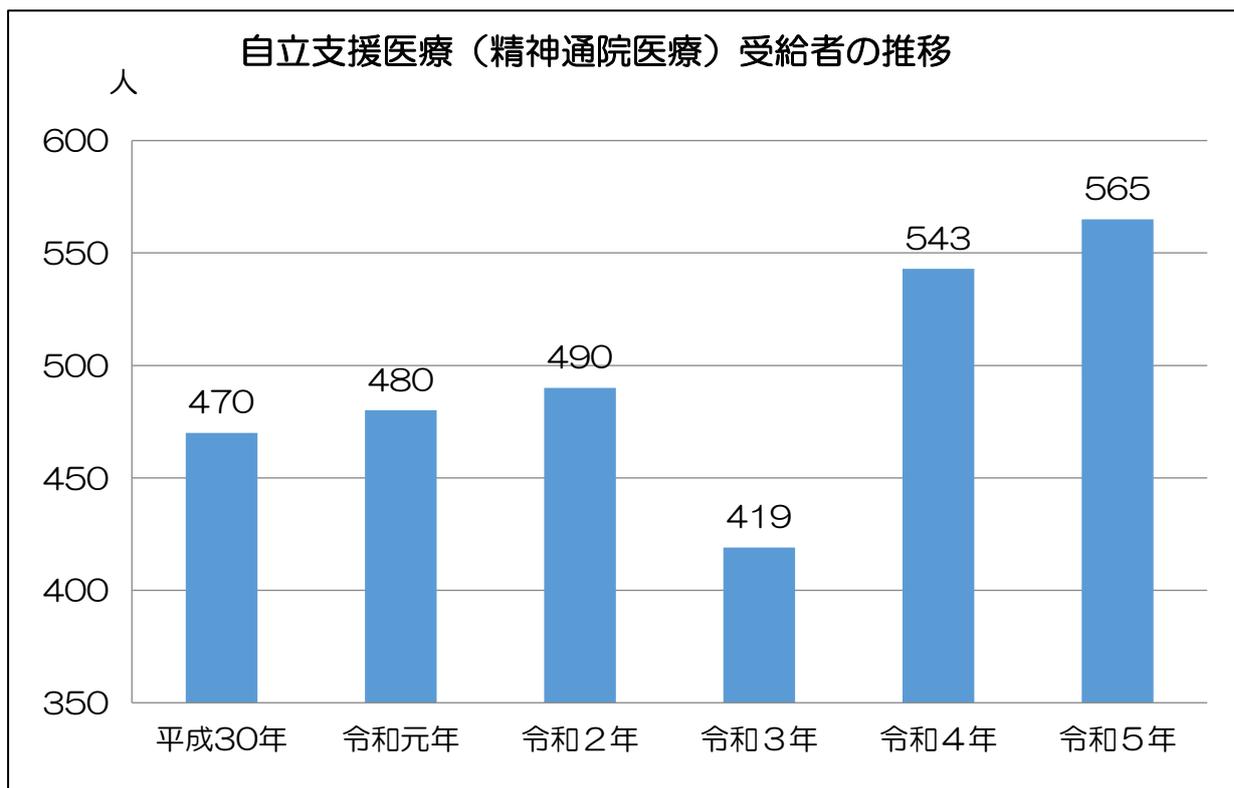
18歳未満	4	2	2	3	2	4
[18歳未満の割合]	1.6%	0.7%	0.7%	1.1%	0.7%	1.2%
65歳以上	30	40	43	45	47	49
[65歳以上の割合]	12.2%	15.0%	15.2%	16.1%	15.4%	15.1%

資料：健康福祉課（令和5年4月1日現在）

② 自立支援医療（精神通院医療）受給者の推移

自立支援医療（精神通院医療）とは、精神疾患を理由として通院医療を受ける場合に、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患（てんかんを含む。）を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある方に対し、その通院医療にかかる自立支援医療費の支給を行うものです。

平成30年以降、令和3年を除いて増加しています。令和3年に著しく減少したのは、新型コロナウイルス感染症による影響をふまえ、石川県でもいわゆる「みなし延長」が設定されたため、令和3年2月から令和4年2月に更新時期であった方が更新していない場合でも、更新した場合と同等に医療費の助成があったことが要因と考えられます。



■年齢別の自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

（単位：人）

年齢別	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
20歳未満	4	3	10	1	1	4
20～29歳	48	45	41	41	54	62
30～39歳	73	75	81	53	87	84
40～49歳	122	127	122	101	130	129
50～59歳	96	106	105	102	127	133
60～64歳	49	40	43	31	41	43
65歳以上	78	84	88	90	103	110
合計	470	480	490	419	543	565

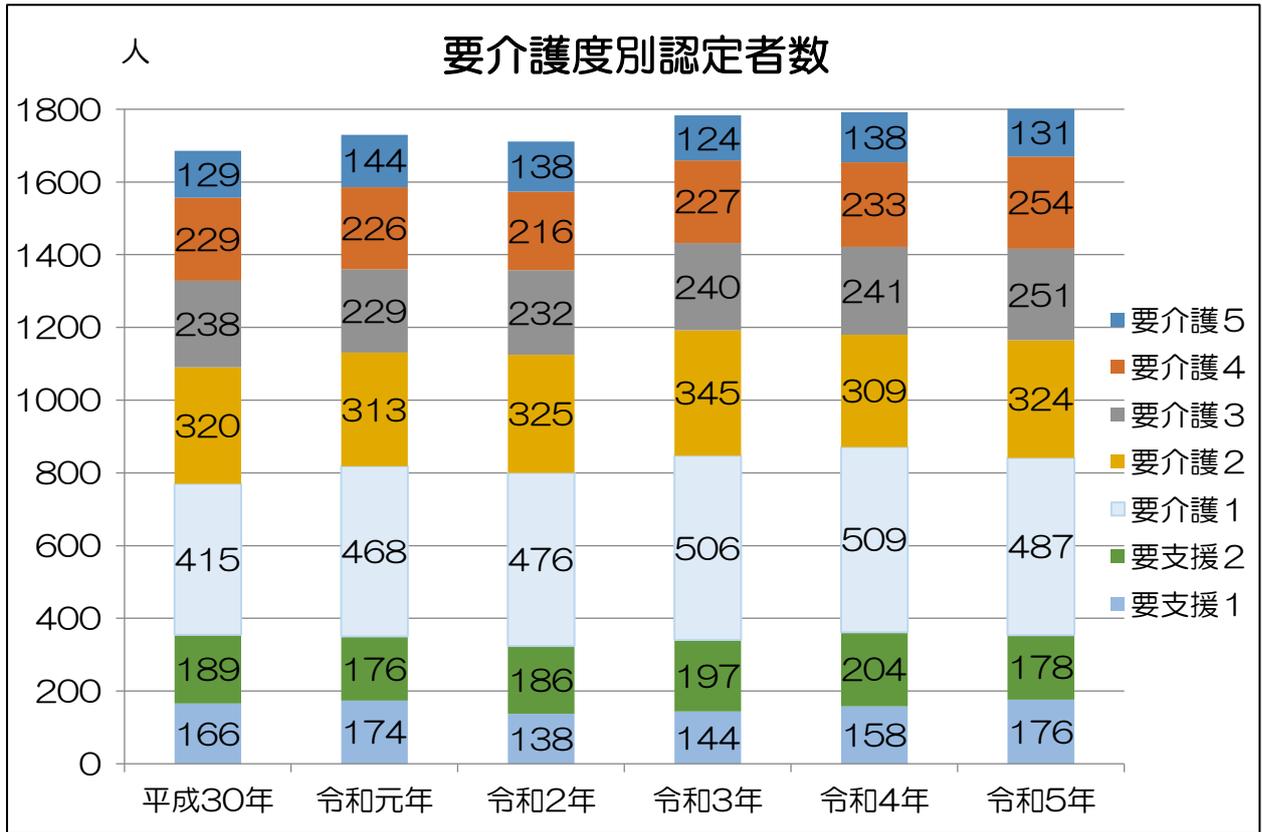
資料：健康福祉課（令和5年4月1日現在）

(4) 要介護認定者数と障害支援区分認定者数の推移

① 要介護認定者数の推移

介護保険制度では、寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態になった場合や、家事や身支度等の日常生活に支援が必要であり、特に介護予防サービスが効果的な状態になった場合に介護サービスを受けることができます。サービスを受ける際に要介護状態や要支援状態にあるかどうか、その中でどの程度であるかの判定を行うのが要介護認定です。

要介護認定者数は、緩やかな増加傾向にあります。



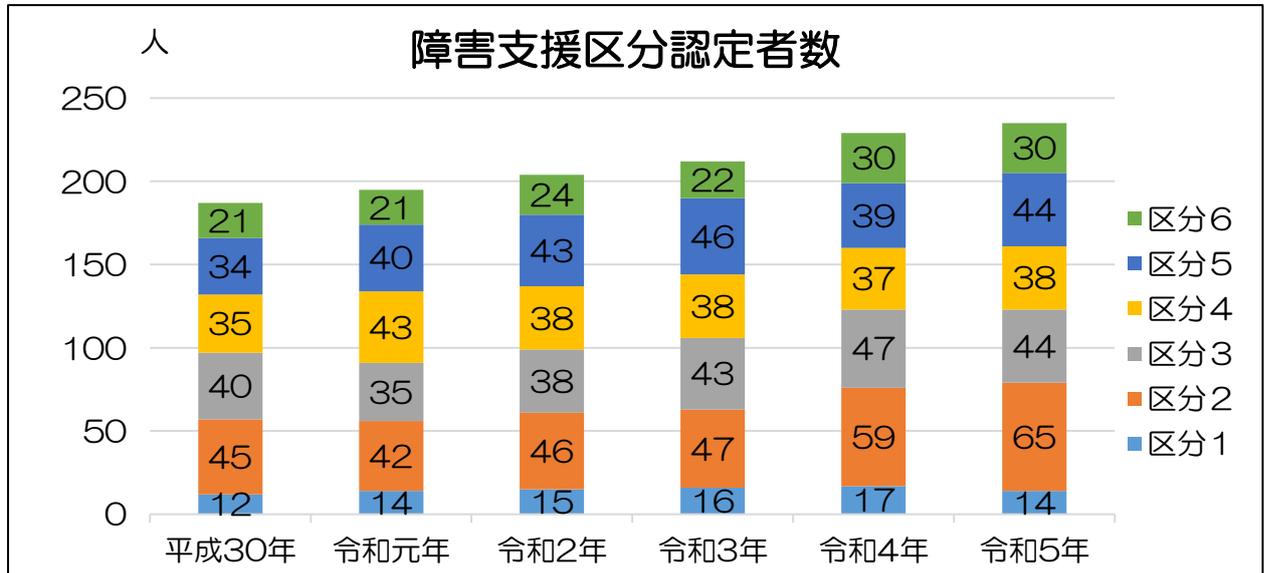
(単位：人)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
平成30年	166	189	415	320	238	229	129	1,686
令和元年	174	176	468	313	229	226	144	1,730
令和2年	138	186	476	325	232	216	138	1,711
令和3年	144	197	506	345	240	227	124	1,783
令和4年	158	204	509	309	241	233	138	1,792
令和5年	176	178	487	324	251	254	131	1,801

資料：長寿介護課（各年9月30日現在）

② 障害支援区分認定者数 <※訓練等給付利用者は、認定が必要ないので含みません>

障害支援区分とは、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものです。障がい者から介護給付費等の支給に係る申請を受理した場合、障害支援区分の認定を行います。必要とされる支援の度合いが最も高いのが「区分6」になります。障害支援区分認定者数は、緩やかに増加傾向にあります。



(単位：人)

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
平成30年	12	45	40	35	34	21	187
令和元年	14	42	35	43	40	21	195
令和2年	15	46	38	38	43	24	204
令和3年	16	47	43	38	46	22	212
令和4年	17	59	47	37	39	30	229
令和5年	14	65	44	38	44	30	235

資料：健康福祉課（各年4月1日現在）

(5) 障害福祉サービス利用状況

① 障害福祉サービス利用者の年齢別及び障害支援区分認定別割合

障害支援区分認定は、介護給付及び共同生活援助に必要です。就労支援のみ利用の方には障害支援区分認定はありません。

自立支援給付及び児童福祉法によるサービス利用者は405人です。障害支援区分認定審査会での認定者は207人です。

(単位：人)

利用者の年齢	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	判定無	小計
児童	0	0	0	0	0	0	87	87
20歳未満	0	0	1	0	0	0	4	5
20歳代	0	7	5	12	9	2	26	61
30歳代	1	6	4	3	7	5	18	44
40歳代	2	10	5	6	6	6	22	57
50歳代	1	16	14	10	4	11	32	88
60～64歳	0	11	5	2	4	0	6	28
65歳以上	5	8	4	3	7	5	3	35
小計	9	58	38	36	37	29	198	405

資料：健康福祉課（令和5年9月1日現在）

(6) 障害者相談支援センターあおぞらの取組状況

平成30年10月に健康福祉課内に「障害者相談支援センターあおぞら」が開設され、障がいの種別を問わず相談業務、研修業務、普及啓発等を行っています。障害者虐待防止センターやこども発達相談支援センターの機能を併せ持っています。現在、市内にある相談支援事業所に委託しての運営であり、相談や研修会の他、地域の方の講座等にも会場提供を行っています。

■個別相談件数（実人数）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
個別相談 (来所・電話・訪問件数)	362件	405件	255件	269件	459件

資料：健康福祉課

■定例連絡会等

名称	内容
地域自立支援協議会 (各会、打ち合わせ等)	運営会議・事務局会議・相談支援専門員連絡会・事業所代表者会議・スキルアップ研修・テーマ別準備会・地域生活支援拠点等整備検討会・精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築検討会・各会打ち合わせ等
生活相談 (聴覚障害者)	市内の聴覚障がい者が日常生活の困り事について相談し合い、情報共有する場(2回/月程度)
手話カフェ	聴覚障がい者から気軽に手話を学べる会(1回/月程度)
児童精神相談 (精神科医)	精神科医(石川県立こころの病院医師)による児童精神の個別相談会(1回/月)
あおカフェ (発達障害児保護者学習会)	発達障がい児を抱える保護者が集まり、保護者同士の交流ができる場であり、石川県立看護大学から講師を招きテーマに沿った講話がきける学習会(1回/月程度)
からーず	かほく市肢体不自由児父母の会(1回/月程度)
AAグループミーティング	AA*グループが集まる場として令和4年度に活動開始。当事者に限らず、家族等も参加できるオープン型で実施している。 ※AA…アルコールアノニマス(直訳は無名のアルコール依存症たち)の略で、飲酒の問題を抱えた当事者の団体
心配ごと相談	民生委員・児童委員・行政相談員・人権擁護委員・行政書士が心配ごと・悩み事の相談に応じる。(3回/月程度)

資料：健康福祉課(令和5年10月現在)

3. 障がい児保育・教育の状況

(1) こども園等の状況

障がいのある子どもへの就学前教育については、こども園等においてさまざまな障がいに応じたサポートができるように、発達に応じた保育の充実を図っています。原則として軽度及び中度の障がい児は、児童1人に対して0.5人相当の保育士を配置するよう努めています。障害者手帳所持児童よりも園に診断書を提出する児童の方が多い状況です。

■市内公立こども園の状況

(単位：箇所、人)

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	
保育園数	8	8	8	8	8	8	
児童数	939	942	982	1,034	1,002	1,009	
気になる児童数	31	24	24	32	34	37	
再掲	療育手帳	3	2	3	1	2	1
	身体障害者手帳	1	1	0	1	1	0
	診断書の提出	8	5	4	6	2	5

資料：こども家庭課（各年4月1日現在）

(2) 放課後児童クラブ（学童保育）の状況

授業の終了後、春休み、夏休み及び冬休み期間中に保護者等が仕事等により、日中に子どもの保育が困難な家庭の児童を預かり、小学校の空き教室や児童館等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を提供しています。障がい児の利用者数が増加しています。

■市内放課後児童クラブ（学童保育）の状況

(単位：箇所、人)

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
クラブ数	10	11	11	12	13	13
登録者数	447	445	420	490	580	566
障がい児利用者数	1	2	4	6	6	8
受入できる学年	小学6年生まで					

資料：こども家庭課（各年4月1日現在）

(3) 小中学校における特別支援教育の状況

小中学校における特別支援教育については、障がいに応じた特別支援学級を設け、少人数制によるきめ細かな対応を図っています。指導面では、障がいのある児童生徒一人ひとりに個別の指導計画を作成するとともに、教職員に対しては特別支援教育に関する講座の受講や各種研修会への参加を通じて、指導力の向上を図っています。通常学級に在籍する特別支援が必要な児童生徒への指導に関しては、校内支援体制の整備や特別支援教育支援員の配置を行い、特別支援教育に対する理解を深め、インクルーシブ教育*の視点で学習や生活ができるように努めています。また、教育相談員が各中学校単位に配置され、担任等と協力しながら家庭訪問や保護者の相談に応じる等の対応をしています。

令和4年度からは金津小学校が小規模特認校になりました。発表等の機会も多くなり、少人数の方が力を発揮できる児童にとって活躍の場が広がる等、小規模校の特性を生かした教育活動が行われています。令和6年度からは、通級指導教室を開設する学校が1校から2校に増える予定です。

*インクルーシブ教育…障がいの有無に関わらず、共に学ぶ仕組み。

■通級指導教室の状況

(単位：人)

小学生	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
	3	6	6	6	4	8	33

資料：学校教育課（令和5年5月1日現在）

■特別支援学級の状況

(単位：人)

	学校名	障がい内容別					教員
		知的	情緒	肢体不自由	その他(難聴)	小計	
小学校	市立高松小学校	3	3	0	0	6	2
	市立大海小学校	1	0	0	0	1	1
	市立七塚小学校	5	3	0	0	8	2
	市立外日角小学校	6	4	0	0	10	2
	市立宇ノ気小学校	5	7	1	1	14	4
	市立金津小学校	2	2	0	0	4	2
中学校	市立高松中学校	2	2	0	0	4	2
	市立河北台中学校	3	3	0	0	6	2
	市立宇ノ気中学校	2	4	0	0	6	2
合計		29	28	1	1	59	19

資料：学校教育課（令和5年4月1日現在）

■市外特別支援学校への通学状況

(単位：人)

いしかわ特別支援学校	所属先	知的	肢体不自由
	小学部	16	4
中学部	9	4	
高等学部	18	2	
盲学校	小学部		1
合計			54

資料：学校教育課（令和5年4月1日現在）

(4) 医療的ケア児の状況

令和3年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立し、地域での受け入れ促進、支援体制の充実が求められています。令和4年度には、「いしかわ医療的ケア児支援センターこのこの」が国立病院機構医王病院内に開設されました。訪問看護や放課後等デイサービス等を利用する児童がいますが、レスパイト入院[※]先の確保や希望する障害福祉サービス事業所への距離的な課題等があります。現在、市では医療的ケア児等[※]について、保護者や医療機関、相談支援専門員、年齢に合わせて母子保健係、教育委員会等と協力しながら支援しています。今後、医療的ケア児コーディネーターを含めた体制づくりや、社会資源の充実が望まれます。

※レスパイト入院…一時的に在宅介護が困難になった場合や介護者の休養を目的とした短期入院のこと。

※医療的ケア児等…人工呼吸器を装着している児童、その他日常生活を営むために医療を要する状態にある児童や重症心身障がい児のこと。

例えば、酸素療法、胃ろう、導尿、排便管理等が必要な児童。

■医療的ケア児の在籍状況 (単位：人)

	人 数
未入園	2
入園	0
小学生	2
中学生	2
高校生	2
合 計	8

資料：健康福祉課（令和5年9月1日現在）

■医療的ケア児等コーディネーター数（研修修了者数） (単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケア児等 コーディネーター	1	1	0	1	1 (予定)

資料：健康福祉課（令和5年10月1日現在）

(5) こども発達相談支援センターの取組状況

子育てしやすいまち、若い世帯も住みやすいまちづくりを目指す中で、平成24年10月に健康福祉課内に開設され、18歳未満のお子さんが身近なところで障がいや発達の相談が受けられる体制づくりを推進しています。個別相談やこども園巡回の他、年長児保護者や発達障害児保護者学習会「あおカフェ」、児童精神相談等の学習会や個別相談会の実施、児童を対象にした引継ぎノートである「かほく市成長応援ノート（個別の教育支援計画）」の普及に努めています。

■こども発達相談支援センター事業

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
個別相談 (来所・電話・訪問件数)	143人	267人	263人	265人	239人	176人
巡回訪問(開催数)	52回	32回	28回	30回	23回	29回
年長児保護者講座 (開催数、参加人数)	3回 17人	3回 30人	3回 23人	1回 14名	1回 12名	1回 14人
発達障害児保護者学習会 「あおカフェ」 (開催数、参加人数)		3回 24人	8回 34人	6回 14人	6回 22人	9回 36人
児童精神相談 (開催数、人数)		3回 5人	11回 15人	5回 5人	10回 19人	8回 19人

※個別相談件数について、令和3年度までは委託相談員の件数を含まない合計延べ件数、令和4年度は委託相談員分も含めた実人数の数値。

■成長応援ノート所持者数

(単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
未就学児	13 (8)	23 (22)	23 (22)	20 (10)	18 (14)	12 (5)
小学生	69 (14)	87 (3)	87 (3)	89 (10)	125 (22)	126 (8)
中学生	32 (0)	39 (2)	39 (2)	38 (3)	44 (1)	65 (6)
合計	114 (22)	149 (27)	149 (27)	147 (23)	187 (37)	203 (19)

※()内は新規
資料：健康福祉課(年度末実績)

4. 保健事業の状況

(1) 母子保健事業

母子の健康の保持増進及び疾病予防、障がいの早期発見のため、母子保健事業に積極的に取り組んでいます。本市では、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和4年10月28日閣議決定）において国が創設した「出産・子育て応援交付金事業」について、妊娠届出から全ての妊婦・子育て家庭に寄り添い、継続的に相談に応じる「伴走型相談支援」と「経済的支援」を一体的に実施しています。

① 家庭訪問指導（乳幼児・産婦）

妊娠中から、出産及び育児に関する相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、妊産婦の不安の軽減を図っています。また、産婦及び新生児に対し「乳児家庭全戸訪問」を行い、発達・育児に問題のある乳幼児や育児支援の必要な家庭環境にある児とその親に対して、「養育支援訪問」を行っています。

② 発達相談

発達に遅れが見られる子どもや、子どもの関わり方に不安や悩みを持っている親子を対象に、療育に関する相談や発達を促すための助言を行い、必要に応じて専門機関の紹介等の支援を行っています。発達相談日以外にも、3歳児健診日に相談を受け付けています。

③ あそびの教室

健診・教室等で発達が気になる子どもや育児不安のある保護者を対象に、あそびを通して発達の支援を行っています。

- ・言葉の遅れやおちつきがない等、発達面において経過観察が必要な幼児
- ・母子関係について支援が必要な母親と幼児等
- ・育児不安を持つ母親等

④ こども園巡回

保育士と連携し、子どもと保護者への支援を図ることを目的に、こども園・幼稚園での「気になる子」について、いしかわ特別支援学校（地域支援室）指導員の指導・助言を得ながら、発達の支援を行っています。

■母子保健事業の状況

（単位：回、人）

	家庭訪問指導	発達相談	あそびの教室	保育園巡回
回数	324	16	23	64
実人数	625	32	27	333
延人数	666	32	148	545

資料：こども家庭課（令和4年度実績）

(2) 健康増進・健康づくり事業

〔令和4年度実績〕

「自らの健康は自分で守る」という意識と自覚を高め、健康の保持増進を推進しています。

① 健康診査（特定健診・若年健診・長寿健診・がん検診）

内臓脂肪症候群に着目した健康診査や各種がん（肺、胃、大腸、子宮頸部、乳、前立腺）検診や肝炎ウイルス検査を行い、生活習慣病・がんの早期発見、早期治療につなげています。

令和4年度	受診率
特定健康診査	52.4%

② 特定保健指導

メタボリックシンドローム該当者に対して実践しています。

令和4年度	指導率
特定保健指導	49.8%

③ 保健指導・栄養指導

糖尿病、高血圧症、脂質異常症の発症予防・重症化予防のため、家庭訪問や面接、電話等を実施し、将来の虚血性心疾患や脳血管疾患の発症、人工透析を予防し、医療費の適正化を目指しています。

④ 健康教育

「生活習慣病予防セミナー（生活習慣病予防教室）」を実施しました。【8回1クール】

教室終了後は、自主グループを作り健康づくりを実践し、活動の再認識と継続して実践できる支援を行っています。【9自主グループ】

⑤ 健康相談

心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導及び助言を行い、自己管理及び家庭での健康管理ができるよう支援を行っています。

【健診結果相談会の開催：年間14日とその他の健康相談(来所・電話等)87件】

⑥ 訪問指導

療養上の保健指導が必要と認められる方と家族に対し、健康に関する問題を総合的に把握し訪問して必要な指導を行い、心身機能の低下防止と健康の保持増進を図っています。

【実施件数 27件】

⑦ 健康づくり事業

イオン、県立看護大学、金沢学院大学と連携しながら健康づくり事業を推進します。

また、運動習慣を定着させるため、いつでもどこでも手軽にできる運動の推進を民間事業所と協働し普及啓発を推進しています。

⑧ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

主に75歳以上の方を対象に、通いの場でのポピュレーションアプローチ（集団全体を対象に働きかけ全体としてリスクを下げる取組み方法）と生活習慣病の重症化予防のためのハイリスクアプローチ（家庭訪問）を実施しています。

5. アンケート結果及び「かほく市地域自立支援協議会」での意見概要

(1) 障害者福祉についての市民意識調査の実施

① 調査の目的

調査は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、及び原則 18 歳以下の児童のうち上記のいずれの障害者手帳を所持せずに、意見書や診断書に基づいて障害福祉サービスを利用する方の生活状況とご意見をお聞きし、「第 4 次かほく市障がい者計画」、「第 7 期かほく市障がい福祉計画」及び「第 3 期かほく市障がい児福祉計画」策定の基礎資料としました。

② 調査の概要

- ・アンケート実施期間：令和5年5月16日（火）～令和5年6月9日（金）
- ・調査方法：郵送配布・郵送回収による郵送調査方法
調査票による本人記入方式
(本人が記入できない場合は家族等の記入)
- ・郵送対象者：65歳未満の障がい者（施設入所者等を除く）
内、重複障がい者26名

③ 調査結果

障がい種別	手帳交付者数 (単位：人)	抽出率 (単位：%)	アンケート 依頼数 (単位：人)	アンケート 回答数 (単位：人)	回答率 (単位：%)
身体	1,247	20	250	130	52.0
知的	299	60	178	73	41.0
精神	324	60	194	85	43.8
手帳所持せずサービス を利用する児童	32	88	28	11	39.3
合計	1,902	—	650	299	46.0

※手帳交付者数は令和5年4月1日現在

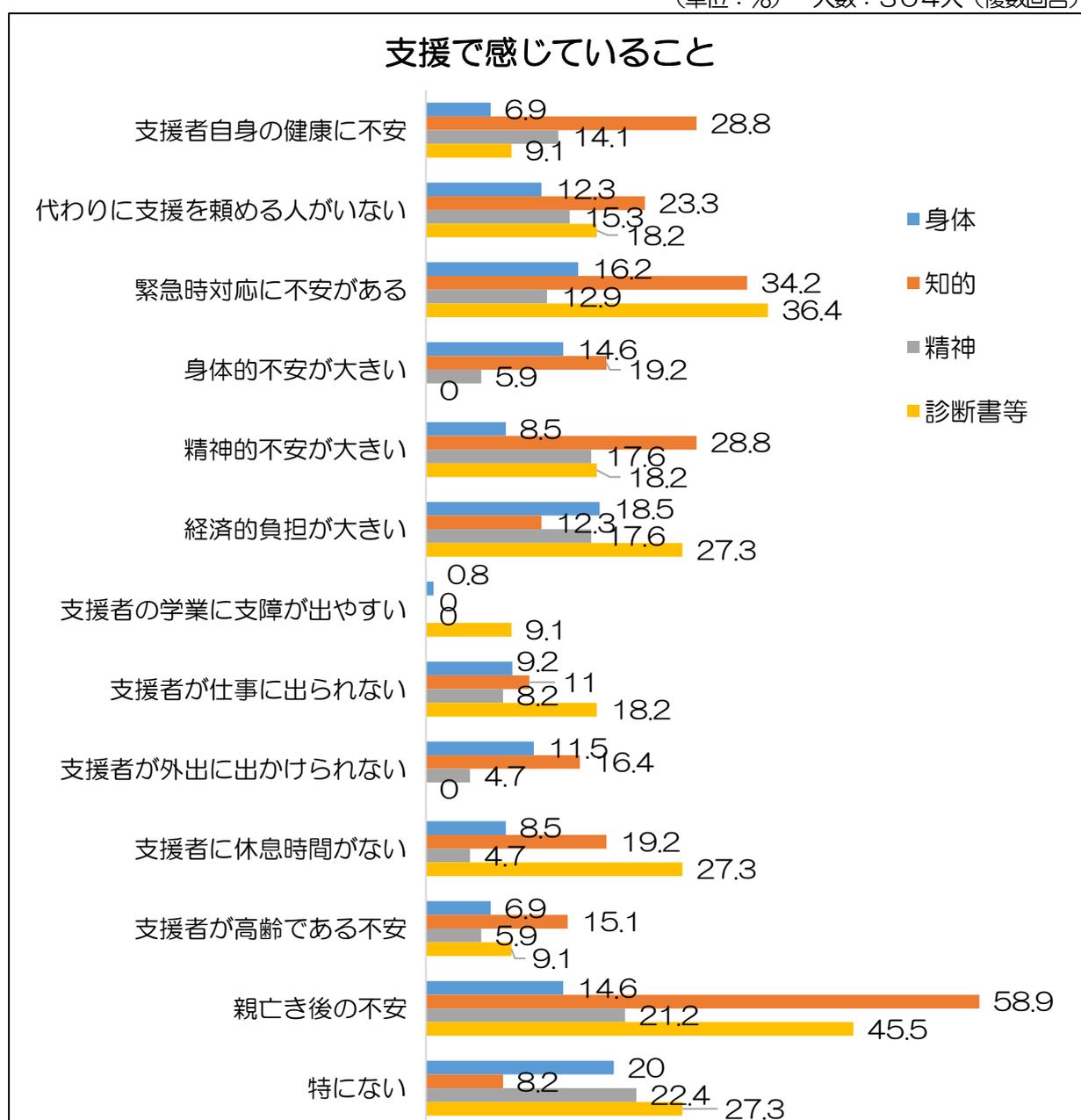
ア. 性別・年齢・ご家族について

- 家族構成の全体の傾向としては、父母との同居が顕著に多い状況です。障がい別に見ると、身体障がい者は配偶者、父母、子夫婦との同居が多く、父母との同居は50代が最も多く、グループホーム等で生活する割合は低いです。知的障がい者は、父母や兄弟姉妹と生活する一方で、グループホーム等での生活という選択肢も見られます。精神障がい者は父母との同居生活やグループホーム等での生活を選択する以外に、一人暮らしが身体障がい者に比べ多い傾向が見られます。介護者の60歳以上を占める割合が2割であり、主な介助者以外に頼める方がいない割合が4割です。

障がい者ご自身の生活面で不安に感じていること

- 全体の傾向としては緊急時対応の不安、親亡き後の不安を大きく示しています。

(単位：%) 人数：304人(複数回答)



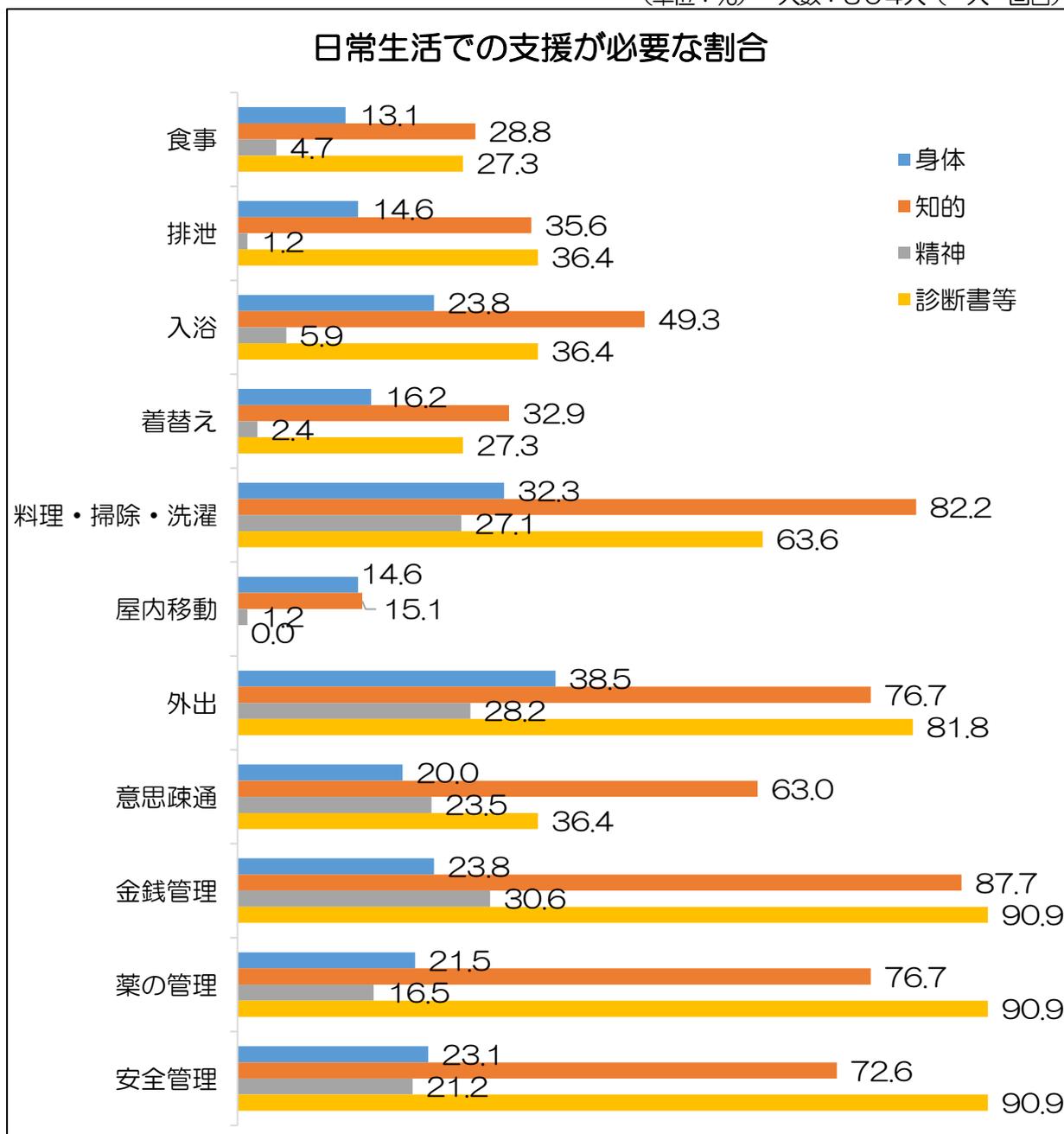
イ. 障がいの状況について

- 障害支援区分認定について、すでに受けていると回答した方は3割程度ですが、実際に認定を受けている方は知的障がい者の割合が多く、20代が多い傾向にあります。障害福祉サービスの利用者の年齢は、サービスにより様々です。

日常生活での支援

- 全ての障がいで家事、外出、金銭管理、安全管理への介助を必要としており、身体障がい者や精神障がい者と比べると、知的障がい者は家族以外の人との意思疎通や薬の管理への介助を特に必要としています。日常の多くの行為に支援を必要としている中で、主な支援者である家族の負担の大きさ（時間的な拘束、精神的な負担）が推察されます。

(単位：%) 人数：304人（一人一回答）



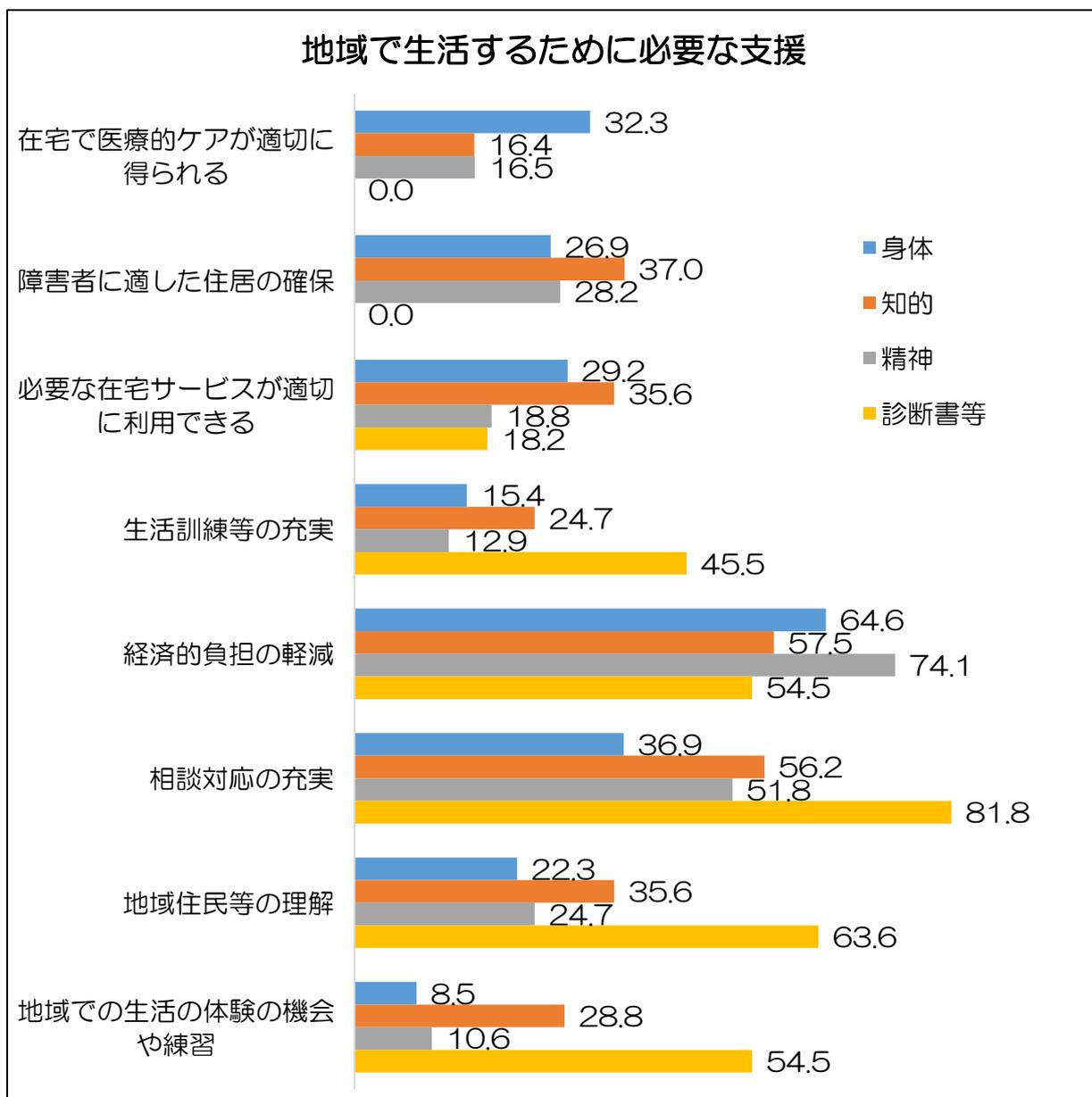
ウ. 住まいや暮らしについて

- 多くの方が家族と暮らしています。知的障がい者や精神障がい者は父母と暮らしている方の割合が多く、今後支援者の高齢化に伴う支援の不足が考えられます。

地域で生活するための支援

- 全体の傾向として、経済的負担の軽減、相談対応の充実が望まれています。障がい種別で比べると身体障がい者では、特に在宅で医療的ケアが適切に得られること、知的障がい者では、特に地域での生活や体験の機会や練習への支援であり、精神障がい者では、特に経済的負担の軽減、障害者手帳を所持していない児童では、地域住民等の理解や地域での生活の体験の機会や練習を強く望んでいます。

(単位：%) 人数：304人（複数回答）



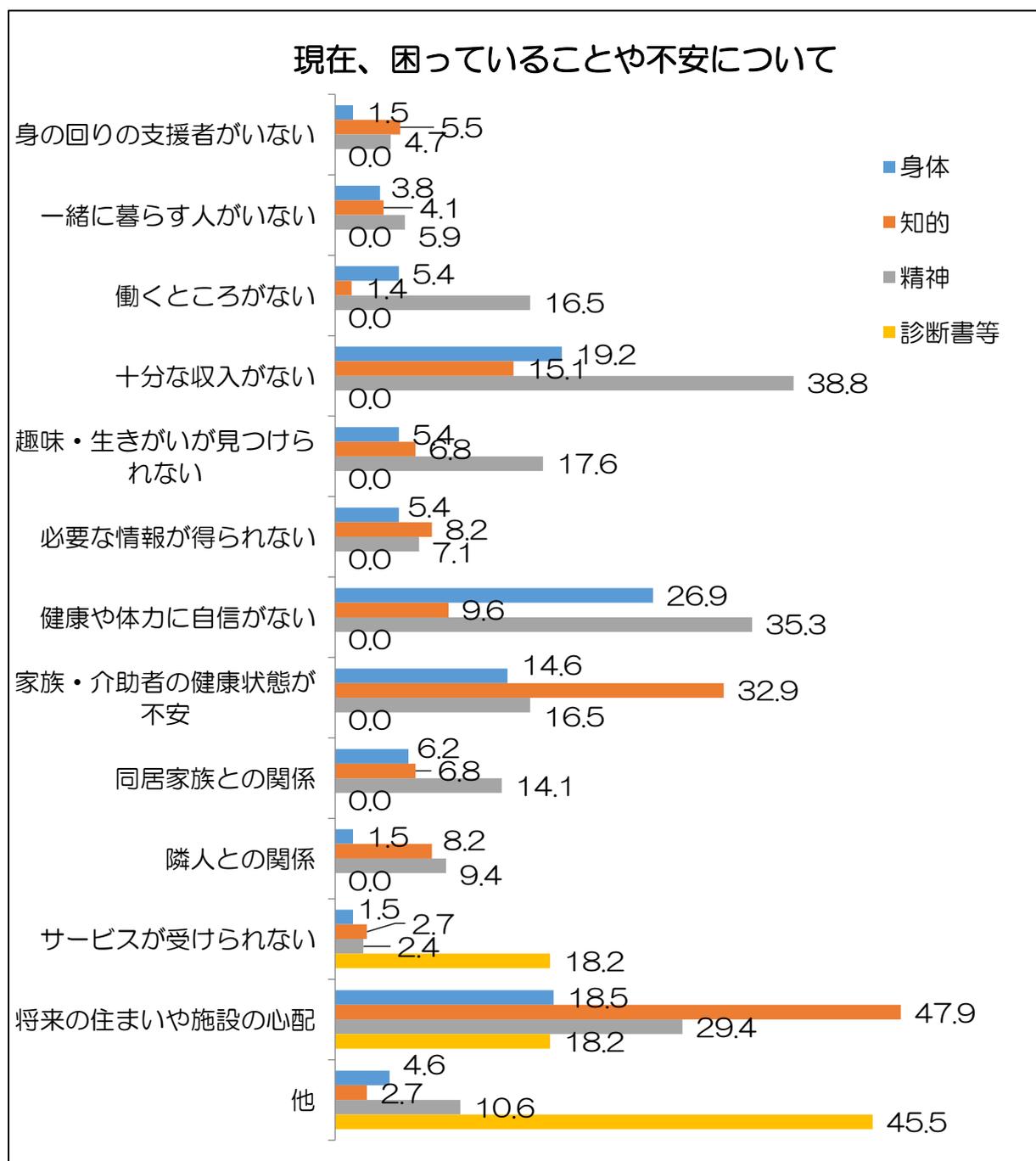
エ. 障害福祉サービスについて

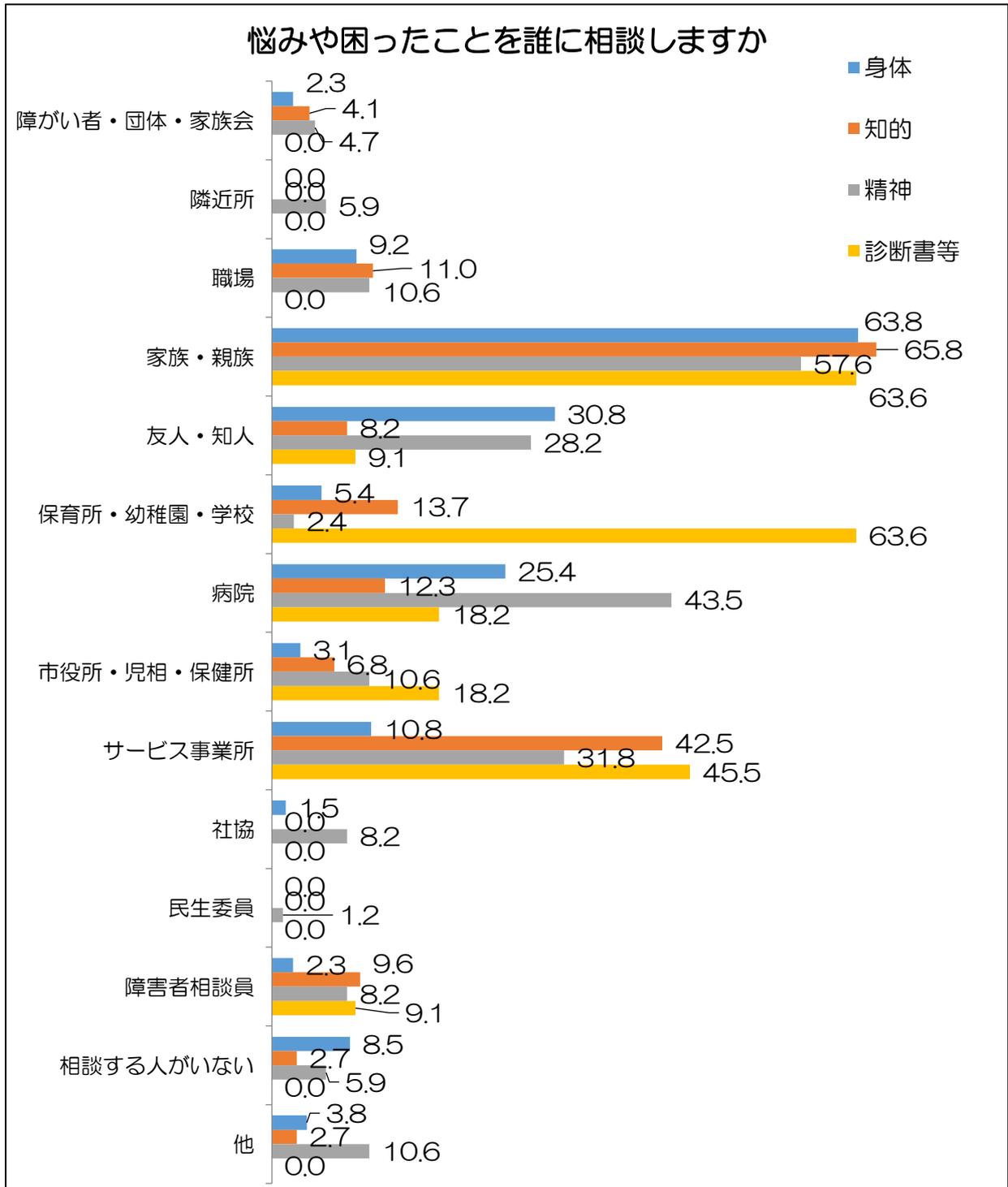
- 身体障がい者は生活介護、自立訓練、知的障がい者と精神障がい者は就労継続支援 A・B 型、障害者手帳を所持していない児童は児童発達支援を利用している方が多い状況です。

相談や情報入手等で困っていること

- 全体の傾向として、将来の住まいや施設の心配との意見が多いです。障がい種別により、家族・介護者の健康状態が不安、十分な収入がない、健康や体力に自信がないの割合が高いです。相談先は家族・親族以外には病院やサービス事業所が多くなっています。

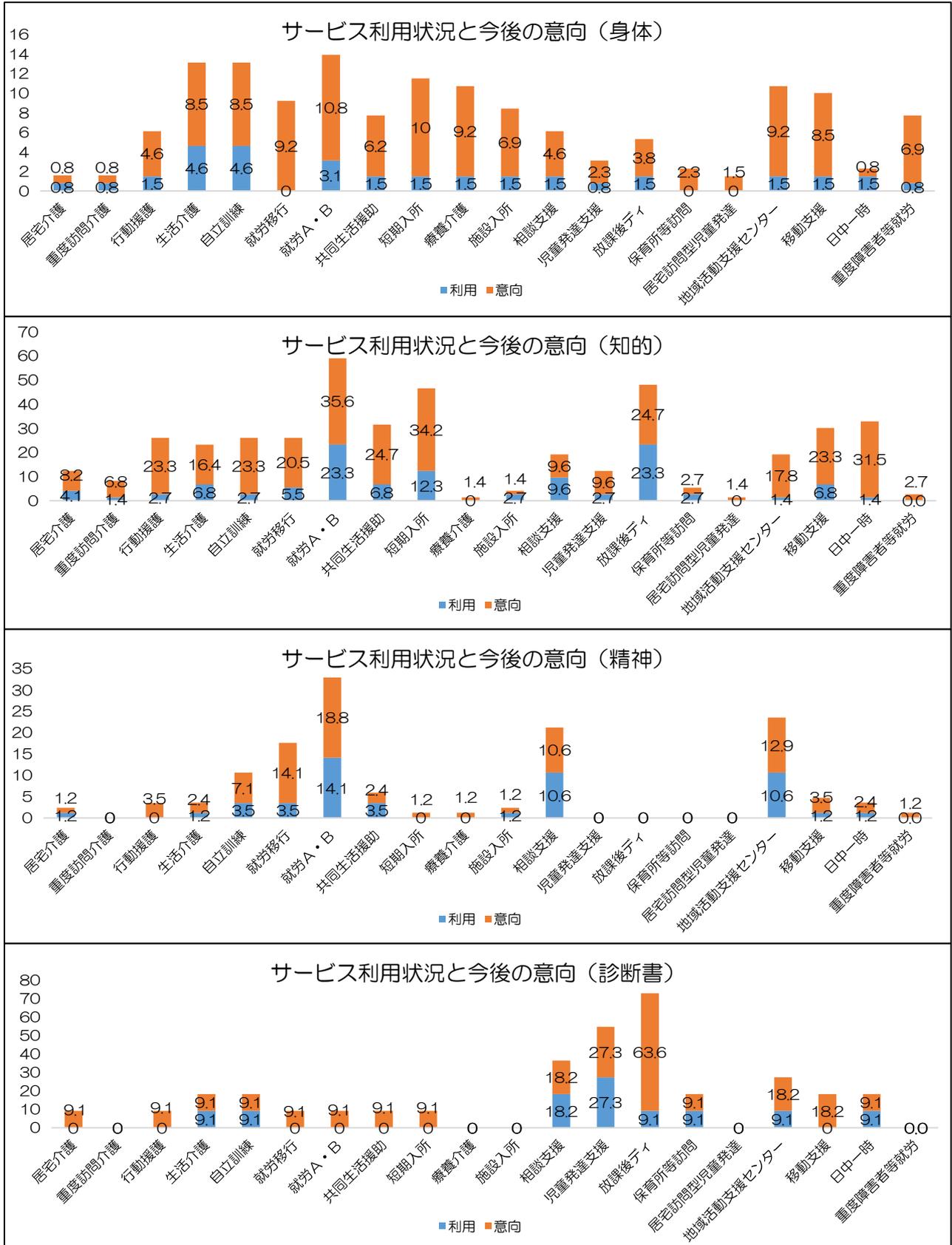
(単位：%) 人数：304人 (複数回答)





○ 障がい種別を問わず、就労継続支援 A・B 型の利用への関心が高い割合を示しています。障がい別では、身体障がい者は日中の活動の場の利用、知的障がい者は短期入所や日中一時の居場所支援の利用、精神障がい者は地域活動支援センターを利用したいという傾向が見られます。障害者手帳を所持していない児童は、放課後等デイサービスへの利用意向が高いです。相談支援は19歳以上で今後の利用意向が高いです。

(単位：%)



■障害福祉サービス利用意向

対象	サービス内容	回答した人	利用している	利用割合	利用していない人	利用していないが今後利用したい人	今後利用したい割合
全数	居宅介護	237	5	2.1%	232	19	8.2%
全数	重度訪問介護	233	2	0.9%	231	15	6.5%
全数	行動援護	241	4	1.7%	237	27	11.4%
19歳以上	生活介護	244	13	5.3%	231	26	11.3%
19歳以上	自立訓練	245	12	4.9%	233	35	15.0%
19歳以上	就労移行	244	7	2.9%	237	40	16.9%
19歳以上	就労A・B	250	33	13.2%	217	57	26.3%
19歳以上	共同生活援助	246	10	4.1%	236	30	12.7%
19歳以上	短期入所	242	11	4.5%	231	40	17.3%
19歳以上	療養介護	240	2	0.8%	238	14	5.9%
19歳以上	施設入所	240	5	2.1%	235	20	8.5%
19歳以上	相談支援	61	20	32.8%	41	24	58.5%
幼児	児童発達支援	210	6	2.9%	204	13	6.4%
18歳以下	放課後デイ	209	29	13.9%	180	30	16.7%
幼児	保育所等訪問	209	3	1.4%	206	6	2.9%
幼児	居宅訪問型児童発達	209	0	0.0%	209	3	1.4%
19歳以上	地域活動支援センター	235	13	5.5%	222	38	17.1%
全数	移動支援	234	8	3.4%	226	33	14.6%
全数	日中一時	236	14	5.9%	222	36	16.2%
19歳以上	重度障害者等就労	230	1	0.4%	229	12	5.2%

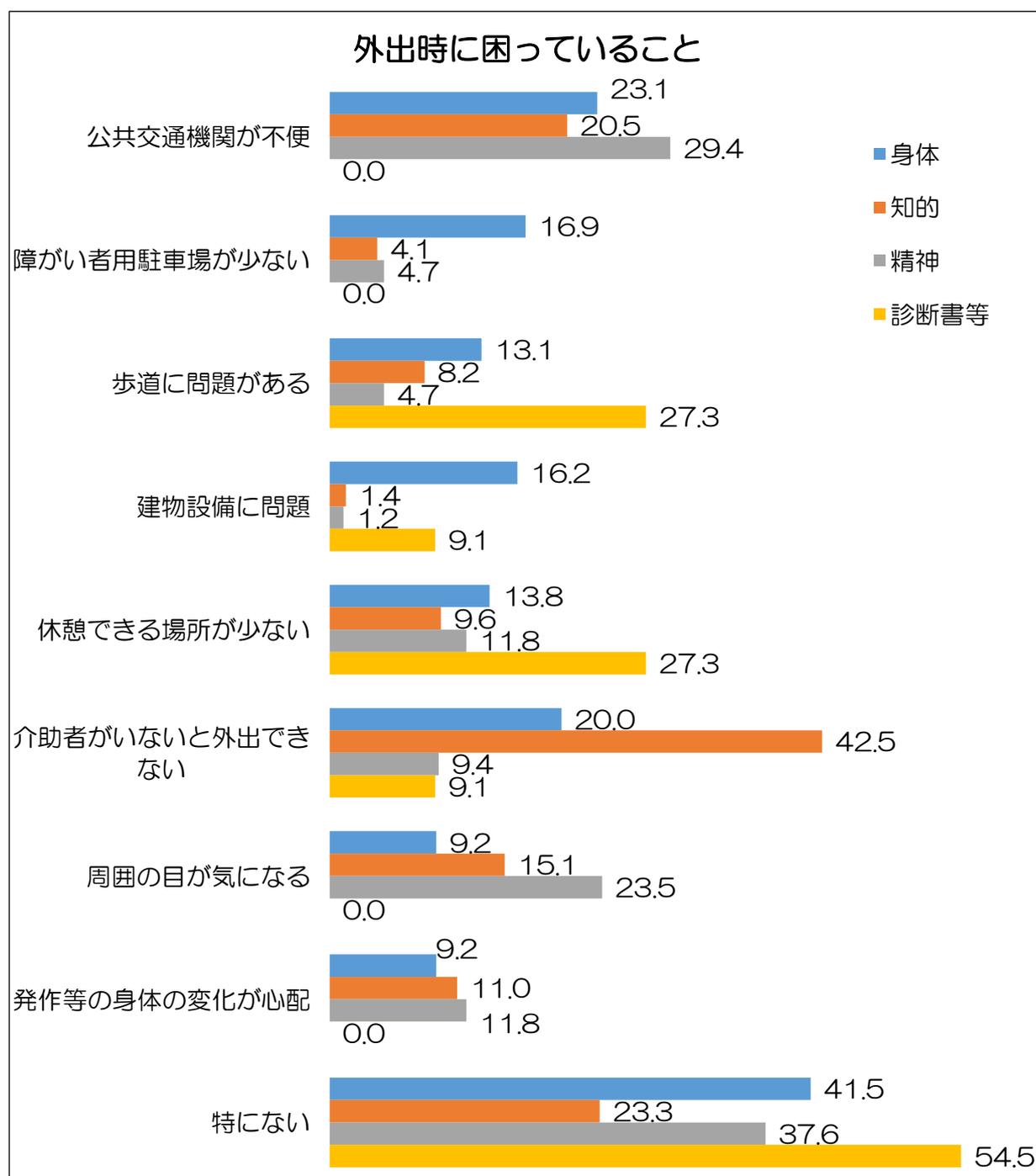
才. 外出・生活環境について

○ 外出時の交通手段は、障がい種別を問わず自動車や徒歩の割合が高くなっています。

外出の際の困りごと

○ 障がい種別を問わず、特に困っていることはないという回答が最も高い一方で、身体障がい者の場合は物理的な障壁（公共交通機関が不便・障がい者用駐車場が少ない等）に困っている様子が伺えます。知的障がい者の場合は介助者がいないと外出できない、精神障がい者の場合は、公共交通機関が不便、周囲の目が特に気になっているという回答が多くありました。

(単位：%) 人数：304人(複数回答)



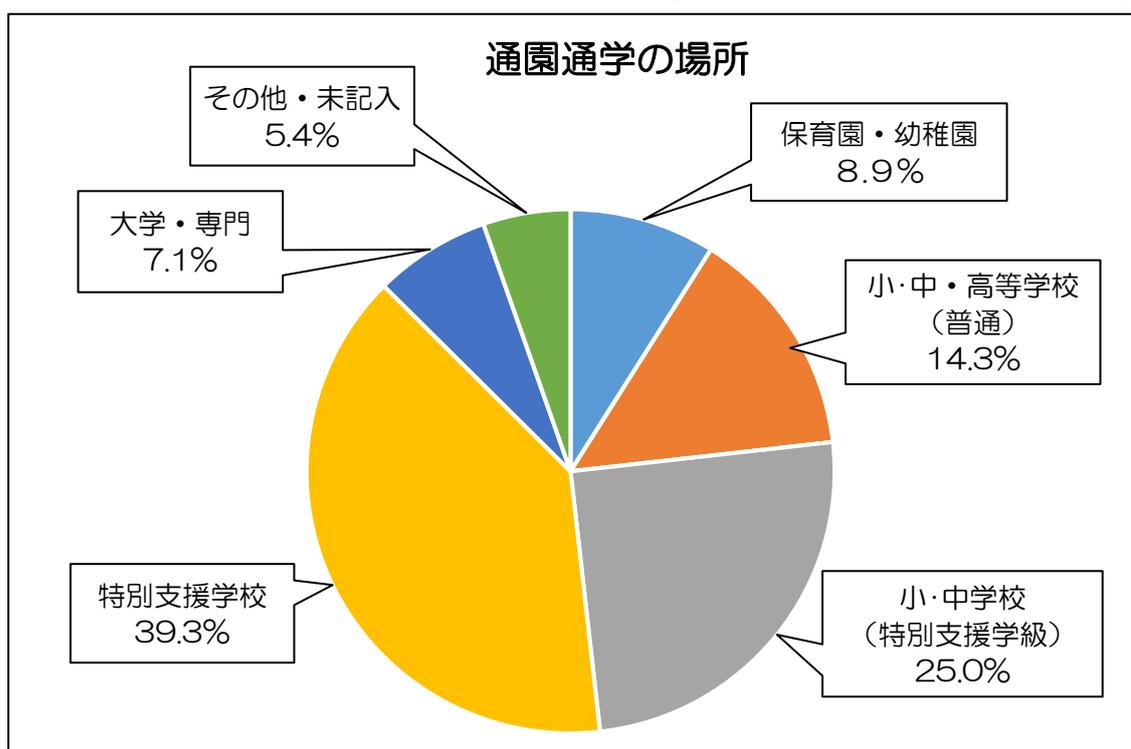
カ. 教育・就学について

- 通園・通学をしている対象者のうち約4割が特別支援学校、約半数が地域の保育園や学校に通っており、学校生活の中で何らかの支援を必要としています。

望ましい就学環境

- 身体障がい者と知的障がい者は、特別支援学校において専門的な教育やサポートを受けられる環境を望まれている割合が約半数、障害者手帳を所持していない児童では、普通学校で配慮を受けながらできるだけ他の児童と同程度の教育やサポートを受けられる環境を望まれています。

(単位：%) 人数：56人 (一人一回答)

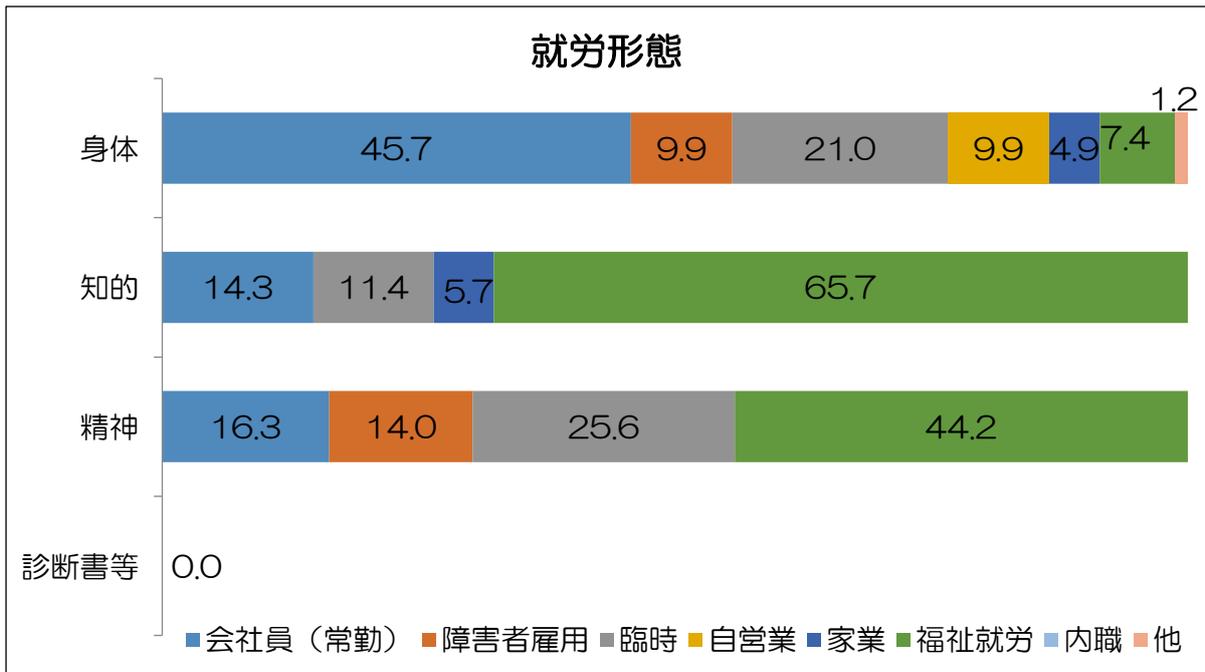


キ. 雇用・就労について

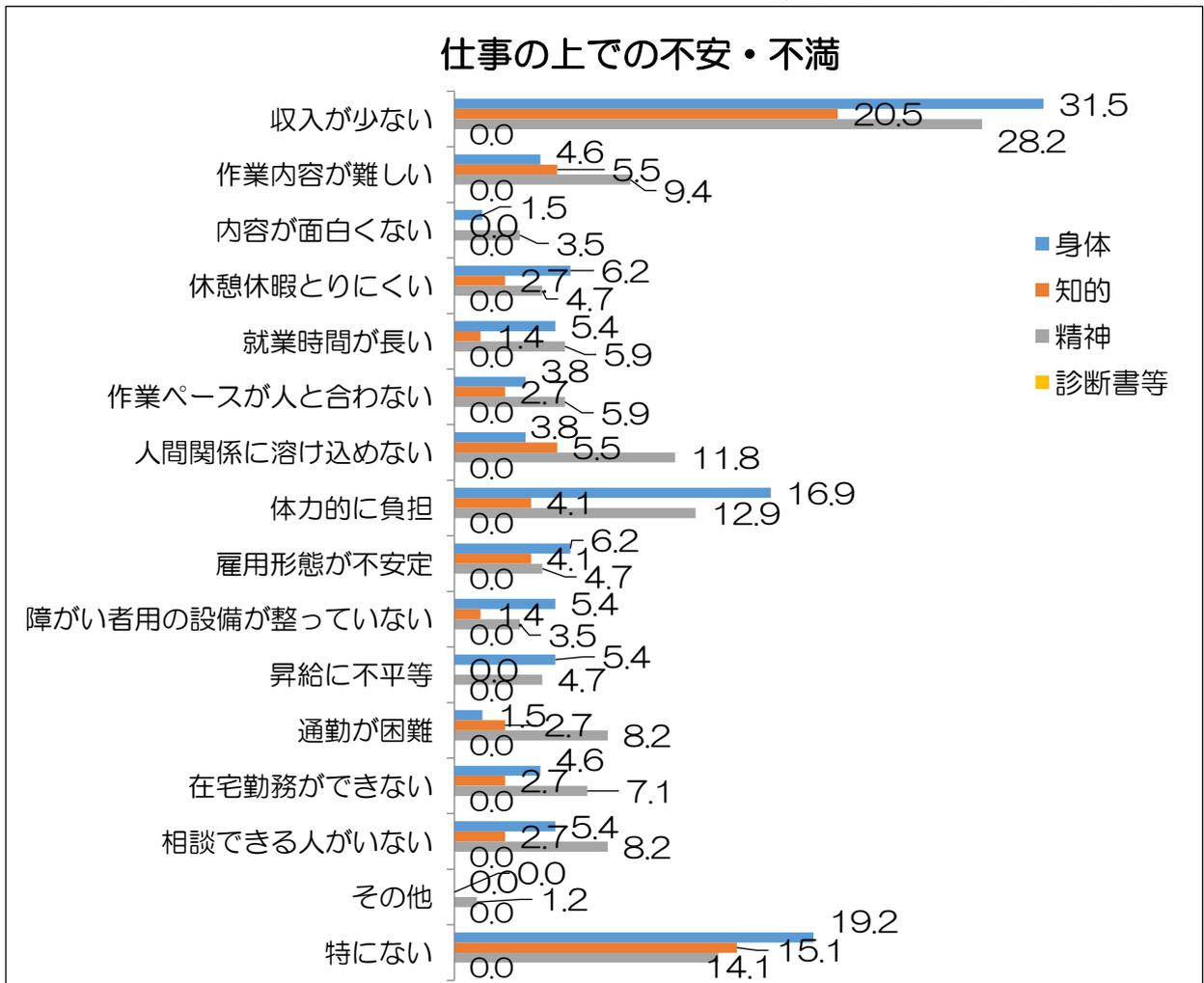
- 現在、障がい種別を問わず働いている方が5割程度います。障がい種別の中では、知的障がい者が今までに働いたことがない方が多い状況です。今後、働きたいとの意向もありますが、過半数以上が今後、働きたいと思わないやわからないと回答されています。

就労のための障がい理解と適切な支援

- 身体障がい者は一般就労や自営業が多く、知的障がい者や精神障がい者は福祉就労が多いとの回答から、障がい種別の所得差が推測されます。

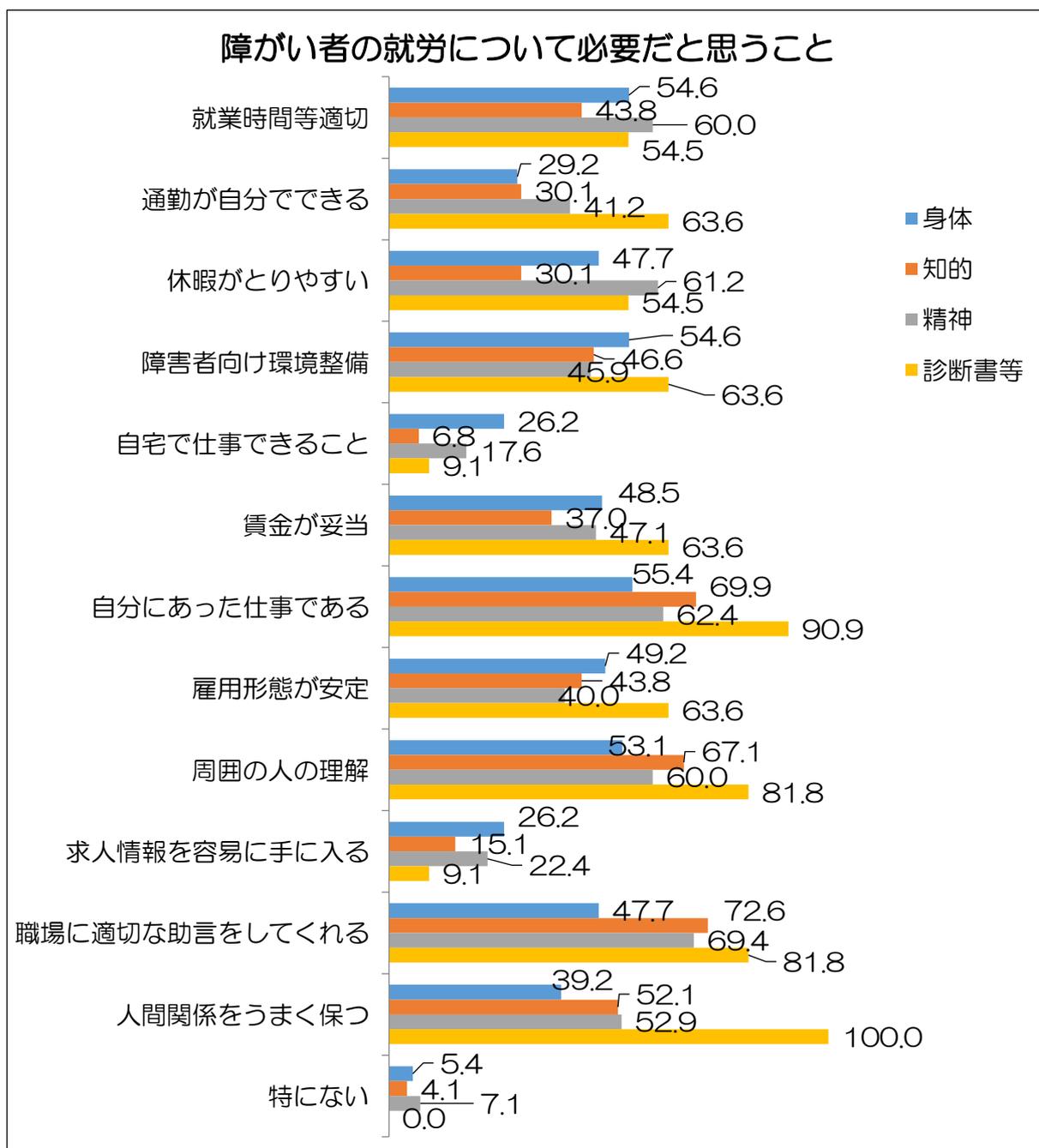


○ 仕事上での不安や不満については、障がい種別を問わず、特にないとの回答が多い一方で、収入が少ないとの回答も多いです。少数意見ではありますが、在宅での勤務ができないことへの意見も見られ、コロナ禍の影響と推察されます。



○ 現在働いている方の意見として、自分に合った仕事、職場に適切な助言・配慮をしてくれる人がいることが必要だと回答しています。現在働いていないが、今後働く意欲がある方の意見として、多方面で就労に対し不安を感じており、特に自分に合った仕事であることへの必要性を感じている方が多いです。障がい種別を問わず、会社や家族等の周囲の人が自分を理解してくれることの割合が高いです。障がい別にみると、必要に感じていることへの違いがみられました。身体障がい者は特に就業時間等が適切、休暇がとりやすい、雇用形態の安定、知的障がい者は特に環境整備、適切な助言、精神障がい者は特に賃金が妥当、人間関係をうまく保つことができることが必要だと回答しています。

(単位：%) 人数：304人(複数回答)

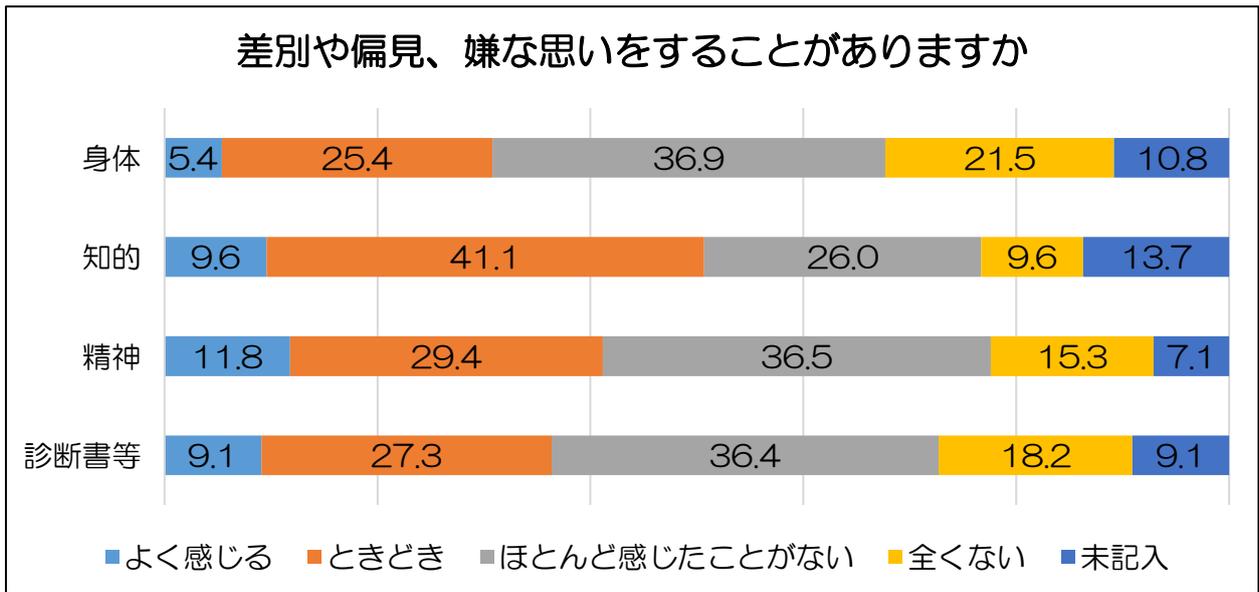


ク. 地域福祉や障がいへの理解について

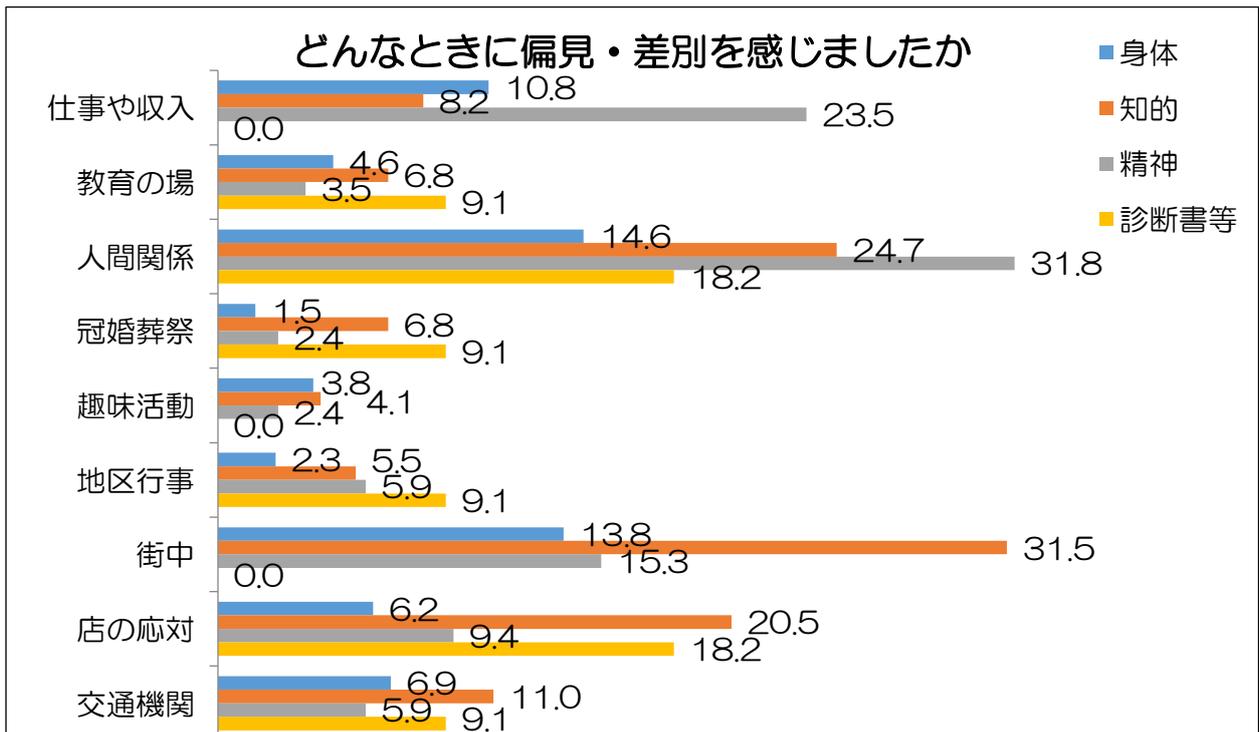
- 障がいへの理解が深まっていると思わないという意見は2割ですが、どちらとも言えないが過半数を占めており、また差別等を感じたことがないと回答した方の中でも、理解が深まっていると思う方は2割程度しかいないとの結果であり、まだまだ生活している中で障がいへの理解が深まっていると感じる方が少ないと推測されます。

住みよいまちづくりのための障がい理解

- 人間関係や街中での人の視線で、差別等を感じる人が多いとの回答でした。障がい者が地域活動を進めるには、参加しやすい環境として、地域の人々の障がい理解が求められています。
- (単位：%) 人数：304人 (一人一回答)

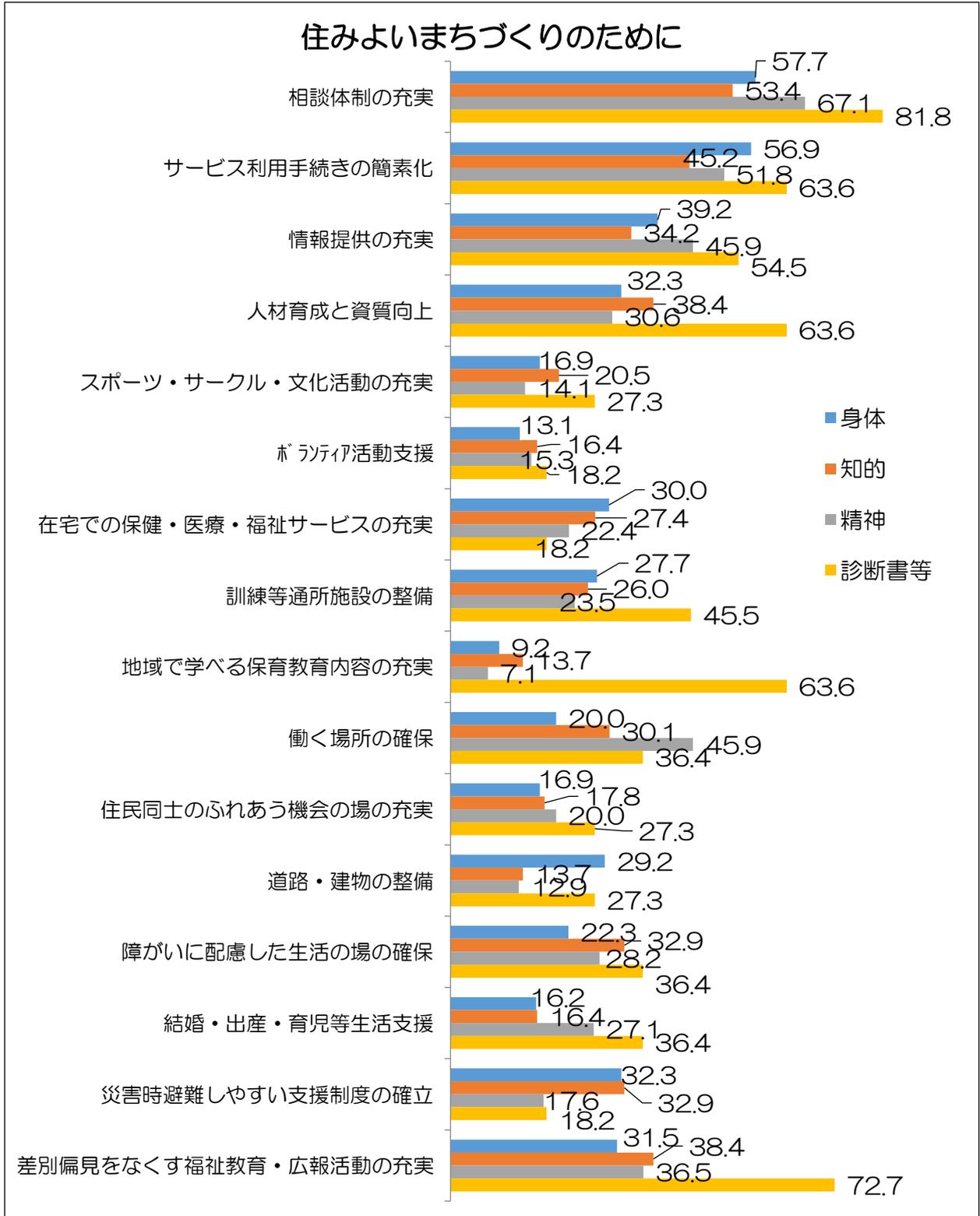


(単位：%) 人数：117人 (複数回答)



○ 障がい種別を問わず、相談体制の充実やサービス利用の手続きの簡素化を求めています。障がい別にみると種別により特徴がみられます。身体障がい者は在宅での医療等のサービスの充実を求めている、知的障がい者は、災害時の避難や周囲とコミュニケーションがとれないことも困ることにあげており、災害時に避難しやすい支援制度の確立への回答が多いです。精神障がい者は、職業訓練の充実や働く場所の確保であり、障害者手帳を所持していない児童では、保護者視点のため差別や偏見をなくすための福祉教育・広報の充実や地域でともに学べる保育・教育内容の充実が特に必要であると回答しています。

(単位：%) 人数：304人(複数回答)



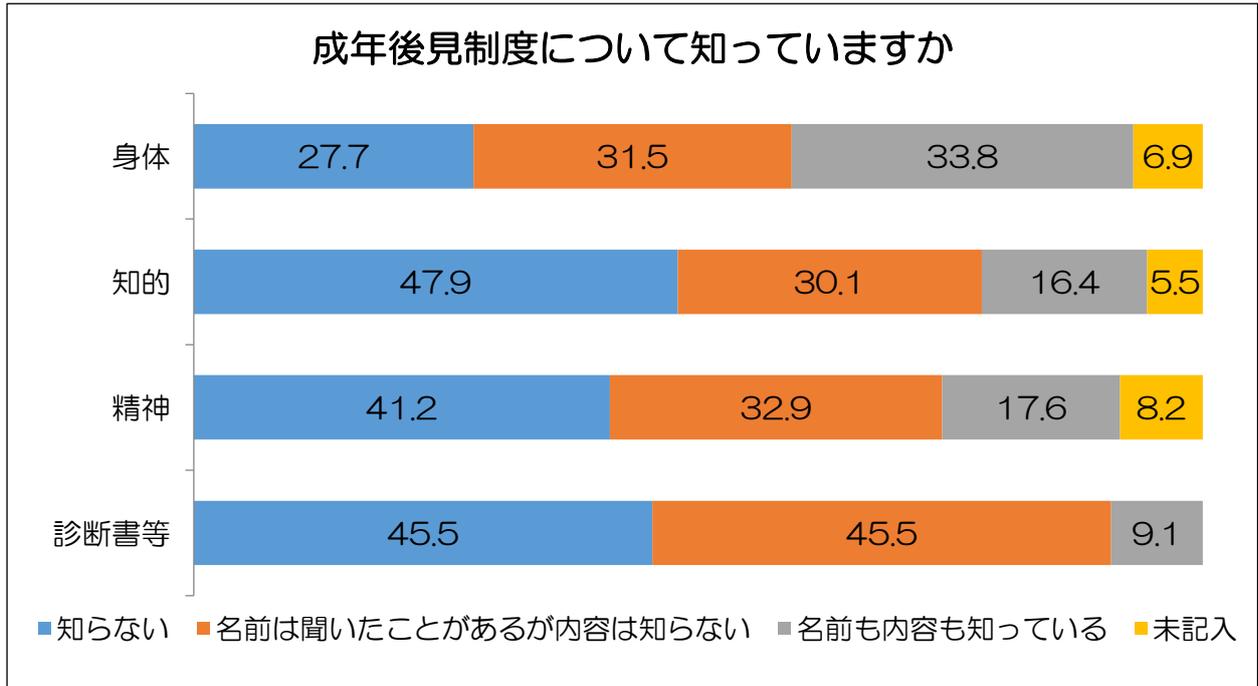
ケ. 成年後見制度について

- 成年後見制度の名前も内容も知っているとは2割程度で、前回調査時と変わらない状況です。

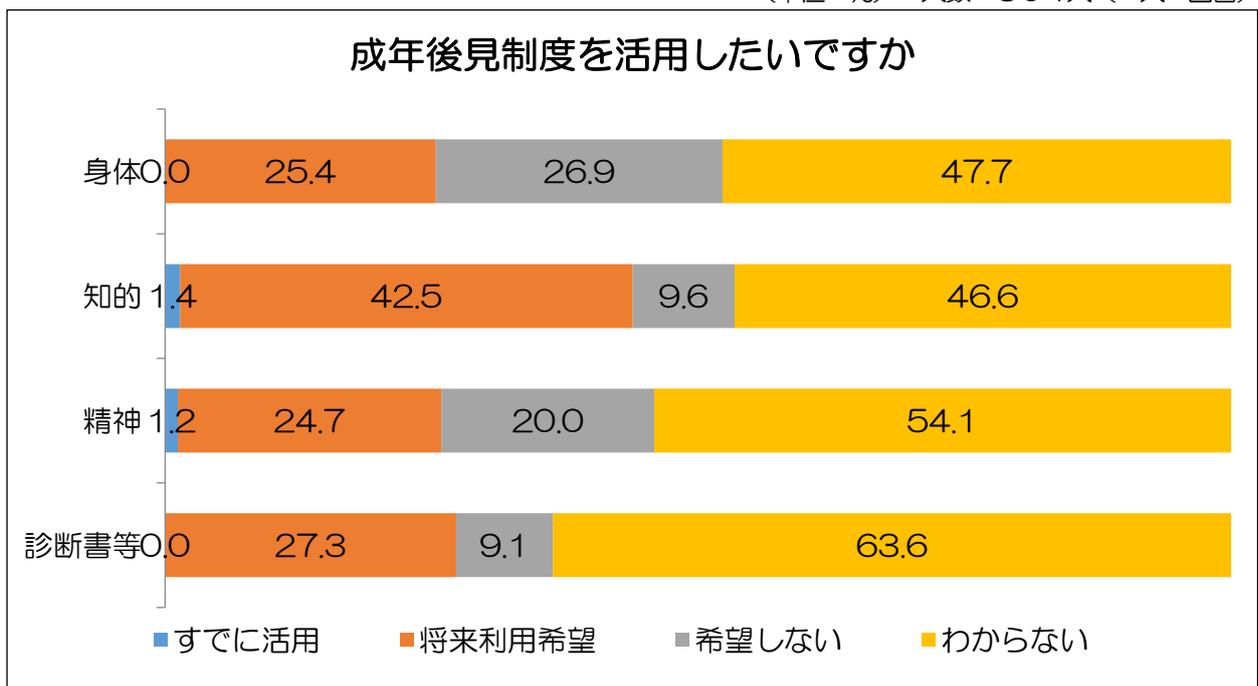
成年後見制度の認知度

- 内容を知らないと答えた中で、将来活用したいと答えた方と活用するかわからないと答えた方合わせて8割以上占めていることから、制度の普及啓発の必要性が示されています。

(単位：%) 人数：304人 (一人一回答)

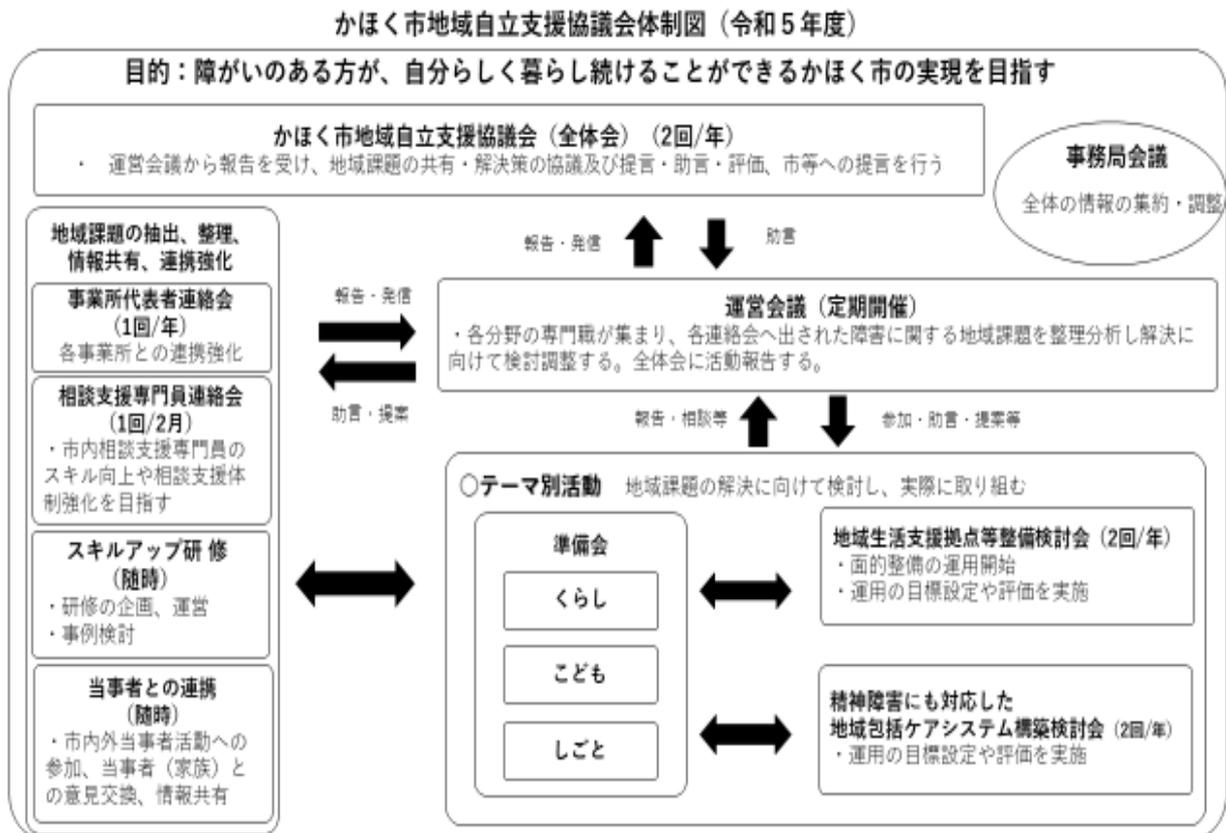


(単位：%) 人数：304人 (一人一回答)



(2) かほく市地域自立支援協議会について

かほく市地域自立支援協議会は、障がいのある方が、自分らしく暮らし続けることができるかほく市の実現を目指す協議の場です。令和5年度は次の図のような体制で運営されています。事例検討会や支援者のスキルアップやバーンアウト（燃え尽き）を防ぐための研修会や、関係者間で顔の見える関係づくりを目指す連絡会等を行っています。その他、平成30年度以降は、地域生活支援拠点整備検討会、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築検討会を設けています。国では協議会の活性化に向けた議論が行われています。市でも、活発な協議が行われる協議会を目指します。



① 地域自立支援協議会で蓄積されている課題

ア. 相談体制連携について（相談支援専門員連絡会、スキルアップ研修より）

平成24年4月に市内に相談支援事業所が開設され、現在は、市内の3事業所に相談支援業務を委託して、相談支援事業を強化しています。年々障害福祉サービスのニーズが高まり、相談支援専門員や障害福祉事業所職員の負担が多くなってきています。さらに、課題やニーズの多様化に伴い、医療や介護、教育関係等関係機関との連携が求められています。現在は、障がい者本人の高齢化による障害福祉サービスから介護保険への移行、家族の高齢化に伴う障がい者本人への支援体制や相談支援専門員と介護支援専門員との連携等が課題となっています。

<現状と課題>

- ・ 市内の相談支援事業所が人材不足である。
- ・ 職員の孤立化、バーンアウトの防止、メンタルヘルスへの対応。
- ・ 医療・介護・教育等との連携の構築。

イ. くらし、地域生活支援について（くらし部会準備会、地域生活支援拠点整備検討会より）

生活支援では、移動に関することや買い物支援やゴミ出し等生活に密着したことや、病気や災害等緊急時の対応等が課題となっています。病気や災害等緊急時の対応として、令和元年度より地域生活支援拠点整備に向けて検討を行いました。地域生活支援拠点の機能のひとつである「相談支援体制の充実」を令和3年度から令和4年度にかけて相談支援事業所の登録をし、体制を整えてきました。今後制度の周知や運用について検討していく必要があります。

<現状と課題>

- ・移動支援事業所が人材不足である。
- ・生活介護、短期入所事業所、日中一時の受け入れ先が少ない。
- ・医療的ケア児、重度身体障がい者の受け入れ先が少ない。
- ・ヘルパーの人員が不足している。
- ・家事援助の報酬単価が低い。
- ・地域移行、地域定着支援事業を担当する相談支援専門員の負担が大きい。

ウ. 障がい児について（こども部会準備会より）

子どもに焦点をあてて、障がい児等の支援ができるように令和4年度からこども部会（準備会）が立ち上がりました。子どもの支援においては、ライフステージに応じた切れ目のない支援（縦の連携）と関係者間のスムーズな連携（横の連携）が重要です。不登校児や診断は受けていない配慮を要する児童、家庭内の課題を抱える児童等、子どもを取り巻く課題は多岐に渡っています。お互いの顔の見える関係づくりを継続し、それぞれの役割機能について再確認・共有しながら課題の解決を目指します。

<現状と課題>

- ・相談内容が複雑で困難なケースが多い。
- ・子どもに関する市の相談窓口が複数あり、特徴が分かりにくい。
- ・障がい児が気軽に使える施設が乏しい。

エ. しごとについて（しごと部会準備会より）

障がい者就労に対する需要が高いため、令和4年度にしごと部会（準備会）を再度立ち上げて検討をしてきました。実習を受けてくれる企業も少なく、なかなか一般就労にはつながっていない現状があります。障がい者就労の理解に向けて取り組んでいく必要があります。

<現状と課題>

- ・一般就労に向けて実習企業先の不足。
- ・障がい者雇用に関する認識が低い。
- ・一般企業に就職した後の支援。
- ・就労移行・就労継続から一般就労に行くための取り組みについてが難しい。

オ. その他

○ 当事者との連携について

かほく市身体障害者福祉協会、かほく市手をつなぐ育成会、手話カフェ等に加え、令和4年4月からAA（飲酒の問題を抱えた当事者の団体）グループミーティングが活動しています。他市町での当事者活動を参考に、福祉サービス以外で障がいのある方が気軽に活躍できる場や情報交換の場づくりを検討しています。

○ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築検討会

障がい種別や程度を問わず、誰もが安心して生活できる地域づくりが必要です。県の密着アドバイザーの助言を得ながら、市の医療、障害福祉、介護、住まい、就労を含めた社会参加、地域の助け合い、普及啓発、教育等が包括的に確保されるよう、体制作りを進めています。現段階では、障害福祉と介護分野や精神科医療との連携、児童への普及啓発活動を行っています。今後、県の保健福祉センター等の協力を得ながらピアサポーターの活用を検討していきます。障がいに関する普及啓発については、対象年齢や、普及啓発の方法を工夫し、効果的な普及啓発を目指します。

<現状と課題>

- 地域全体の障がいへの理解（生活のしづらさ等）が乏しい。
- 福祉サービスだけでなく、気軽に利用できる居場所が不足している。
- ひきこもりの支援について、背景が複雑化しているため対応が困難である。

6. 第3次障がい者計画における振り返り

基本 目標	[第3次] 主要施策	令和3年度	令和4年度	令和5年度	6年間の取組み	
		実績	実績	実績		
1 共に地域で 暮らしをつくり 地域での自立した生活を 支援する基盤づくり	1 啓発普及活動	実施	実施	実施	①毎月の広報、ホームページの更新、いいメールかほく、ケーブルテレビ等を活用し啓発活動を実施した。 ②出前講座でメンタルヘルス、見えにくい障がい、手話文化、サービス等について周知を行った。 ③CATV・文字放送で暮らしの情報を提供、いいメールかほくでの発信、手話カフェ、手話養成講座の開催・手話派遣依頼	
	①広報かほく、かほく市ホームページ、ケーブルテレビ等の充実					
②福祉教育の推進						
	③情報提供・コミュニケーション支援の充実					
	2 地域の支えあい	実施	実施	実施	①出前講座で、障がい福祉について周知。要望のあった団体向けに講座の開催を行った。 ②社会福祉大会の開催（社会福祉協議会） ③手話カフェ、発達障害児保護者学習会（あおカフェ）等の親の会、AAの活動の支援を行っている。令和5年度はピアサポーターを招き研修会を行う。	
	①地域における支え合い活動の推進					
	②ボランティアによる支援の推進					
	③障がい者（児）の自主活動の推進・支援					
2	1 地域生活拠点の整備	実施	実施	実施	①令和3年度に1事業所、令和4年度に市内2事業所の登録を行った。 ①令和3年度に1事業所、令和4年度に市内2事業所の登録を行った。	
		①緊急時の受け入れ・対応の整備	実施	実施	実施	内容の検討が必要である。
		②相談内容の充実	未実施	未実施	未実施	スキルアップ研修、相談支援専門員連絡会等、地域自立支援協議会で継続して整備検討中。
		③体験の機会・場の提供	未実施	未実施	未実施	運営会議や地域自立支援協議会にて継続して検討中。
		④専門的人材の確保・養成	未実施	未実施	未実施	
		⑤地域の体制づくり	未実施	未実施	未実施	
	2 福祉サービスの充実				★在宅支援の充実	
	①福祉サービスや日中活動の場の充実					
	○訪問系サービス					
	居宅介護	322	277	252		
	重度訪問介護	0	0	0	対象者なし	
	同行援護（視覚障がい）	32	18	8		
	行動援護 （精神・知的障がい区分3以上）	0	0	0		
	重度障害者等包括支援				対象者なし	
	○日中活動系サービス				★日中活動の場を設け、支援の充実	
	生活介護	1,752	1,735	1,789		
	自立訓練＜生活訓練＞	26	25	25		
	自立訓練＜機能訓練＞	15	0	0		
	地域活動支援センター	47	44	34		
	児童発達支援	27	48	44		
	放課後等デイサービス	1,052	1,049	1,240		
	保育所等訪問支援	0	1	1		
	日中一時支援	1,239	1,008	904		
	②居住支援の充実					
	○居住系サービス					
	施設入所支援	56	56	54		
	グループホーム入居	64	76	77		
	療養介護	7	6	6		
	○短期入所（ショートステイ）					
	福祉型	40	45	41		
	医療型	0	0	0		
	②居住支援の充実	実施	実施	実施	グループホームの確保と個別相談の中でアパートや市営住宅等の住居の紹介を行う。	
	③相談支援体制の整備	実施	実施	実施		
	○相談支援専門員の設置	実施	実施	実施		

基本目標	[第3次] 主要施策			令和3年度	令和4年度	令和5年度	6年間の取組み
				実績	実績	実績	
能力を 発揮できる 挑 環 み、 境 づ く り	3 1 地域包括ケアシステム の構築について	① 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	実施	実施	実施	地域自立支援協議会の全体会、運営会議、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築検討会を実施中。	
		② 地域移行・地域定着の活用					
		地域移行支援 地域定着支援	1 0	1 0	0 2		
		③ 自立生活援助の利用				石川中央圏域では金沢市内の1事業所が行っているが利用実績なし。	
	2 雇用・就労への支援	① 就労移行支援の活用					
		就労移行支援	140	71	75		
		② 一般就労への移行支援	7	5	3	相談支援専門員の支援、関係機関の連携により一般就労への支援を促進ジョブコーチや就労支援センターの協力により一般就労の継続を図っている。	
		③ 就労定着への支援	3	6	6	市内に事業所はなく市外の事業所を利用。	
		④ 就労継続支援事業の活用					
		就労A	781	811	909		
		就労B	1,961	2,018	2,023		
	3 保健医療体制の充実	① 保健活動の推進	実施	実施	実施	かほく市健康づくりプラン21に基づき、生活習慣病予防を実施。特定健診、特定保健指導、健康相談等の実施。	
② 医療体制の充実		実施	実施	実施	自立支援医療の給付や重度心身障害者医療費の助成を実施。		
4 心の健康づくりの推進	① 不登校やいじめ、非行の予防対策	実施	実施	実施	日々の児童生徒の観察と、各学校にて毎年アンケートを実施し、早期に課題を発見できるよう体制を整えている。		
	② 思春期の心の健康問題へ対処	実施	実施	実施	教育委員会や学校と協力し支援会議を実施。		
	③ うつ対策を中心とした自殺予防	実施	実施	実施	啓発グッズの配布やポスター掲示の他、健康講座を実施。		
4 1 障がいの 支 と 体 制 に づ 健 く り	1 保育・教育の充実	① 障がいのある子どもの保育の充実	実施	実施	実施	保育所等訪問支援事業の利用。こども園の巡回訪問の他、母子保健係や特別支援学校との連携や成長応援ノートの作成励励。	
		② 障がいのある子どもの教育の充実	実施	実施	実施	特別支援教育や個別に配慮した教育を推進。	
		③ 健全育成の推進	実施	実施	実施	学童保育クラブや児童館での障がい児の受け入れやコミュニティ・スクールの実施による家庭、地域、学校の連携。	
	2 障がい児 支 援 の 体 制 整 備	① 障がい児の福祉サービスの整備	未実施	未実施	未実施	医療的ケア児の受け入れや居宅訪問型児童発達支援について課題あり。	
		② 重症心身障がい児への支援	実施	実施	実施	市外事業所の利用と市内事業所での一部受け入れあり。	
		③ 医療的ケア児への支援の協議の場	実施	実施	実施	地域自立支援協議会にて協議を実施。関係機関での個別支援会議の実施あり。	
3 発達障がい 支 援	① 支援体制の強化	実施	実施	実施	園、学校、県の相談機関や医療機関等との連携あり。精神科医による個別相談会の実施あり。		
5 生 き が い ら し づ く り	1 生涯学習や文化活動の支援	実施	実施	実施	地域活動支援センター等での余暇活動や市民大学の開講あり。		
	2 スポーツ・レクリエーション活動の支援	実施	実施	実施	社会福祉協議会での障害者交流スポーツ大会や令和5年には障がいがある方もない方も参加できるスポーツ体験会を開催している。		
6 住 安 み よ し て 環 境 づ く り	1 道路・公共施設等のバリアフリー化推進	実施	実施	実施	いしかわ支えあい駐車場制度（パーキングパーミット）に基づく駐車場の設置、カードの配布、歩道の整備やバリアフリー化等の実施。		
	2 移動交通手段の確保	実施	実施	実施	福祉巡回バスの運行、高齢者や障がい者に市営バス利用助成券の交付、福祉タクシー利用助成、重度障害者用タクシー利用助成、自動車改造費助成、自動車運転免許取得費用助成。		
	3 障がいを理由とする差別の解消の推進	実施	実施	実施	広報やポスター掲示による啓発。出前講座にて周知。		
	4 防災・防犯対策の充実	実施	実施	実施	地域自立支援協議会のくらし部会準備会で研修会を実施。ヘルプマーク、ヘルプカードの周知と交付。拠点避難所（市内小中学校）に要配慮者スペースの設置。		

第3章 基本理念と施策の展開

1. 基本理念

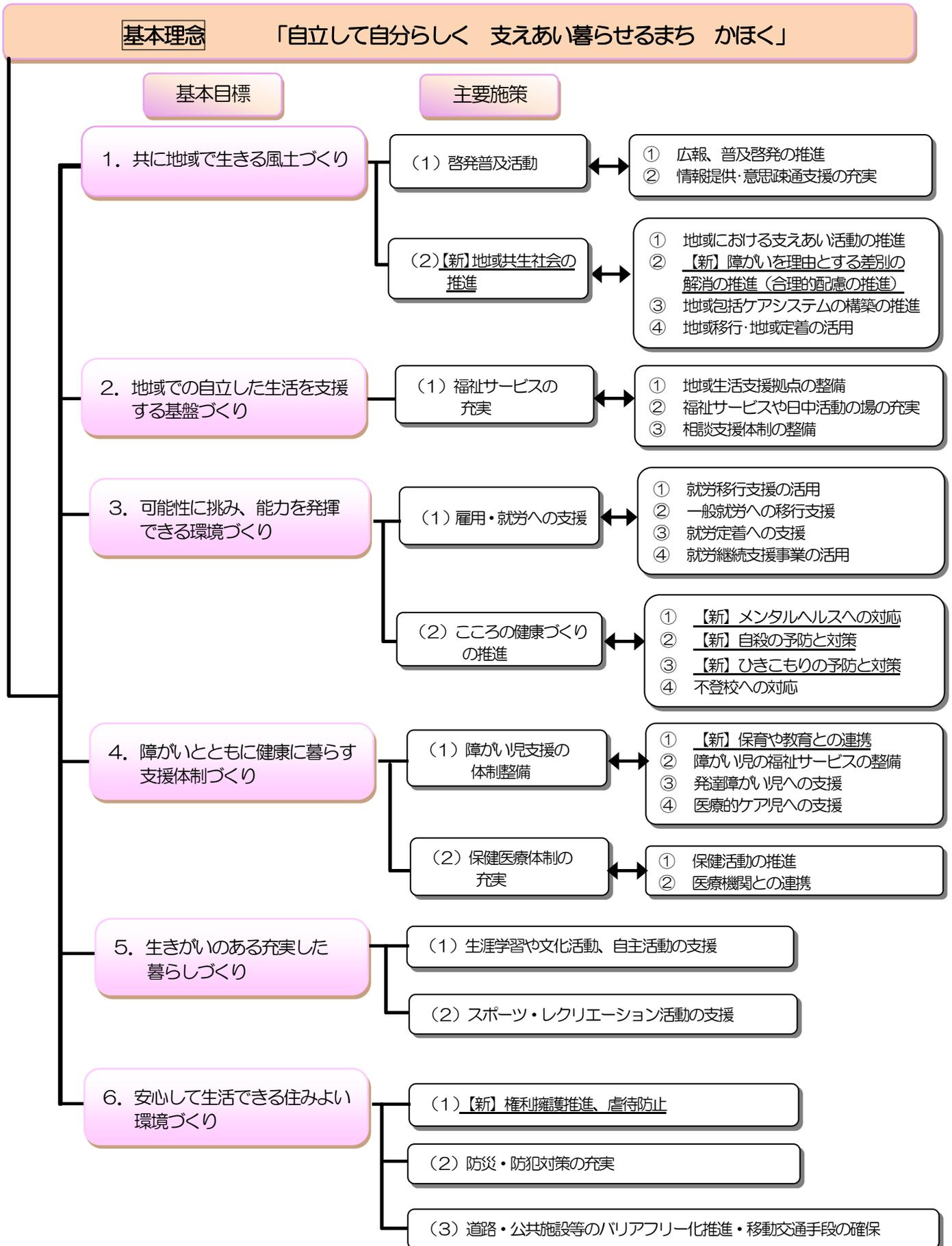
総合計画において、かほく市の将来像に『海とみどりに抱かれた、にぎわいあふれるまち』を掲げ、まちづくりの視点の1つとして“安全・安心”～人を守り、安心して暮らせるまちづくり～福祉が充実した住みよいまちづくりを基本的な施策の方向として定め、市政を展開しています。本計画は障害福祉の視点から、この将来像に向けた取組みを具現化するもので、障がいの有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するための取組みを推進していくことが必要です。

障がいのある人もない人も地域で当たり前のような生活ができるようにする社会づくり「多様性を認め合う地域共生社会の実現」の理念のもと、誰もが生きる喜びに包まれて「かほく市に住んでよかった」と心から実感できるまちづくりを目指し、「自立して自分らしく 支えあい暮らせるまち かほく」を基本理念とし、かほく市の障害福祉の向上を推進していきます。

基本理念

自立して自分らしく 支えあい暮らせるまち かほく

2. 施策の体系



第4章 障がい者福祉施策の方向と展開

1. 共に地域で生きる風土づくり

現状と課題

障がい児者に対する理解を深めるために、「広報かほく」「かほく市ホームページ」等の活用や、ポスターの掲示、パンフレットの配布等、住民への啓発を推進しています。

障がい児者が共に地域の中で生活していくには、障がいに関する地域の理解は必要不可欠なものであり、多様な世代に向けての啓発・広報活動の一層の推進が必要です。市民アンケートによれば、障がいのある人にとって住みよいまちをつくるために必要なこととして、差別偏見をなくす福祉教育・広報活動の充実をあげた方の割合が身体障がい者 31.5%、知的障がい者 38.4%、精神障がい者 36.5%、障害者手帳を所持しない児童 72.7%でした。また、障がい者が地域活動等に参加しやすくするために大切なこととして、「参加しやすい活動を増やす」と「地域の人々の障害理解」を上げた方の割合が高い結果でした。

令和5年度にかほく市が地域福祉計画策定のために行った、回答者の年代や障がいの有無を問わない市民アンケートによれば、「地域住民がお互いに支え合い、助け合う関係が必要か」の質問に対して「必要だと思う」と「できればあった方がよい」と回答した方の割合は84.0%であり、障がいの有無に関わらず地域住民の支えあいの一層の推進が必要です。

施策の基本的方向性

地域のあらゆる住民が「支える側」と「支えられる側」という関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていける地域共生社会の実現に向けた取組みが必要です。障がい者への差別や偏見をなくし、「自己選択・自己決定」による「社会参加・参画」ができる社会をめざして、障がい者に対する住民の理解と認識を高めるための啓発・広報活動を継続して推進し、差別や偏見のない地域の実現に努めます。幼少時からの障がい児者との交流が、障がい児者への差別や偏見をなくすきっかけにもなることから、地域で障がいの有無に関わらない多様な交流ができるように、関係機関と協力します。

主要施策

施 策 内 容		
(1) 啓発普及活動		
①	広報、普及啓発の推進	市ホームページ、広報かほく、ケーブルテレビ、いいメールかほくや研修会等を通じて、障害福祉に関する啓発普及の充実に取り組みます。当事者会や保護者会について周知を図ります。
②	情報提供・意思疎通支援の充実	障がい児者の安全・安心な暮らしをサポートするため、暮らしの情報や防災・避難情報、防犯情報、災害情報等をケーブルテレビにおいて、文字や手話等による放送を実施します。 手話等のボランティアの養成・派遣を促進し、コミュニケーション手段の確保を図ります。視覚障がい者向けの相談会を継続して行います。 障害福祉サービス事業所マップを見直し、市の社会資源がよりわかりやすいようにしていきます。
(2) 地域共生社会の推進		
①	地域における支えあい活動の促進	自治会や民生委員・児童委員等を中心とした地域住民が、声かけや見守り活動を促進します。社会福祉協議会等と連携しながら、障がいの有無に関わらず住みやすい地域づくりを推進します。
②	障がいを理由とする差別の解消の推進 (合理的配慮の推進)	不当な差別的取扱い・合理的配慮の不提供等の相談対応やかほく市地域自立支援協議会にて差別の解消に向けた取組みの検討、また理解促進のための研修・啓発活動を検討します。 「障がいを理由とする差別解消の推進に関するかほく市職員対応要領」に従って、すべての市職員の適切な対応、資質向上に努めます。 児童については、かほく市長応援ノートを用いて、配慮を要する児童の情報の引継ぎを目指します。
③	地域包括ケアシステムの構築の推進	障がいの有無や程度、年代に関わらず、安心して地域生活を送れるように、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて支援体制整備を進めます。精神保健(メンタルヘルス)に課題を有する方の相談にも対応できるように、支援力の向上に努めます。
④	地域移行・地域定着の推進	長期に入院している精神障がい者等に対し、安心して地域で生活できるように、医療機関や相談支援事業所等と協力して、住まいの準備や相談等の支援を行います。

2. 地域での自立した生活を支援する基盤づくり

現状と課題

本市では、令和5年4月1日現在、障害者手帳を所持する方は1,870人います。身体障害者手帳所持者1,247人、療育手帳所持者299人、精神保健福祉手帳所持者324人となっています。年代別では、18歳未満では88名、18～64歳では750名、65歳以上では1,032名おり、内、障害福祉サービス利用者の割合は21.5%となっています。

障がい者の地域生活を支えるため、居宅介護や生活介護、就労継続支援等の障害福祉サービスをはじめ、日中一時や移動支援等の地域生活支援事業を実施するとともに、緊急時にも障がい者が適切なサービスを利用できるよう、相談支援の推進に努めています。

今後、障がい者の見守りや声かけ等を促進しながら、誰もが地域社会の一員とし安心して暮らすことができるよう支援していくことが必要です。

施策の基本的方向性

障がい児者が日常生活において必要なサービスが利用できるよう、基幹型相談支援センターを拠点に各種在宅福祉サービスの相談支援等の充実を図るとともに、円滑にサービスが利用でき、また、障がいの状況に応じて、保健・医療の関係機関等の連携のもと、多様で質の高い効果的なサービスが提供されるように仕組みを作ります。

また、地域生活支援拠点の整備として、介護者の急病等の緊急時に、市内の短期入所が可能な福祉サービス事業所等で受け入れ対応ができる体制等を整備していきます。

主要施策

施策内容		
(1) 福祉サービスの充実		
①	地域生活支援拠点の整備	ライフラインの喪失・介護者の急病等の緊急時に、市内の短期入所が可能な福祉サービス事業所等で受け入れ対応ができる体制を整備しています。また近隣の市町と連携して緊急時受け入れ対応ができる体制整備を図っていきます。
②	福祉サービスや日中活動の場の充実	障がい児者やその家族が地域で安心して在宅生活を送られるよう、自立支援給付や地域生活支援事業サービスの充実に取り組み、適切なサービスの決定を行います。サービス内容や利用の方法等の周知徹底を図ります。
③	相談支援体制の整備	本市では市内相談支援事業所に委託し、基幹型相談支援センターを拠点に、福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援、虐待防止・権利擁護のための援助、専門機関の紹介等、相談支援体制の充実を図ります。 相談内容が多岐に渡ることから、地域内外の様々な機関の協力を得ながら課題解決に取り組みます。

3. 可能性に挑み、能力を發揮できる環境づくり

現状と課題

障がい者にとって就労は、単に収入を得るためだけのものではなく、就業を通じて社会参加することで働く喜びや生きがいを感じることも、また、親亡き後の経済的な自立等、社会的自立を促進するうえでも大切なことです。

現在、就労継続支援A型利用者45名、B型利用者122名、就労移行支援利用者7名が福祉就労サービスを利用しており、障がい者19～64歳の23.2%が利用しています。

また、市民アンケート調査の就労内容では、不安・不満と感じていることが、「収入が少ない」の回答が多くなっています。また、障がい者の就労について必要なこととしては、「職場に適切な助言や指導、配慮をしてくれる人がいること」「自分にあった仕事であること」「周囲の人の理解があること」の順に回答割合が高い結果でした。コロナ過で在宅ワークの普及が一部の職種で広まりましたが、今回の市民アンケートでは、現在就労している方では、在宅ワークができないことを不満に思う回答は全体の4.6%と高くありませんでした。ただ、身体障がい者で障がい者の就労について必要だと思うこととして「自宅で仕事ができること」を回答した方の割合が26.2%と最も高い結果でした。自分の適性を理解し、希望する職場で理解と助言や配慮を得ながら就労できる環境づくりが望まれます。

施策の基本的方向性

障がい者一人ひとりの適性と、その能力に応じた雇用・就労を促進するため、事業主に対する啓発活動を推進し、ハローワーク、特別支援学校、施設等と連携し、職業相談や雇用の拡大、福祉的就労への支援施策の充実に努めます。

精神保健に課題を抱える方への相談支援について、医療機関と連携を図りながら適切なサービスの提供ができるよう、医療、福祉、保健、必要に応じて教育関係機関と連携を図り支援を実施していきます。

主要施策

施策内容		
(1) 雇用・就労への支援		
①	就労移行支援の活用	生産活動、職場体験その他就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練、就職後における職場への定着のために必要な相談等を事業所と協力して行います。高校卒業後や一時的に在学中に利用を希望する生徒がいる場合には、保護者や学校等と連携しスムーズに就労につながるよう連携を図ります。
②	一般就労への移行支援	就労移行支援と同様に、生産活動、職場体験その他就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練、就職後における職場への定着のために必要な相談等を事業所と協力して行います。
③	就労定着への支援	就労定着支援事業所と協力し企業、障害福祉サービス事業所、医療機関等との連絡調整や雇用に伴い生じる日常生活及び社会生活を営む上での課題解決に向けて必要な支援を行い、就労定着を目指します。
④	就労継続支援事業の活用	一般企業への就労が困難である障がい者については、一人ひとりの状態に応じた就労の場を確保できるよう、サービス提供事業所等と連

		携し、就労継続支援事業等の福祉就労の機会の提供に努めます。また、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」の推進のためにも、市公共施設内の業務等を就労継続支援事業所等に委託し、障がい者の適切な訓練の場の充実に努めます。
(2) こころの健康づくりの推進		
①	ひきこもりの予防と対策	ひきこもりに関する相談・支援を実施していきます。また、ひきこもりを予防し適切なサービスの提供ができるよう、社会資源の活用や関係機関と連携を図ります。
②	メンタルヘルスへの対応	精神障がい者だけでなく、精神保健に課題を抱える方への相談支援を行います。また、医療機関と連携を図りながら適切なサービスの提供ができるよう、医療、福祉、保健、必要に応じて教育関係機関と連携を図ります。小中学校の各校に配置があるスクールカウンセラーの利用を必要に応じて案内します。
③	自殺の予防と対策	「かほく市自殺対策計画」「かほく市健康プラン21」を踏まえ、こころの健康を保つには運動、栄養・食生活、心身の疲労回復と休養、十分な睡眠とストレスへの対応等が必要です。こころの健康を保ちつつ、発生要因となりうる病気の予防対策の充実に努めます。
④	不登校への対応	幼少期からの早期発見や適切な対応に努め、予防活動に努めます。日常の観察の他、アンケート調査や面談等によって現状を正しく把握し、家庭や関係機関と連携を図りながら対応します。発達の保障や居場所確保等のため、障害福祉サービスの利用が望ましい場合には、保護者を交え、関係者と利用のための協議を行います。

4. 障がいとともに健康に暮らす支援体制づくり

現状と課題

令和5年4月現在、かほく市内には未就学児が通う園が、認定こども園、小規模保育園、企業主導型保育園を合わせ17か所、小中学校が9か所あります。市外には、知的障害、肢体不自由、病弱教育、盲学校、ろう学校等の特別支援学校が設置されており、本市から通学している児童、生徒もいます。一人ひとりにあった保育や教育を行うため、保護者や専門的な機関と連携をとりながらより良い発達や成長を促す環境づくりが必要です。各ライフステージに対応した支援の充実のため、保育・教育の場での関係機関の連携を通じ、切れ目のない支援を行います。

身体障害者手帳所持者の中で、定期的な通院が必要と思われる心臓機能障害や腎臓機能障害等の内部障害のある方の割合は、身体障害者手帳所持者の内約39%を占めています。自立支援医療を利用する方については、令和5年4月現在、精神通院医療*565人、更生医療*121人、育成医療*2人であり、障がい者と医療機関とのつながりは切り離せません。市民アンケートでは、障がいのある人にとって住みよいまちをつくるために必要なこととして、26.8%（全回答者304人の内81人が選択）の方が「在宅での保健・医療・福祉サービスの充実」を選択しています。また、主な介助者の健康状態について、「あまり健康でない」と「健康でない」と回答した方は合わせて14.4%（全回答者167人の内24人が選択）いました。障がい者本人と介助者の健康保持のために、予防と早期発見を含め保健医療体制の充実が求められます。

※精神通院医療…精神疾患を理由として通院医療を受ける場合に、その医療に必要な費用の一部を補助する制度です。（例：統合失調症、てんかん）

※更生医療…職業能力の増進、日常生活を容易にすることを目的とした医療給付制度です。身体上の障がいを軽くしたり、取り除いたりするための医療です。

（例：人工透析療法、腎臓移植術、心臓のペースメーカー埋込み手術）

※育成医療…身体に障がいのある児童、又はそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童が、手術等の治療を受けることにより、身体上の障がいや軽減され、日常生活が容易にできるようになる場合、その医療に必要な費用の一部を補助する制度です。

（例：口蓋裂の形成術や歯科矯正、心臓の心室心房中隔に対する手術）

施策の基本的方向性

国の施策では、令和5年度にはこども家庭庁が新たに設置され、「こどもまんなか社会」～すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～を目指して今後5年程度を見据えたこども施策が協議されました。その中で、障がい児支援については、地域における相談体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育等が盛り込まれる見込みです。市の取組みとしては、年代や障がいの有無に関わらず、安心して暮らすことができる地域づくりの推進を目指します。

障がいの有無に関係なく、住民の健康の保持・推進を図る保健・医療の充実、健やかで活力ある社会生活を支えていく上で重要であり、障がいや病気の早期発見と早期対応ができる保健・医療体制づくりを目指します。

主要施策

施策内容		
(1) 障がい児支援の体制整備		
①	保育や教育との連携	障がい児が年代に応じた安心できる場で成功体験を重ね、自己肯定感を高められる環境を目指します。入園や入学、進級等で支援者が変わっても、成長の歩みが引き継がれるように「かほく市成長応援ノート」を活用した情報の引継ぎと共有を今後も進めます。発達に課題を抱える保護者が見通しを持って就学先を検討できるように教育委員会と協力して学習会を開催します。その他、福祉教育への協力を行い、地域でのインクルージョン※の推進のため、保護者や医療機関、支援者等と連携を図ります。 ※インクルージョン…「包容・参加」を意味し、子ども同士が障がいの有無に関わらず共に成長できる体制や環境づくり。
②	障がい児の福祉サービスの整備	児童発達支援センターや児童発達支援事業所と連携し、福祉サービスの提供に努めます。障がいのある児童が地域のこども園で無理なく過ごせるように、保育所等訪問事業の活用や、こども園と児童発達支援事業の併用が行えるように体制を整えます。外出することが著しく困難な障がい児に、適切な発達支援を促すため居宅訪問型児童発達支援を行えるような体制の構築に努めます。
③	発達障がい児への支援	発達障がい児の保護者学習会を開催し、保護者同士のつながりと適切な養育を学べる機会を今後も設けます。発達面で気かりなことがある保護者に向け、個別相談会を設け、家庭での関わりの助言や医療機関の情報提供を行います。理解促進や関係者との連携により、自己肯定感の低下を防ぎ、二次障害を予防する環境づくりを目指します。
④	医療的ケア児への支援	医療的ケア児が、地域の保育・教育の場で適切な支援を受けながら生活ができるように医療・保健・福祉が情報を共有しながら連携します。本人や保護者の思いを大切にされた支援に努めます。
(2) 保健医療体制の充実		
①	保健活動の推進	日頃からの健康管理や小児期からの生活習慣病予防に努めることが重要であり、「かほく市健康プラン21」「データヘルス計画」に基づき、生活習慣病予防を推進します。
②	医療機関との連携	自立支援医療（精神通院医療、更生医療、育成医療）の助成、心身障害者医療費助成等の周知を図り、経済的負担の軽減を図ります。また、医療機関と連携を図りながら適切なサービスの提供ができるよう、医療、福祉、保健、必要に応じて教育関係機関と連携を図ります。

5. 生きがいのある充実した暮らしづくり

現状と課題

障がい者について、地域の住民が深く理解し、お互いに尊重し合える関係を築くためには、知識を得るだけでなく、実際に交流する機会が必要となります。交流の機会を充実することにより、住民一人ひとりが障がい者に対する心の障壁をなくすことが求められています。

今後、障がい関係団体や社会福祉協議会、サービス提供事業者、学校等、多様な団体・機関と連携し、障がいのある方とない方との交流機会を拡充していくことも重要な課題となります。また、障がい者が、気軽に文化・芸術にふれ、スポーツ・レクリエーションに参加することができるよう、身近な場所での機会を提供することが必要となります。令和5年現在本市では、障がい者向けのスポーツ大会だけでなく、障がいがある方もない方も参加できるスポーツ体験会を開催しています。

今後とも、交流、文化・芸術活動、スポーツ・レクリエーション等により、障がい者が積極的に社会参加できる場を確保するとともに、適切な情報提供に努め、障がい者がいきいきと暮らすことができる地域をめざす必要があります。

施策の基本的方向性

障がいのある方とない方が共に理解しあい、障がいのある方が地域での生活の質の向上や社会参加を促進するため、交流の機会の拡充やボランティアの充実、情報の入手、コミュニケーション手段の確保等の支援に努めます。

また、文化・芸術活動、スポーツ・レクリエーション等への参加やまちづくり活動への参画等、障がい者の積極的な社会参加に向けた情報提供等の支援に努めます。

主要施策

施 策 内 容		
(1)	生涯学習や文化活動、自主活動の支援	障がいの有無に関わらず誰もが文化・芸術にふれ、スポーツ・レクリエーションを楽しむことができる機会の推進に努めます。また、文化・芸術、スポーツ・レクリエーション活動に関する情報提供を行います。
(2)	スポーツ・レクリエーション活動の支援	

6. 安心して生活できる住みよい環境づくり

現状と課題

本市の障がい者虐待の相談件数の増加はみられないものの潜在的なリスクを踏まえ、本人の生きがいと養護者の介護負担を軽減する両面から支援が必要です。障がい等によって判断能力が不十分な状態で発生する様々な課題や権利侵害を未然に防ぎ、社会的自立を支援する等、意思決定の支援を行う「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」があります。今後、障がいの重度化・高齢化に伴い、利用の増加が見込まれます。

令和3年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が改正、令和6年4月に施行され、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されます。障がいのある人の活動を制限しているバリアを取り除く必要があり、誰もが障がいを特別視することのない「心のバリアフリー」の推進が求められています。市民アンケート結果より、全体の約4割の人が、障がいがあるために嫌な思いをした経験が「ある」と回答しています。「人間関係」「街中での視線」「店の対応」で偏見・差別を受けた経験が多い傾向にあり、障がいへの理解促進が課題となっています。

障がい者や高齢者、子どもが安心して暮らせるまちをつくるためには、生活道路の整備や移動・防犯対策、建築物の整備（バリアフリー化）を含めた総合的な福祉のまちづくりを推進する必要があります。今後、障がい者が地域の中で暮らして生きやすくするためにも、公共施設のバリアフリー化や移動・交通対策を更に進めていくことが重要になります。また、市民アンケート結果より、災害時の不安では、「（一人で）避難できない」「避難場所の設備への不安」等の回答がありました。災害時に向けた支援体制の整備が課題となります。

施策の基本的方向性

今後も継続し、障害者虐待防止のため、支援者や家族等を対象に研修会を実施します。

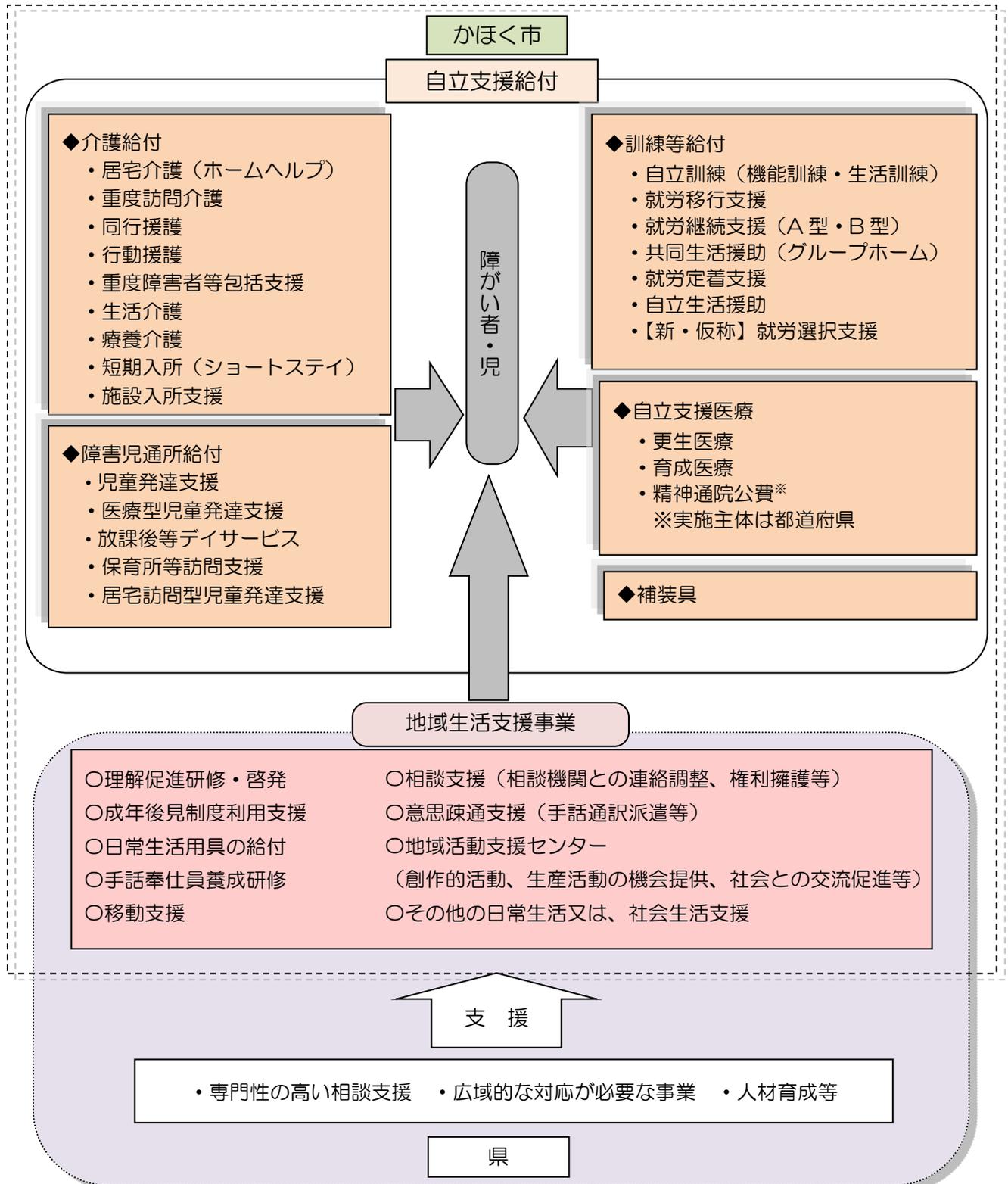
障がい者が日常の生活や外出時に不便を感じることがないように、市全体のバリアフリー化の促進に努めます。また、誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりに向け、防災・防犯活動、公共施設や道路等の整備、適切な情報提供等様々な面から障がい者に配慮した取り組みを推進します。成年後見制度については、市民アンケート結果からも制度に関する周知が十分でない等の課題があるため、令和6年度に中核機関を設置し、制度の周知、利用促進を図ります。

主要施策

施 策 内 容		
(1)	権利擁護推進・虐待防止	<p>かほく市障害者虐待防止センターにおいて、障がい者虐待に関する迅速な対応・適切な支援はもとより、地域全体で見守り、対応できる環境・地域づくり、地域における理解のさらなる充実に取り組んでいきます。虐待防止、成年後見制度の活用を含め権利擁護の推進には、障がいや障がいのある人に対する理解の醸成が必要です。障がい者への配慮が広く地域で実践されるよう研修を実施する等事業所や関係機関の職員への普及啓発を進めます。併せて、権利擁護に係る体制の整備を進めます。</p>
(2)	防災・防犯対策の充実	<p>障がい者の防犯意識の高揚に努めるとともに、警察署等との連携を強化しながら、犯罪被害の防止体制の整備に努めます。</p> <p>災害弱者の避難確保対策としてのかほく市地域防災対策は、町会区ごとの避難行動要支援者名簿を作成し、その内、本人又は代理人の同意が得られた方の情報を避難支援等関係者と共有し個別計画の策定に取り組み円滑かつ迅速な避難支援体制を整備しています。また、町会区ごとに自主防災組織を結成し、日頃の連帯意識を高める活動を推進します。</p> <p>また、悪徳商法や詐欺等については、かほく市消費生活センターの活用や広報、市のホームページ、パンフレットでの情報提供に努めます。</p>
(3)	道路・公共施設等のバリアフリー化推進・移動交通手段の確保	<p>段差の解消や拡幅等、安全安心な道路空間の整備について障がい者への配慮に努めるとともに、身近な生活道路での安全性の確保と交通の円滑化を図ります。市関連施設等引き続きバリアフリー化を進め、より利用しやすい整備・改善に努めます。</p> <p>公共交通不便地域を解消し、移動が困難な高齢者・障がい者をはじめとする交通弱者の日常的な市内移動を支援するため、「市営バス（有償）」と「福祉巡回バス（無料）」を運行しています。また、「市営バス利用助成券」や「福祉タクシー利用助成券」の交付、「重度障害者等福祉車両利用助成金事業」を行う等移動の経済的支援や、「移動支援事業」や「同行援護」等移動に関する障害福祉サービスの充実にも努めます。</p> <p>身体障がい者の社会参加を支援するため、自家用車両及び介助用自家用車両の改造費助成、自動車運転免許取得費用の助成制度の周知を進め活用の促進に努めます。</p>

第1章 自立支援システムの全体像

障害者総合支援法による総合的な自立支援システムの全体像は、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、利用者の状況に応じて市が柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。「自立支援給付」は、介護の支援を受ける場合は「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられます。



第2章 障がい福祉サービスの整備状況

市内には、入所系の事業所（共同生活援助事業所を除く）はないものの、通所系の事業所を中心に事業所数が増加しています。令和元年度から令和5年度の5年間では、共同生活援助事業所が1か所、短期入所事業所が1か所、就労継続支援事業所A型が2か所、就労継続支援事業所B型が2か所、就労移行支援事業所が1か所増えています。児童向けでは、保育所等訪問支援を行う児童発達支援センターが1か所、放課後等デイサービスと児童発達支援事業所が1か所増えています。

■サービスの種類に対し、市内に立地する障害福祉施設 （令和5年9月1日現在）
（市外事業所については令和4年度中に利用したものを掲載）

自立支援給付サービスの種類		市内の福祉施設（サービス）	定員	市外事業所
◆ 介護給付	居宅介護 （ホームヘルプ）	かほく市社会福祉協議会 なぎさケアサービス	—	〈金沢、内灘、津幡、宝達志水〉 ヘルパーステーションあらいふ 他9事業所
	重度訪問介護	かほく市社会福祉協議会 なぎさケアサービス	—	—
	同行援護	なぎさケアサービス	—	—
	行動援護	なぎさケアサービス	—	—
	重度障害者等包括支援	—	—	—
	短期入所 （ショートステイ）	ライフクリエートかほく ふれんど （ウィズ上田名・パラレル） 夕美荘	6 5 2	〈金沢〉 湖南苑 他2事業所 〈津幡〉 なごみ
	療養介護	—	—	〈金沢〉 石川療育センター、医王病院
	生活介護	ライフクリエートかほく 七施の杜たかまつ（休止中） ライフサポートたかまつ	20 6 12	〈金沢〉 アカシヤの里 他9事業所 〈加賀、白山、能美、野々市、七尾、 津幡、京都府等〉 はぎの郷他17事業
	施設入所支援	—	—	〈金沢〉 希望が丘 他5事業所 〈加賀、小松、能美、白山、七尾、津幡、 穴水、京都府等〉 青い鳥 他13 事業所

自立支援給付サービスの種類		市内の福祉施設（サービス）	定員	市外事業所	
◆ 訓練等給付	自立訓練	生活訓練	ライフサポートたかまつ	8	〈金沢〉FIY high、マインド
		機能訓練	—	—	—
	就労移行支援		MIKST	20	〈金沢〉リエゾン 他4事業所
	就労継続支援	A型	観舎	30	〈金沢〉やくしん 他4事業所
			ラポールかほく	20	〈津幡〉ワンダーランド津幡
			Self-A・かほく	20	〈内灘〉ふれあい工房たんと
		B型	ライフクリエートかほく	40	〈金沢〉グローバルふくひさ
七施の杜 たかまつ	34		他8事業所		
創楽	20		〈小松、羽咋、白山、内灘、津幡、 宝達志水、中能登、長崎県等〉		
かのん	20		はばたき 他10事業所		
	自由の翼	20			
	ラポールかほく	10			
就労定着支援		—	—	〈金沢〉リエゾン 他3事業所	
共同生活援助 (グループホーム)		まつかぜハイツ ふれあい荘Ⅰ・Ⅱ ゆいまーる ウィズ 上田名 グッドメン パラレル 清眉荘 夕美荘	20 15 5 7 7 6 10 7	〈金沢〉ハイツ北金沢 他11事業所 〈小松、七尾、白山、野々市、内灘、 津幡、宝達志水、長崎県等〉なごみ 他15事業所	
◆ 障害児通所給付	児童発達支援		チェンジ A. COCO HOUSE かほく 自由の翼 (休止中) 笑く楽※	合計 10	〈金沢〉そよかぜ 石川療育センター 他2事業所 〈内灘〉ほぶら きらら
	放課後等デイサービス		チェンジ A. COCO HOUSE かほく 自由の翼 (休止中) 笑く楽※	※合計 20	〈金沢〉パンプキン 他12事業所 〈津幡、内灘、羽咋等〉木のおうち 他8事業所
	(児童発達支援センター) 保育所等訪問		えくら	—	〈金沢〉そよかぜ

地域生活支援事業		名称	定員	市外事業所
◆ 地域生活支援	地域活動支援センター	地域活動支援センター たかまつ (Ⅰ型)	20	〈金沢〉泉の家 (Ⅲ型) 他2事業所
	日中一時支援	ライフクリエートかほく チェンジ A.	10 3	〈金沢〉あおぞら 〈津幡、内灘、宝達志水〉 メルクマール 他2事業所
	移動支援	かほく市社会福祉協議会 なぎさケアサービス	—	〈金沢〉ほっとれもん 他5事業所 〈内灘、白山〉おひさま 他2事業所

※ _____ については、過去5年間で新設された事業所を示します。

第3章 基本指針に定める数値目標

国の基本指針である「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る成果目標及び活動指標について」より、令和8年度までの障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標が示されました。本計画では、国の定める基本指針を踏まえ、以下の通り第6期障がい福祉計画の振り返りと第7期障がい福祉計画として今後3年間の目標を設定します。

1. 施設入所者の地域生活への移行

(1) 第6期障がい福祉計画の目標と振り返り

① 地域移行

国の指針では、令和元年度末時点における施設入所者の6%以上が、令和5年度末までに地域生活に移行することを基本としていました。また、令和5年度末時点の施設入所者数を、令和元年度末時点から1.6%以上削減することを基本としていました。令和元年度末時点で市の施設入所数は61人でした。施設入所者の削減については、数字上は達成であるものの、入所者の死亡によるものが半数以上を占めている状況のため、長期的に入院または入所している方へ、地域生活の体験の場を提案するなどのアプローチが求められます。

■第6期障がい福祉計画の達成状況

(単位：人)

内 容	令和5年度末・市目標値	令和5年度末実績	達成状況
施設入所者の地域生活への移行	4	1	未達成
施設入所者の削減	1	6	達成

(2) 第7期障がい福祉計画の目標値

国の基本指針の考え方

令和8年度末時点で、

- ① 令和4年度末の施設入所者の6%以上が地域生活に移行することを基本とする。
- ② 令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減する。

■市の取組み目標

① 地域移行

令和4年度末施設入所者数56人のうち、6%以上の4人の地域移行を目指します。

② 施設入所者の削減

令和4年度末施設入所者数56人のうち、5%以上の3人の削減を目指します。

2. 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 第6期障がい福祉計画の目標と振り返り

国の指針では、精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を316日以上とし、精神病床の1年以上入院患者数を10.6万人～12.3万人とすること、さらに、退院率を3か月後69%以上、6か月後86%以上、1年後92%以上とすることが掲げられていました。具体的には、各市町での目標設定が困難なものに関しては、都道府県で設定するものとし、令和5年度末までに、保健・医療・福祉関係者等による協議の場について適切な運用をしていくこととされました。

■振り返り

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるような地域づくりを進めるため、県域密着アドバイザーを招き、保健（保健所）・医療（精神科病院）・福祉関係者（社会福祉協議会、発達障害者支援センター）・庁舎内関係課等との協議の場（連絡会）を年2回の頻度で開催し、連携強化と目指す方向性の確認を行ってきました。関係者の参加人数については、目標であった1回あたり7人以上の参加を達成しています。

(2) 第7期障がい福祉計画の目標値

国の基本指針の考え方

医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制について、今後も計画的に推進する必要がある。

- ① 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を325.3日以上とする。
- ② 精神病床の1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）を令和2年度と比べて約3.3万人の減少を目指す。
- ③ 精神病症における退院率を3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上とする。

■市の取組み目標

今後も包括的な体制の中で継続して連絡会を開催し、年度の取組みについて計画し、実践、振り返りを行います。退院促進のための受け皿の確保と、退院時には、家族や精神科のソーシャルワーカー、訪問看護等の医療関係者等の支援者と情報共有し、地域での生活を見守る体制を整えます。

3. 地域生活支援の充実

(1) 第6期障がい福祉計画の目標と振り返り

国指針では、市町村又は都道府県が定める障がい福祉圏域において、令和5年度末までに、障がい者の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも一つ以上確保しつつ、その機能充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する、とされていました。

■振り返り

市では、地域生活支援拠点等の整備として、既存の支援機関が協力して障がい者の生活を支える面的整備型の運用を目指してきました。地域生活支援拠点等の整備のうち、「相談支援体制の充実」「緊急時の受入・対応」の機能について、令和3年度末に1事業所、令和4年度には2事業所で地域生活支援拠点等の事業者登録があり、市内にある事業所全ての登録を終えました。「緊急時の受入・対応」について現在、障害福祉サービスを利用していない方の事前登録については、令和5年度末で2人の登録がありました。

(2) 第7期障がい福祉計画の目標値

地域生活支援拠点等の整備を進め、その機能の強化を図ることが必要です。さらに、PDCAサイクルを通じて改善を図っていくことが必要です。

今回の国の指針では、新規で強度行動障害に関する内容が盛り込まれました。強度行動障害を有する方は、その特性に適した環境や支援が行われない場合には、本人の困り事が大きくなり行動上の課題が引き起こされるため、適切な支援の継続的提供が必要です。

現状では、障害福祉サービス事業所で受入れ困難なために家族にとって重い負担になることや、受け入れた事業所において適切な支援を提供できず、意欲のある支援者が苦悩・疲弊し本人の状態が悪化する等の実情があります。

国の基本指針の考え方

令和8年度末までに、

① 地域生活支援の充実に関して

各市町村において地域生活支援拠点等を整備し、その機能の充実のため、コーディネーターを配置する等により効果的な支援体制の構築を進める。また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証、検討する。

② 強度行動障害を有する方への支援体制の充実について【新規】

強度行動障害を有する方に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。

■市の取組み目標

① 地域生活支援拠点等の整備としては、5つ事業のうち残されている「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」の3事業について、市地域自立支援協議会での協議を行いながら施策を推し進めます。

② 強度行動障害を有する方への適切な対応のために、県と協力し研修を行います。障害者虐待防止につながると考えています。

4. 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 第6期障がい福祉計画の目標と実績（振り返り）

一般就労への移行者数とは、就労移行支援事業等（就労系サービス以外の生活介護や自立訓練も含む）の利用を通じて一般就労に移行する方の数とされています。国の指針として、福祉施設から一般就労への移行者数の目標値を、令和元年度の移行実績の1.27倍以上とすることを基本とし、うち就労移行支援を利用し一般就労へ移行する方の目標値を令和元年度の移行実績の1.30倍以上、就労継続支援A型を利用し一般就労へ移行する方の目標値を、令和元年度の移行実績の1.26倍以上、就労継続支援B型を利用し一般就労へ移行する方の目標値を令和元年度の移行実績の1.23倍以上とされていました。

また、国の指針では、就労定着支援事業の利用者数は、一般就労移行者のうち7割が利用する、とされていました。一般就労移行者の内、就労定着支援事業を利用した方は、令和3年度で3人、令和4年度で6人、令和5年度で6人となっており、年々割合は増加しています。

■第6期障がい福祉計画の達成状況

(単位：人)

一般就労前に利用していたサービス	令和5年度末の市目標値 (一般就労への移行者数)	令和5年度実績	達成状況
就労移行支援事業	2	1	未達成
就労継続支援A型	1	1	達成
就労継続支援B型	1	1	達成
合計	4	3	未達成

(2) 第7期障がい福祉計画の目標値

国の基本指針の考え方

① 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行に関する目標

就労移行支援事業等の利用を経て一般就労に移行する方の数を令和8年度中に令和3年度実績の1.28倍以上とする。そのうち、各事業について以下の通りとする。

- ・ 就労移行支援事業 : 令和3年度実績の1.31倍以上とする
- ・ 就労継続支援A型事業 : 令和3年度実績の概ね1.29倍以上を目指す
- ・ 就労継続支援B型事業 : 令和3年度実績の概ね1.28倍以上を目指す

② 一般就労後の定着支援に関する目標について

就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とする。

■市の取組み目標

令和5年度の一般就労移行者数は全体で合計6人でした。令和8年度の目標は、就労移行支援事業から6人、就労継続支援事業A型から2人、就労継続支援B型から2人、合わせて10人を見込みます。就労定着支援事業の利用者は、令和5年10月現在で6人います。市内には就労定着支援事業所はありませんが、国の指針に基づき、令和3年度末実績の1.41倍である4人を見込みます。

5. 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 第6期障がい福祉計画の目標と実績（振り返り）

■第6期障がい福祉計画の達成状況

目標内容	令和5年度末までの状況	達成状況
市内に児童発達支援センターの設置	令和3年5月に市内に1か所開設されました。地域にある身近な事業所として活動して頂いています。	達成
保育所等訪問支援を利用できる体制づくり	これまでは市外の事業所によるサービスを利用していましたが、令和3年5月に市内に1か所の児童発達支援センターが開設されたことに伴い、利用者は増加しています。	達成
主に重症心身障がい児の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	市内では、胃ろう等の特定の医療行為がない重症心身障がい児を受け入れている事業所はありますが、専門的に受け入れている事業所はありません。同日に複数の重症心身障がい児の受け入れが可能となるように、市内での体制整備を目指します。	未達成 (継続)
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置と、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	協議の場については、地域自立支援協議会を協議の場とし、定期的に協議を行っています。コーディネーターの配置については、令和4年度末現在で計3人が研修を修了しています。	達成
難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保	新生児の聴覚スクリーニング検査が普及し、早期の発見が可能となっています。盲学校や医療機関等専門機関と連携をとりながら対応していきます。	継続

(2) 第7期障がい福祉計画の目標値

国の基本指針の考え方

令和8年度末までに、

- ① 児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置する。また、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。
- ② 都道府県の取組として難聴児支援のための中核的機能を果たす体制を構築する。
- ③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援センター及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保する。また、各都道府県、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。
- ④ 入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、各都道府県及び各政令市において、移行調整に係る協議の場を設置する。

■市の取組み目標

- ① 児童発達支援センターについては、既に市内1か所の設置があります。児童福祉法の改正に伴い、令和6年4月から地域における障がい児支援の中核的役割が明確化される見込みです。障がい児支援と地域で安心して生活できる体制を関係機関と協力して構築していきます。
- ② 難聴児支援については、今後も盲学校や医療機関等専門機関と連携をとりながら対応していきます。補聴器申請のための手続きを保護者に丁寧に伝えます。
- ③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援センター及び放課後等デイサービス事業所については、医療的ケア児の受入可能な事業所の確保と共に市の大きな課題です。新規で障害福祉サービス事業所の開設希望があった際には、強く事業所に要望していきます。
- ④ 入所している児童が18歳以降、大人にふさわしく障がい者の福祉サービスに移行する際には県等と協力し、円滑に移行できるように支援します。

6. 相談支援体制の充実・強化等（新規）

（1）第7期障がい福祉計画の目標値

国の基本指針の考え方

令和8年度末までに

- ① 総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりを担う基幹相談支援センターを設置し、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。
- ② 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行う。これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

■市の取組み目標

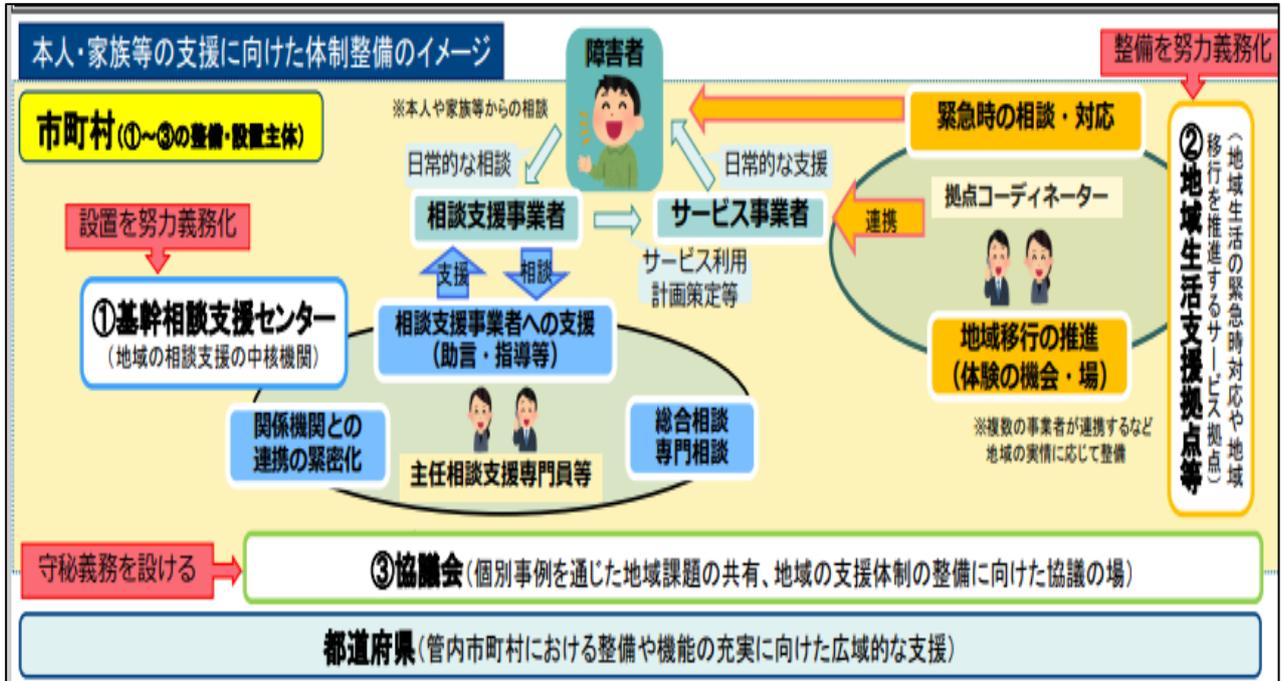
基幹相談支援センターについては、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的な相談支援に加えて、相談支援事業者に対する専門的な助言や研修等による地域の相談支援体制の強化、協議会の中心的な役割を担う等関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割についても期待されています。

令和6年4月からは基幹相談支援センターについて市町村における設置が努力義務化されます。さらに、精神保健福祉法の改正により、精神障害者の他にメンタルヘルズに課題を有する方の相談も市の相談対象となります。ひきこもり対策等、基幹相談支援センターに期待される取り組みは非常に広範囲で複雑化しています。既存の支援体制と協働し体制の充実化を目指します。重層的支援体制整備との協働体制について検討を進めます。

協議会については、主にかほく市地域自立支援協議会を障がいに関する協議の場と捉え、改めて地域サービス基盤の開発・改善等を目指す場という認識を持ち、個別事例の検討も行っていきます。

■国が示す地域の障がい者・精神保健に関する課題を抱える者の支援体制の整備

(イメージ図)



出典：厚生労働省ホームページ

第4章 障害福祉サービスの必要量の見込み

1. 日中活動系サービス

(1) 生活介護

常時介護を必要とする人で、施設に昼間において入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。利用対象者は、障害支援区分3（施設入所は障害支援区分4）以上、また50歳以上の障がい者の場合、障害支援区分2（施設入所は障害支援区分3）以上の方が想定されています。

現状と課題

令和3年度から令和5年度については、利用日数、人数ともに見込量を超えています。理由として、利用している障がい者の高齢化や、日中の居場所としてニーズがあるためと考えられます。

今後のサービスの見込量

これまでの実績より90人の利用を見込み、1人当たりの月平均利用日数を20日として見込みます。

■生活介護のサービス利用実績及び見込量

(単位:人日分、()内は人)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	見込量	1,680 (84)	1,700 (85)	1,700 (85)	1,800 (90)	1,800 (90)	1,800 (90)
	実績値	1,752 (91)	1,735 (87)	1,789 (89)	—	—	—

(2) 自立訓練

自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のための訓練等を提供するもので、機能訓練と生活訓練に分けられています。

① 機能訓練

身体障がい者又は難病等対象者につき、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション・家事等の訓練を実施することとあわせ、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連携・調整を通じて、地域生活への移行を目指します。

② 生活訓練

知的障がい者と精神障がい者を対象とし、食事や家事等の日常生活能力向上のための支援を実施することとあわせ、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて、地域生活への移行を目指します。

現状と課題

機能訓練は、令和3年と令和4年の利用日数、人数は見込量を大幅に下回っています。これは実施事業所が市内になく、県内でも数か所しか事業所がない状況のため、希望に沿った利用ができていないこと、国が定めている標準利用期間が最大2年までであること、また介護保険2号被保険者の場合に介護保険サービスでデイケアサービスを利用できるためと考えられます。

生活訓練は、国が定めている標準利用期間が最大2年までであることと他にも、経済的困窮等により、生活訓練を利用して生活基盤を整えるよりも、就労継続支援サービスを利用し、少しでも収入を得たいと希望する方が多いことも背景にあると考えられます。

今後のサービスの見込み

これまでの実績より、機能訓練は1人の利用を見込み、1人当たりの月平均利用日数を15日として、生活訓練は4人の利用を見込み、1人当たりの月平均利用日数を7日として見込みます。

■自立訓練のサービス利用実績及び見込み (単位:人日分、()内は人)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
自立訓練	機能訓練	見込み	28 (2)	28 (2)	28 (2)	15 (1)	15 (1)	15 (1)
		実績値	15 (1)	0 (0)	0 (0)	—	—	—
	生活訓練	見込み	75 (5)	75 (5)	75 (5)	28 (4)	28 (4)	28 (4)
		実績値	26 (5)	25 (4)	25 (3)	—	—	—

(3) 就労移行支援

一般企業等で働くことを希望する人に一定期間、生産活動等の機会を通じて、就労に必要な知識や能力の向上を図る訓練等を行います。就労移行支援の標準利用期間は2年間と定められています。

現状と課題

利用日数、人数ともに年度ごとの差が大きくなっています。これは主に特別支援学校高等部3年生等の就労経験がない方が、卒業後に就労継続支援B型の利用を希望する場合に、短期間の就労移行支援による就労アセスメントを受ける必要があるため、その人数や期間による影響のためと考えられます。その他、事業所が近隣に無いことや、収入の面で他の就労継続支援の利用希望者が多いことが考えられます。

令和5年9月市内に1事業所が開設されましたので、今後利用者は増加が見込まれます。

今後のサービスの見込み

これまでの実績及び地域の状況を踏まえて設定します。令和8年度末までに10人利用を見込み、1人当たりの月平均利用日数を13日として見込みます。

■就労移行支援のサービス利用実績及び見込み (単位:人日分、()内は人)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援	見込み (10)	84 (12)	98 (14)	130 (10)	130 (10)	130 (10)
	実績値 (13)	71 (12)	75 (8)	—	—	—

(4) 就労継続支援

一般企業等に雇用されることが困難な障がい者に対して、就労の機会や生産活動等の機会を提供することによって、その知識や能力の向上を図る訓練等を行います。この事業には、A型（雇成型）とB型（非雇成型）の二つのタイプがあり、内容は次のとおりです。

区 分	サービスの内容
A 型 (雇成型)	雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる障がい者であって、就労移行支援事業で、一般企業の雇用に結びつかなかった方、盲・ろう・特別支援学校を卒業して雇用に結びつかなかった方、一般企業を離職した方や就労経験のある方等が対象となります。
B 型 (非雇成型)	就労の機会を通じて、生産活動に関する知識や能力の向上が期待される方で、就労移行支援事業により、一般企業の雇用に結びつかなかった方、一般企業等での就労経験のある方で、年齢や体力の面から雇用されることが困難な方、一定の年齢に達している方が対象となります。

現状と課題

就労継続支援は市内外にサービス事業所が増加しています。それを背景に利用時間・人数ともに伸びています。A型（雇成型）とB型（非雇成型）問わず、就労を通じて収入を得たいと希望する方が多いことも背景にあると考えられます。

今後のサービスの見込み

A型（雇成型）の利用量についてはこれまでの実績を踏まえて、1人当たりの月平均利用日数を15日として見込みます。B型（非雇成型）は、A型（雇成型）を目指す方の利用増加も想定し、利用量についてはこれまでの実績を踏まえて、1人当たりの月平均利用日数を約15日として見込みます。

■就労継続支援のサービス利用実績及び見込量

(単位:人日分、()内は人)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援 (A型)	見込量	850 (50)	884 (52)	918 (54)	960 (64)	990 (66)	1,020 (68)
	実績値	781 (61)	811 (69)	909 (62)	—	—	—
就労継続支援 (B型)	見込量	1,875 (125)	1,905 (127)	1,935 (129)	2,030 (135)	2,070 (138)	2,100 (140)
	実績値	1,961 (128)	2,018 (137)	2,023 (129)	—	—	—

(5) 就労定着支援

平成30年4月に新設されたサービスです。就労系障害福祉サービスを利用して一般就労へ移行した障がい者について就労に伴う生活面の課題に対応できるように企業や自宅への訪問や障がい者の来所により、生活リズム、家計や体調管理等に関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等を行うものです。利用者数の見込みは、これまでの増加している実績から8人とします。

■就労定着支援のサービス利用見込量

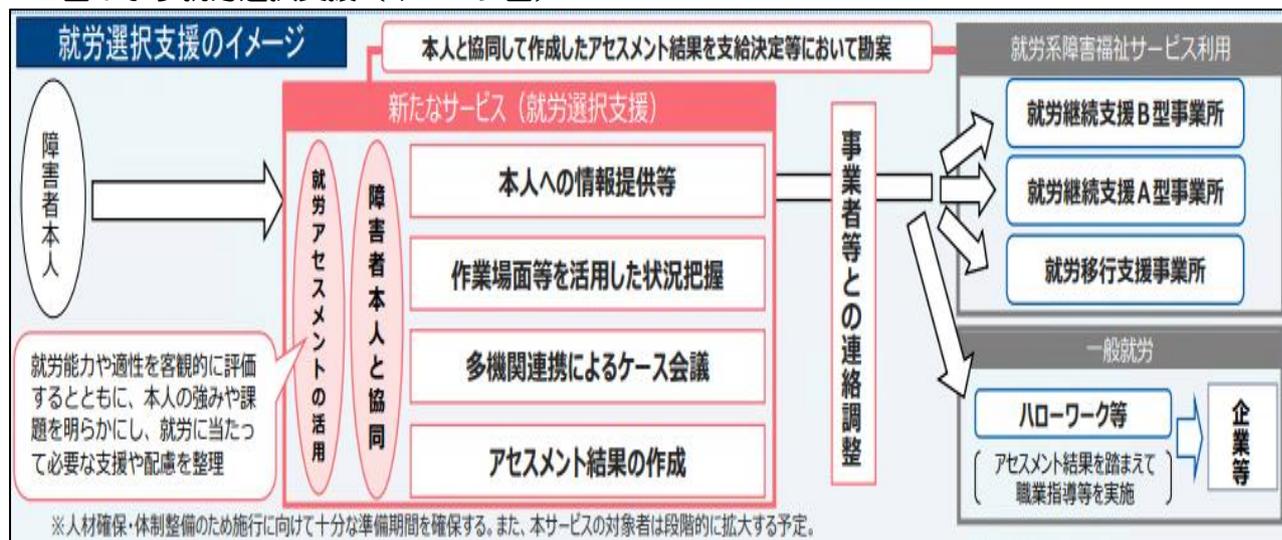
(単位:人)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労定着支援	見込量	2	2	2	8	8	8
	実績値	3	6	6	—	—	—

(6) 就労選択支援(新規)

令和6年4月から新しく設けられる予定のサービスです。障がい者本人が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスです。サービスの利用期間は、概ね2週間(最大でも2か月)程度とされていますが、就労移行支援との違いや実施事業所の形態等不明確な点が多いため、今回は見込量の設定は見送り、制度改正の流れを注視することとします。

■国が示す就労選択支援(イメージ図)



(7) 療養介護

医療を必要とする障がい者で、常時介護を必要とする障がい者に対して、主に昼間に病院や施設で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下の介護、日常生活上の支援等が提供されます。利用対象者は、医療及び常時介護を必要とする障がい者のうち、長期の入院による医学的ケアを要する方で、ALS患者（筋萎縮性側索硬化症）等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害支援区分6の人、あるいは筋ジストロフィー患者・重症心身障がい者で障害支援区分5以上の人を想定しています。

現状と課題

本サービスについて、令和3年度から利用実績は6人となっています。石川県内の療養介護提供事業所は医王病院、石川整肢学園、石川療育センター、七尾病院、小松療育園があります。市内に提供事業所はなく、医王病院、石川整肢学園、石川療育センターのサービスを利用しています。

今後のサービスの見込み

現在の療養介護利用者6人のサービス利用量を継続し、見込むこととします。

■療養介護のサービス利用実績及び見込み

(単位:人)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	見込み	7	7	7	6	6	6
	実績値	6	6	6	—	—	—

(8) 短期入所

在宅で介護を行う方が疾病等で介護ができない場合に、短期間、夜間も含め施設で入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

現状と課題

福祉型の短期入所の実績は年度により増減しています。コロナ禍以降受入れを縮小している事業所が多くあるため、実際の利用希望者は実績値よりも多いと考えられます。地域生活支援拠点整備として、短期入所の体験利用も見込まれます。市内で対応できない場合は近隣での受入調整を行っています。

医療型の短期入所は、主に高度な医療的ケアが必要な障がい者向けのサービスですが、事業所数が少なく、近隣では医王病院の利用が主です。

今後のサービスの見込み

令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症が5類感染症となり人の行き来の制限は無くなったものの、現状では新規の受入れに慎重な体制が続いています。来年度以降は、徐々に元の入所体制に戻ると予想し、福祉型短期入所3日分で16人～20人、医療的ケア児等の利用を想定し医療型短期入所10日分で1人を見込みます。

■短期入所のサービス利用実績及び見込量

(単位:人日分、()内は人)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
短期入所	福祉型	見込量	36 (18)	40 (20)	44 (22)	48 (16)	54 (18)	60 (20)
		実績値	40 (17)	45 (20)	41 (15)	—	—	—
	医療型	見込量	10 (1)	10 (1)	10 (1)	10 (1)	10 (1)	10 (1)
		実績値	0 (0)	0 (0)	0 (0)	—	—	—

2. 居住系サービス

(1) 共同生活援助（グループホーム）

グループホームでは、日常生活上の支援等を行うとともに、利用者のニーズに応じて食事提供や援助（介護等）も提供します。介護等の提供については事業所によって、介護サービス包括型、外部サービス利用型を選択できる仕組みとなっております。

現状と課題

市内にはグループホームが8か所あり、市外でも増加傾向です。退院した方のニーズや「親亡き後」の問題等に対応するため、今後グループホームの利用を希望する方が増加すると考えられ、グループホームの整備が必要です。

今後のサービスの見込量

「親亡き後」の問題や入所施設からの地域移行を推進するためにも、グループホームの確保は重要となります。在宅やグループホームへの地域移行の推進等を考慮し、現状より増加したサービス利用を見込みます。

■共同生活援助

(単位:人)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助 (グループホーム)	見込量	56	59	62	82	87	92
	実績値	64	76	77	—	—	—

(2) 施設入所支援

主に夜間において、入浴・排せつ・食事の介護等を提供します。

利用対象者は次のとおりです。

- ① 生活介護利用者のうち、障害支援区分 4 以上の方（50歳以上の場合は区分3以上）
- ② 自立訓練又は就労移行支援のうち、地域の社会資源の状況等により、通所することが困難である方

現状と課題

実績はほぼ横ばい状態です。市内には入所施設がなく県内施設に依頼しています。本人の高齢化や障がいの複雑化、親亡き後の対応として入所を希望される事例もあり、個別の対応が必要です。

今後のサービスの見込み

令和5年度末の施設入所者数は、54人です。国の基本指針より令和8年度末で、令和4年度末現在の施設入所者数から5%以上削減することが基本とされているため、令和8年度の施設入所者数を53人とします。

■施設入所支援のサービス利用実績及び見込み (単位:人)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	見込量	55	54	53	53	53	53
	実績値	56	56	54	—	—	—

(3) 自立生活援助

居宅において単身等で生活する障がい者が、1人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、一定期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、情報の提供及び助言その他の必要な援助を行うものです。石川中央圏域では1事業所がサービスを提供しています。利用者数の見込みは、施設入所者と入院している精神障がい者の中で地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる方の数を勘案して2人とします。

■自立生活援助のサービス利用見込み (単位:人)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	見込量	1	1	1	1	2	2
	実績値	0	0	0	—	—	—

3. 訪問系サービス

訪問系サービスには、居宅介護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援、同行援護、行動援護の各サービスがあります。

(1) 居宅介護 (ホームヘルプ)

障害支援区分1以上の方に対して、自宅で、入浴・排せつ・食事等の介助を行います。

現状と課題

利用人数、利用時間ともに緩やかに減少しています。市内2事業所及び市外事業所を利用しています。

今後のサービスの見込み

施設や病院からの地域移行を促進することによりサービス利用者は増加すると見込まれるため、3年後に向けて1人当たりの単位時間を約7時間、43人の利用を見込みます。

※2人介助でサービス提供した場合には、1時間利用×2人介助＝2時間と計算されます。

■居宅介護（ホームヘルプ）のサービス利用実績及び見込量（単位:時間分、()内は人）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居 宅 介 護	見込量	338 (42)	348 (44)	358 (46)	260 (40)	280 (42)	300 (43)
	実績値	322 (46)	277 (44)	252 (37)	—	—	—

(2) 重度訪問介護、重度障害者等包括支援

重度訪問介護は重度の肢体不自由で、障害支援区分4以上で常時介護を必要とする人に、自宅で、入浴・排せつ・食事の介護、外出時の移動中の介護を総合的に行います。

重度障害者等包括支援は介護の必要性がとて高い人に対し、サービス利用計画に基づき、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

現状と課題

重度訪問介護は市内にも実施事業所がありますが、これまで利用者はいません。代わりに居宅介護のサービスを利用しているためと考えられます。重度障害者等包括支援については、県内に実施事業所が令和5年10月現在ではないため、今後重度の障がい者の在宅生活を支えるため、圏域等で体制整備を検討する必要があります。

今後のサービスの見込量

本サービスについては、利用対象者及び利用者の把握に努め、ニーズがあればサービスを供給し、適切な支援を行っていきます。

■重度障害者等包括支援のサービス利用実績及び見込量（単位:時間分、()内は人）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度訪問介護、 重度障害者等 包括支援	見込量	—	—	—	—	—	—
	実績値	0 (0)	0 (0)	0 (0)	—	—	—

(3) 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等に対し、外出時において、その障がい者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の支援を行います。

地域生活支援事業（移動支援事業）の利用者のうち、重度の視覚障がい者や障がい者等のニーズを勘案して、利用者数及び量の見込みを定めます。

現状と課題

現在、2人が利用しています。

今後のサービスの見込量

現状より、3年後に向けて1人当たり単位時間を6時間、2人を見込みます。

■同行援護のサービス利用実績及び見込量

(単位:時間分、()内は人)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
同行援護	見込量	22 (2)	22 (2)	22 (2)	12 (2)	12 (2)	12 (2)
	実績値	32 (2)	18 (2)	8 (2)	—	—	—

(4) 行動援護

精神障害、知的障害のある方で、障害支援区分3以上であって、認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である方が対象で、自己判断能力が制限されている方（自閉症、てんかん等の重度の知的障がい児者又は統合失調症等の重度の精神障がい者であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊等の行動障害のため援護を必要とする方）が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

現状と課題

現在は利用者がいない状況となっております。本サービスについては、行動援護項目得点が低い人については、地域生活支援事業の移動支援サービスを利用していることも影響していると考えられます。

今後のサービスの見込量

移動支援サービス利用者もいることから、1人当たり単位時間を5時間、1人を見込むとともに、適切なサービス提供に努めます。

■行動援護のサービス利用実績及び見込量

(単位:時間分、()内は人)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
行動援護	見込量	10 (2)	10 (2)	10 (2)	5 (1)	5 (1)	5 (1)
	実績値	0 (0)	0 (0)	0 (0)	—	—	—

4. 計画相談支援・地域相談支援

(1) 計画相談支援（サービス利用支援・継続サービス利用支援）

障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する全ての障がい者等を対象とし、支給決定前のサービス等利用計画（案）の作成から支給決定後のサービス事業者等との連絡調整、計画の作成を行い、さらに一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証及び計画の見直しを行うこと（モニタリング）により、障がい者等の抱える課題の解決や適切なサービス利用を図るサービスです。

このサービスは指定特定相談支援事業者が担い、障がい者等が同事業者から法に基づく計画相談支援を受けたとき、計画相談支援給付費が支給されます。

現状と課題

新規のサービス利用希望者がいる場合、基本的には市内指定特定相談支援事業者の相談支援専門員に対応可能か確認した上で、場合によっては市外指定相談支援事業者へ対応を依頼することとしています。障がい者自身の高齢化や重度化、保護者等の高齢化、ほか地域との関係の希薄さ、経済的問題等、一つの事例に係る支援困難さが複雑化し、相談支援専門員への負担感が増加していると考えられます。

見込量と確保方策

相談支援事業者には相談支援専門員の人数が増加となるように依頼したり、新規や既存の障害福祉サービス事業所には相談支援事業の併設を依頼したりする等、必要な支援が提供できるよう努めます。また、相談支援専門員の不足は本市に限らず近隣の市町でも不足している状況のため、県へ相談支援事業者、又は相談支援専門員の増加となるように働きかけます。

■計画相談支援の利用見込量

(単位:人)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	見込量	(75)	(80)	(85)	313 (85)	315 (85)	318 (85)
	実績値	317 (81)	318 (83)	311 (80)	—	—	—

※数値は一年あたり。()は月単位。

(2) 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）

① 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者について、住居の確保やその他地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。

② 地域定着支援

居家で単身等で生活する障がい者につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に緊急訪問や緊急対応等の支援を行います。

現状と課題

地域移行支援・地域定着支援については0～2人の利用で推移しています。今後も地域における生活に移行するための相談、支援について実施していきます。

見込量と確保方策

国の基本指針にもあるように障害者施設に入所している方や入院している精神障がい者が地域生活へ移行ができ、また、単身で生活する障がい者が安心できるような支援体制作りの一環として地域相談支援を推進していきます。

■地域相談支援の利用見込量

(単位:人)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援	見込量	4	4	4	1	2	3
	実績値	1	1	0	—	—	—
地域定着支援	見込量	2	2	2	2	2	2
	実績値	0	0	2	—	—	—

5. 児童福祉法に基づく障がいのある児童を対象としたサービス

障がい児を対象とした施設・事業は、児童福祉法に基づき実施されています。

障がい児通所支援を利用する保護者は申請を行い、サービス等利用計画を経て、支給決定を受けた後、利用施設と契約を結びます。障がい児入所支援を利用する場合は、児童相談所に申請します。

■サービスの内容と対象者

サービス事業名		主な対象者	実施内容
障害児通所支援	児童発達支援	未就学の障がい児	施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の支援を行います。
	医療型児童発達支援	障がい児 * 上肢、下肢又は体幹機能の障がいのある児童	医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行います。
	放課後等デイサービス	就学している障がい児	授業の終了後又は夏休み等の長期休暇中、施設において生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他の支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がい児、又は今後利用する予定の障がい児	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
訪問型	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等のために外出が著しく困難な障がい児	平成30年4月に新設されたサービスです。重度の障がい等で通所での支援の利用が難しい障がい児に、居宅を訪問して発達支援を提供します。
障害児入所支援	福祉型障害児入所施設	障がい児	施設に入所している障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。
	医療型障害児入所施設	障がい児 * 知的障がい児（自閉症児）、肢体不自由児、重症心身障がい児等	施設に入所又は指定医療機関に入院している障がい児に対して保護、日常生活の指導及び知識技能の付与や治療を行います。
障害児相談支援	障害児相談支援	障がい児	<p>【障害児利用援助】</p> <p>障がい児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成します。給付決定後に、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成します。</p> <p>【継続障害児支援利用援助】</p> <p>障害児支援利用計画が適切であるかどうかを一定の期間ごとに検証（モニタリング）し、その見直し、変更等を行います。</p>

※障害児入所支援（18歳未満）については、これまで同様に石川県中央児童相談所が支援します。

現状と課題

未就学児童では、地域のこども園に通いながらと児童発達支援、保育所等訪問支援を利用する児童が増えています。学齢児では、通常学級に在籍しながら放課後等デイサービスを利用する児童が増えています。学童保育クラブに在籍しながら一時的に学童クラブと放課後等デイサービスの併用する児童もいる等、子どもの状況に合わせ選択されています。

見込量と確保方策

令和5年10月現在で、市内では3事業所が児童発達支援事業を運営しています。市内外の事業所の利用が可能であり、市外にある事業所の利用があります。障害者手帳を所持せず、意見書や診断書にてサービスを利用する児童が増えています。放課後等デイサービスを利用する児童は大きく増加しています。ただ、医療的ケア児等を受け入れられる事業所が少なく、主に、市外の医療機関併設の障害福祉サービス事業所等を利用しています。移動距離の面で身体に負担がかかる等の課題があります。児童発達支援事業を利用する児童の増加に比例し、児童発達支援や放課後等デイサービスを利用する際に必要となる、障害児相談支援の利用児童の増加が見込まれます。相談支援専門員の不足は本市に限らず近隣の市町でも不足している状況のため、県へ相談支援事業者、又は相談支援専門員の増加となるように働きかけます。

■利用見込量

(単位：人日分、()内は人)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	見込量	130 (13)	130 (13)	130 (13)	48 (12)	52 (13)	56 (14)
	実績値	27 (7)	48 (10)	44 (10)	—	—	—
放課後等 デイサービス	見込量	942 (65)	971 (67)	1,000 (69)	1,305 (87)	1,335 (89)	1,365 (91)
	実績値	1,052 (70)	1,049 (73)	1,240 (85)	—	—	—
保育所等訪問支援	見込量	4 (2)	4 (2)	4 (2)	3 (3)	4 (4)	5 (5)
	実績値	0 (0)	1 (3)	1 (2)	—	—	—
居宅訪問型 児童発達支援	見込量	8 (1)	8 (1)	8 (1)	8 (1)	8 (1)	8 (1)
	実績値	—	—	—	—	—	—
医療型児童 発達支援	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0	—	—	—
障害児相談支援 (支援利用計画)	見込量	(20)	(20)	(20)	101 (25)	101 (25)	101 (25)
	実績値	69 (19)	83 (20)	90 (23)	—	—	—

※「障害児相談支援」の数値は一年あたり。()は月単位。

6. 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、地域の実情に応じて、柔軟に実施されることが好ましい事業として位置づけられています。市が行うものと県が行うものがあります。市が必ず行う事業として、次の事業が位置づけられています。

●必須事業

(1) 相談支援事業

事業の内容は、福祉サービスの利用支援、社会資源を活用するための支援、専門的な知識を必要とする困難ケース等への対応、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介、地域自立支援協議会の運営等があります。

現状と課題

アンケートの中でも相談機能の充実が多く求められています。

基本相談及び計画相談において、実人数が増加しているとともに、内容が複雑化・多様化し相談支援専門員に係る負担が大きくなっています。令和6年度からの基幹型障害相談支援センターへの移行を見据え、相談体制の充実が望まれます。

今後のサービスの見込み

増加傾向が続いている点を踏まえて見込みます。

■相談支援事業のサービス利用実績及び見込み (単位:延べ利用人数、()内は実人数)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業	見込み	6,700	6,900	7,100	8,600	8,700	8,800
	実績値	7,769 (308)	8,810 (635)	8,540 (826)	—	—	—

出典：健康福祉課 福祉行政報告例

(2) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度とは、判断能力が不十分でひとりで決めることに不安や心配のある人が、いろいろな契約や手続きをする際にお手伝いする制度です。

① 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要と認められる障がい児者で、親族がない等の理由がある場合には市長による申立て等、また制度の利用に要する費用について補助を受けなければ利用が困難である方に対し、申立てに要する経費や後見人等の報酬の全部又は一部を助成する事業です。

現状と課題

かほく市社会福祉協議会、かほく市高齢者支援センター、相談支援専門員等関係者間とともに適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みを整備しながら、成年後見制度の利用を支援しています。近年の実績は、令和3年度本人申立支援1件・報酬助成2件、令和4年度親族申立支援1件・報酬助成1件、令和5年度報酬助成1件となっており、アンケート結果でも制度の内容を知らないと答える方が7割いる中で、制度の適切な利用のためにはさらなる制度の周知が課題です。

見込量と方策

令和6年度にかほく市社会福祉協議会を中核機関とし、さらなる権利擁護支援の地域連携ネットワークの体制づくりを進めていきます。

■成年後見制度利用支援事業見込量

(単位:実人数)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度 利用支援事業 (市長申立支援者数)	見込量	2	2	2	3	3	3
	実績値	0	0	1	—	—	—

※令和6年度より見込量には申立費用・報酬助成を含む。

② 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備し、障がい者の権利擁護を図るものです。

かほく市社会福祉協議会にて法人後見業務を実施しており、今後も適正な活動を安定的に実施するための支援に取り組みます。

(3) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通に支障がある障がい者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者・要約筆記者の派遣や養成等を行い、意思疎通の円滑化を図るものです。

① 意思疎通支援事業

現状と課題

平成28年度より手話通訳士を配置し、直接運営で派遣事業を行っています。意思疎通支援事業の利用実績は14人が利用しており、派遣の多くが病院での通訳です。

河北郡市に手話通訳士(者)が4名となりましたが、日中活動できる通訳者が非常に少なく、近隣在住の通訳者に頼っているのが現状です。

今後のサービスの見込量

現在の意思疎通支援事業利用者14人のサービス利用量を継続し、見込むこととします。

■意思疎通支援事業のサービス利用実績及び見込量

(単位:延べ利用件数)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
意思疎通支援事業	見込量	160	160	160	160	160	160
	実績値	141	116	150	—	—	—

② 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者の福祉に理解と情熱を有する方に対して、手話の指導を行うことにより手話奉仕員を養成し、聴覚障がい者の福祉の増進に資することを目的とした事業です。

■手話奉仕員養成研修事業受講修了者数

(単位:実人数)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	見込量	12	12	12	10	10	10
	実績値	8	9	9	—	—	—

(4) 移動支援事業

本事業は、単独では外出困難な障がい児者が、社会通念上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のために外出をする際に、ガイドヘルパーを派遣して、外出時に必要となる移動の介助及び外出に伴って必要となる身の回りの介護を行うものです。

利用対象者は、障害者総合支援法における障害福祉サービスの対象者であって、かつ障がいによって単独での移動が困難である場合で、在宅（グループホームを含む）で生活している人になります。但し、行動援護や同行援護の対象の方は、「行動援護」「同行援護」のサービス支給決定が優先です。

現状と課題

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により利用時間が少ないですが、令和4年度、令和5年度は社会生活の再開に伴い利用時間も増加し、令和5年度は利用見込量を上回りました。

今後のサービスの見込量

個別のニーズに合わせて利用しやすい工夫に配慮します。1人当たりの利用時間を40時間とし、20人のサービス量を見込みます。

■移動支援事業のサービス利用実績及び見込量

(単位:延利用時間、()内は実利用者数)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	見込量	700 (15)	700 (15)	700 (15)	800 (20)	800 (20)	800 (20)
	実績値	482 (18)	609 (18)	717 (19)	—	—	—

(5) 地域活動支援センター事業

本事業は、基礎的事業と地域活動支援センターの機能強化を図るための事業に分けられます。

基礎的事業は、創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業を実施します。一方、地域活動支援センターの機能強化を図るため、地域活動支援センターにⅠ型、Ⅱ型、Ⅲ型の類型を設け、それぞれの事業を実施します。各類型の事業内容は、次のとおりです。

- Ⅰ型・・・相談事業や専門職員（精神保健福祉士等）の配置による福祉及び地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、普及啓発等の事業
- Ⅱ型・・・機能訓練、社会適応訓練等、自立と生きがいを高めるための事業
- Ⅲ型・・・運営年数及び実利用人員が一定数以上の小規模作業所の支援の充実等

現状と課題

利用者数は見込量を上回るか、もしくは同程度で推移しています。理由は、日中の居場所として地域活動支援センターの利用希望よりも、収入の面で就労継続支援 B 型を希望する方が多かったためと考えられます。その他には、利用者の高齢化に伴い、生活介護の利用が増えていることが考えられます。

今後のサービスの見込み

■地域活動支援センター事業のサービス利用実績及び見込み (単位:実利用者数/月)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業	見込量	40	40	40	45	45	45
	実績値	47	44	40	—	—	—

(6) 日常生活用具給付等事業

重度障がい者に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進を図るものです。

日常生活用具とは、①介護・訓練支援用具、②自立生活支援用具、③在宅療養等支援用具、④情報・意思疎通支援用具、⑤排泄管理支援用具、⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）の6種目の用具をいいます。

区 分	主 な 品 目
①	特殊寝台、特殊マット等
②	入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置等
③	電気式たん吸引器、盲人用体温計等
④	点字器、聴覚障害者用通信装置、人工喉頭等
⑤	ストーマ装具、紙おむつ等
⑥	設置に小規模な住宅改修を伴う用具

現状と課題

日常生活用具給付等事業では、全体として利用実績が見込量を上回っています。この事業で取り扱う品目は、多種多様であり、耐用年数等の関係から利用実績等についてはばらつきがあります。今後は、障がい児者一人ひとりの障がい特性、ニーズ等を的確に把握し、必要性等に応じ基準を見直す等、柔軟な対応が求められています。

今後のサービスの見込量

■日常生活用具給付事業のサービス利用実績及び見込量 (単位：延べ利用件数)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日常生活用具 給付等事業	見込量	950	950	950	920	920	920
	実績値	981	956	810	—	—	—

※令和3年度以降は、排泄管理支援用具は、支給期間に変更あり。2か月ごとから4か月ごとに変更

<実績内訳>

(単位：延べ利用件数)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①介護・訓練支援用具	0	0	2
②自立生活支援用具	2	2	0
③在宅療養等支援用具	2	4	2
④情報・意思疎通支援用具	2	2	6
⑤排泄管理支援用具	975	947	908
⑥居宅生活動作補助用具	0	1	0

●任意事業

(1) 日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担軽減を図ります。

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
日中一時	見込量	延利用回数	800	800	800	950	950	950
		実人数	25	25	25	20	20	20
	実績値	延利用回数	1,239	1,008	904	—	—	—
		実人数	24	20	15	—	—	—

(2) 訪問入浴サービス事業

身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

(単位：年利用件数、()内は実人数)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴 サービス事業	見込量	10 (1)	10 (1)	10 (1)	60 (1)	60 (1)	60 (1)
	実績値	0 (0)	1 (1)	46 (1)	—	—	—

(3) 障害者自動車運転免許取得費助成事業

障がい者に対して自動車運転免許証の取得に要する費用の一部を助成するものです。

(単位：年利用件数)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車免許取得費 助成事業	見込量	1	1	1	1	1	1
	実績値	0	1	0	—	—	—

(4) 身体障害者用自動車改造費助成事業

重度身体障がい者が自立した生活、社会参加への参加及び就労に伴い、自らが所有し運転する自動車を改造する場合に、改造に要する経費の一部を助成します。

(単位：年利用件数)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車改造費 助成事業	見込量	1	1	1	1	1	1
	実績値	0	1	0	—	—	—

(5) 介助用自動車助成事業

車椅子使用の身体障がい者を介助する方が、身体障がい者の外出を容易にするために自動車の改造を必要とする場合に、その経費の一部を助成することにより、介助者の負担軽減と身体障がい者の社会参加を図ることを目的とします。

(単位：年利用件数)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介助者自動車 助成事業	見込量	2	2	2	1	1	1
	実績値	3	2	0	—	—	—

(6) 生活訓練事業（視覚障がい者）

視覚障がい者及びその家族に対して、視覚障がい者用福祉用具等の情報提供並びに歩行、点字、パソコン及び日常生活動作等の基礎的技術を習得する機会を提供し、より豊かで生きがいのある生活を創造できるよう支援することを目的とします。

(単位：年利用件数)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活訓練事業	見込量	5	5	5	2	2	2
	実績値	0	1	2	—	—	—

1. 障がい者に関するシンボルマークについて

各団体等が作成・所管する障がい者に関するマークの一例を紹介するものです。表中の文字は、ユニバーサルデザインフォント（BIZUD ゴシック）を使用しています。

名称	概要等	所管先
【障がい者のための国際シンボルマーク】 	障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。 ※このマークは「すべての障がい者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障がい者を限定し、使用されるものではありません。	公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 TEL：03-5273-0601 FAX：03-5273-1523
【身体障害者標識】 	肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。	警察署交通課 運転免許センター 警察庁交通局交通企画課 TEL：03-3581-0141（代）
【聴覚障害者標識】 	聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。	警察署交通課 運転免許センター 警察庁交通局交通企画課 TEL：03-3581-0141（代）
【盲人のための国際シンボルマーク】 	世界盲人会連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器等に付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍等で身近に見かけるマークです。	社会福祉法人日本盲人福祉委員会 TEL：03-5291-7885
【耳マーク】 	聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人、聞こえにくい人への配慮を表すマークです。聴覚障がい者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない、聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮について御協力をお願いいたします。	社）全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 TEL：03-3225-5600 FAX：03-3354-0046
【ほじょ犬マーク】 	身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」において、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストラン等の民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。	厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課 自立支援振興室 TEL：03-5253-1111（代） FAX：03-3503-1237
【オストメイトマーク】 	人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。	社）日本オストミー協会 TEL：03-5670-7681 FAX：03-5670-7682 公共財団法人交通エコロジー、モビリティ財団 TEL：03-3221-6673
【ハート・プラス マーク】 	「身体内部に障がいがある人」を表しています。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある方は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。内部障がいの方の中には、電車等の優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障がい者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。	特定非営利活動法人ハート・プラスの会 TEL：080-4824-9928
【ヘルプマーク】 	外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。 （例）義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方等	東京都福祉保健局 障害者施策推進部計画課 社会参加推進担当 TEL：03-5320-4147

2. 委員会設置要綱

○かほく市障害者福祉計画等策定委員会要綱

平成18年6月26日

告示第84号

改正 平成25年4月1日告示第64号

平成31年3月29日告示第33号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に定める市町村障害者計画並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条に定める市町村障害福祉計画(以下「計画等」という。)を策定し、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な検討及び推進を図るため、かほく市障害者福祉計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 障害者を取り巻く社会環境の分析及びその対応方針に関すること。
- (2) 障害者のための行政の役割及び総合的な福祉施策のあり方に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか計画等の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 市内に住所を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画等の策定が完了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部健康福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 施行日以後、最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則(平成25年4月1日告示第64号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成31年3月29日告示第33号)抄

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

3. かほく市障がい福祉計画策定に関係した方々

○かほく市障害者福祉計画等策定委員会委員名簿

順不同

	氏名	しめい	区分	所属	役職
1	櫻井 志保美	さくらい しほみ	学識経験者	石川県立看護大学	教授
②	北野 浩子	きたの ひろこ	保健医療関係	石川中央保健福祉センター	健康推進課長
③	北村 立	きたむら たつる	保健医療関係	石川県立こころの病院	院長
4	塚本 誠次	つかもと せいじ	福祉関係	かほく市身体障害者福祉協会	会長
5	吉田 建	よしだ たつる	福祉関係	かほく市民生委員児童委員協議会	会長
6	本多 栄治	ほんだ えいじ	福祉関係	かほく市社会福祉協議会	地域福祉係長
7	釜井 泰廣	かまい やすひろ	福祉関係	かほく市町会区長会連合会	副会長
8	寺嶋 立弥	てらしま たつや	福祉関係	かほく市手をつなぐ育成会	事務長
9	坂田 和夫	さかた かずお	福祉関係	河北郡市聴覚障害者協会	会長
10	岡田 文貴	おかだ ふみたか	福祉関係	社会福祉法人 四恩会 ライフクリエートかほく	管理者
11	多々見 與平	たたみ よへい	福祉関係	社会福祉法人 白千鳥会	管理者
12	西井 巖	にしい たけし	福祉関係	社会福祉法人 眉丈会	施設長

◎委員長 ○副委員長

《事務担当》

中田 肇	健康福祉部長	寺本 美希	// 保健師
西盛 豊樹	健康福祉課長	山下 洋子	// 会計年度任用職員
沖野 良一	// 担当課参事	上野 千香	相談支援専門員（委託）
高木 雅代	// 主幹	大谷 奈美恵	//
中川 美紀	// 障害福祉係長	前川 友恵	//
松本 沙姫	// 主査	松本 万里子	//

令和6年2月26日

かほく市長 油野 和一郎 様

かほく市障害者福祉計画等策定委員会
委員長

北 村 立

「第4次かほく市障がい者計画」、
「第7期かほく市障がい福祉計画」及び「第3期かほく市障がい児福祉計画」の
策定について（提言）

障害者基本法に基づく「障がい者計画」と障害者総合支援法に基づく「障がい福祉計画」及び児童福祉法に基づく「障がい児福祉計画」の整合性を持たせ、障がいのある方の福祉の向上を目指す「第4次かほく市障がい者計画」、「第7期かほく市障がい福祉計画」及び「第3期かほく市障がい児福祉計画」を策定いたしました。

かほく市障害者福祉計画等策定委員会では、障がいの有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する「多様性を認め合う地域共生社会」を推進し、障がいのある人もない人も地域で当たり前の生活ができるようにする社会の実現を目指す具体策を検討しました。

本計画は、第3次かほく市障がい者計画策定からの基本理念「自立して自分らしく支えあい暮らせるまち かほく」を継承し、「第4次かほく市障がい者計画」、「第7期かほく市障がい福祉計画」及び「第3期かほく市障がい児福祉計画」を提言します。



第4次かほく市障がい者計画（2024年～2029年）
第7期かほく市障がい福祉計画（2024年～2026年）
第3期かほく市障がい児福祉計画（2024年～2026年）

令和6年3月策定

編集・発行 石川県かほく市健康福祉課

住所 〒929-1125 石川県かほく市宇野気二81番地

電話 076-283-7120（直通）

FAX 076-283-4116（直通）

E-mail kenkou@city.kahoku.lg.jp

